

平成29年 9 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成29年 9 月14日（木）

平成29年 9 月19日（火）

平成29年 9 月29日（金）

平成29年10月 2 日（月）

平成29年10月 3 日（火）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成29年 9 月14日（木）		5 頁
平成29年 9 月19日（火）		43頁
平成29年 9 月29日（金）		73頁
平成29年10月 2 日（月）		153頁
平成29年10月 3 日（火）		211頁

平成29年 9 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	9 月 14 日（木）	開会 審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第18号 市民環境部関係議案審査 議案乙第18号、議案乙第19号、議案乙第20号 議案甲第32号 〔説明、質疑〕
第 2 日	9 月 19 日（火）	現地視察 ベストアメニティスタジアム（京町） 議案審査 議案乙第18号、議案乙第19号、議案乙第20号 議案甲第32号 〔総括、採決〕 報 告（健康福祉みらい部社会福祉課、市民環境部市民協働推進課、国保年金課） 第 5 期鳥栖市障害福祉計画策定の概要について 第 8 期鳥栖市高齢者福祉計画策定の概要について 第 2 次鳥栖市男女共同参画行動計画後期計画策定の概要について 旭まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等について 国保制度改正（広域化）にかかる経過及び今後の予定について 第 2 期鳥栖市保健事業実施計画（データヘルス計画）策定の概要について 〔報告、質疑〕
第 3 日	9 月 29 日（金）	審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第26号 〔説明、質疑〕
第 4 日	10 月 2 日（月）	市民環境部関係議案審査 議案乙第26号、議案乙第27号、議案乙第28号 〔説明、質疑〕
第 5 日	10 月 3 日（火）	議案審査 議案乙第26号、議案乙第27号、議案乙第28号 〔総括、採決〕 閉会

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成29年 9 月13日付託〕

議案乙第18号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）〔可決〕

議案乙第19号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）〔可決〕

議案乙第20号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）〔可決〕

議案甲第32号 佐賀県東部環境施設組合の設立について〔可決〕

〔平成29年 9 月19日 委員会議決〕

〔平成29年 9 月28日付託〕

議案乙第26号 平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について〔認定〕

議案乙第27号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について〔認定〕

議案乙第28号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について〔認定〕

〔平成29年10月 3 日 委員会議決〕

2 報 告

第 5 期鳥栖市障害福祉計画策定の概要について（健康福祉みらい部社会福祉課）

第 8 期鳥栖市高齢者福祉計画策定の概要について（健康福祉みらい部社会福祉課）

第 2 次鳥栖市男女共同参画行動計画後期計画策定の概要について（市民環境部市民協働推進課）

旭まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等について（市民環境部市民協働推進課）

国保制度改正（広域化）にかかる経過及び今後の予定について（市民環境部国保年金課）

第 2 期鳥栖市保健事業実施計画（データヘルス計画）策定の概要について（市民環境部国保年金課）

平成29年 9 月14日（木）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

社会福祉課参事 武富美津子

社会福祉課地域福祉係長 庄山 裕一

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 松隈 義和

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課スポーツ振興係長 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 宮原 信

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子

市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市民課長	村山 一成
市民課整備係長	原 隆士
市民課市民係長	大石 昌平
国保年金課長	吉田 秀利
国保年金課長補佐兼健康保険係長	古賀 友子
国保年金課年金保険係長	山内 一哲
税務課長	青木 博美
税務課管理収納係長	豊増 裕規
税務課市民税係長	槇 浩喜
税務課長補佐兼固定資産税係長	佐々木利博
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹下 徹
環境対策課担当係長	野中 潤二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第18号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

市民環境部関係議案審査

議案乙第18号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第19号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第20号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第32号 佐賀県東部環境施設組合の設立について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

1 人

7 その他

なし

午前 9 時 57 分

開議

中川原豊志委員長

平成29年9月定例会の厚生常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定、その他

中川原豊志委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案は４件でございます。

審査日程につきましては、本日14日は健康福祉みらい部関係の乙議案1件の審査、市民環境部関係の乙議案3件の審査及び甲議案1件の審査を行います。

15日は予備日として、19日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思いますが、現地視察については、後ほど副委員長から説明をいたします。

審査日程につきましては、以上のとおりと決したいと思いますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。異議なしと認め、よって委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察について説明をお願いいたします。

柴藤泰輔副委員長

現地視察につきましては、もし御希望の視察場所があれば、本日17時までに私のほうにお伝えください。

なお、今、鳥栖スタジアム、ベストアメニティスタジアムの塗装事業について1点、候補地として挙がっております。

以上です。

中川原豊志委員長

説明がありましたけれども、よろしいですか。

では、スタジアム以外に視察予定地がありましたら、お願いをいたします。
 それでは、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

~~~~~

次に、項 3. 委託金、目 3. 衛生費委託金、節 1. 保健衛生費委託金でございます。

これは、アスベスト健康調査委託金でございます。内容につきましては、歳出で御説明をいたします。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

款18. 寄附金、項 1. 寄附金、目 2. 教育費寄附金、節 2. 保健体育総務費寄附金につきましては、スタジアム塗装改修事業の設計委託に対する企業版ふるさと寄附金を補正するものでございます。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税制度につきましては、地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附について、税控除の優遇措置を設けるものでございます。

現行の軽減措置につきましては、寄附額の約 3 割でございますけれども、この企業版ふるさと納税制度につきましては、これに加え、約 3 割の税額控除があり、合計で約 6 割の軽減となるものでございます。

制度の活用につきましては、その流れでございますけれども、企業からの寄附の申し出を受け、その後、地方公共団体が地域再生計画を策定し、内閣府の認定を受ける必要がございます。

その後、認定後に事業を実施し、実際の寄附の受領につきましては、事業が確定後となりますので、今回の場合ですと、設計業務が完了し、支払いを行う前になるところでございます。

以上で説明を終わります。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

次に、款21. 諸収入、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 4. 雑入のうち、平成28年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金3,278万4,000円のうち、3,243万4,000円が介護保険特別会計分の鳥栖市への返還金となっております。

介護保険特別会計の返還金につきましては、当該特別会計の決算によりまして、構成自治体の負担金を精算するものでございます。

主なものといたしましては、介護給付費及び事務費が見込みよりも少なかったということなどによるものでございます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出でございます。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費、節28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。普通交付税で算定されております国民健

康保険の財政安定化支援事業費の需要額が確定したこと及び国民健康保険運営協議会の開催回数の増加に伴い、事務費繰入金の増額補正をお願いするものでございます。

財政安定化支援事業につきましては、当初予算で5,700万円を見込んでおりましたが、5,835万6,000円で確定をしており、差し引き135万6,000円の増額となっております。

この財政安定化支援事業につきましては、被保険者の低所得者の割合、病床数の偏り、高齢者の割合など、保険者の責めに帰さない財政事情分として補填をされるものでございます。

目3. 老人福祉費、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、シルバー人材センター補助金の補正としての10万円及び歳入のほうでも申し上げました地域介護福祉空間整備推進交付金としての高齢者福祉施設のスプリンクラー設置の設置経費に係る補助金322万7,000円でございます。

シルバー人材センターの補助金につきましては、国からシルバー人材センターに補助金の内示があり、その補助額に合わせ、市の補助額を増額するものでございます。

高齢者福祉施設のスプリンクラー設備の設置経費の補助金につきましては、平成25年に長崎県で起きましたグループホームの火災により多数の高齢者が犠牲になるという痛ましい事故を受け、平成27年4月から自力での避難が困難な高齢者が多数入所する施設につきまして、スプリンクラーの設置が義務化されたことにより、設置を希望する施設に対し、国が助成を行うこととなっております。

今回、原町にございます有料老人ホーム人と木ステーションから助成の希望がございまして、国から補助の内示があったことから、補正をお願いするものでございます。居室にスプリンクラー設備と、水圧が不足するために消火ポンプユニットを設置することといたしております。

スプリンクラー設備は、施設の床面積1平米当たり9,260円、消火ポンプユニットは1設備232万円、合わせて最大322万7,000円を助成することとしております。

なお、国の補助率は100%となっておりますが、工事費が安くなれば実績額に応じて補助金を交付するという形になります。

次に、項5. 災害救助費、目1. 災害救助費、節20. 扶助費につきましては、今年度に入り、4月に京町の店舗を1棟が半焼、5月に田代外町の住宅1棟が全焼し、高齢者2名が死亡。そして、6月に儀徳町の同じく住宅1棟が半焼。3件の火災により、当初予算の20万円に予備費から20万円を充用して見舞金を支給しておるところでございますが、現計予算がなくなりましたので、当初予算額と同額の20万円の補正をお願いするものでございます。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目2. 予防費でございます。節9. 旅費につきまして

は、環境省が実施する検討会や自治体担当者会議が当初の回数よりふえると連絡がございましたので、それに必要な経費を計上いたしております。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

款10. 教育費、項5. 保健体育費、目3. 体育施設費、節13. 委託料につきましては、スタジアムの塗装改修事業の設計業務委託料でございます。

今回、スタジアムの鉄骨や外壁等の塗装改修工事を行い、まちのシンボルとしての輝きを取り戻すことによって、交流人口の増加、サガン鳥栖応援機運の高揚、サガン鳥栖を通じたシビックプライドの醸成へとつなげてまいりたいと考えております。

塗装改修事業につきましては、今年度設計業務、平成30年度、31年度で塗装改修工事等を計画しており、総額で6億8,600万円の事業費を予定いたしております。

なお、歳入で申し上げましたけれども、事業費総額を企業版ふるさと納税で寄附の申し出をいただいたところでございまして、今年度、設計業務として1,300万円を補正しているものでございます。

以上で、健康福祉みらい部関係の説明を終わります。

#### **中川原豊志委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

どなたかございますか。

#### **国松敏昭委員**

ちょっと、わからんからですけど、今御説明をいただいた鳥栖スタジアムの塗装改修工事の設計業務ということで、確かに今、地方創生応援税制の企業版ふるさと納税ということで、それに合致というか、そういう形でされたということですが、何を聞きたいかっちゃうと、今後、(発言する者あり)このスタジアムにしろ——ちょっと静かに——ほかの施設もあると思うんですよ。

今後、こういう形で、そのいきさつね、この企業がこの鳥栖市に来られたいきさつ、これに賛同というか、寄附をしていただくということですが、その過程はどうだったのかということ。

それと、今後PRすることによって、さらにほかの施設もこういう形ででき得るのか、もちろん相手があることだからね。

その辺の、まず、具体的に名前、出していただければ出していただいて、今後もこういう形で広がっていくのか。また、本市としても、そういうのも想定の中に考えてあるのか。

当然、スタジアムにおいては、毎年すごいお金が、維持管理するために要するということは、



よくわかりますけど。

それから、中長期保全計画ということで、今回、全体勉強会かな、その整合性についても、よかったら教えていただきたいと思います。

まず、その1点をお聞きします。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

まず、経過といたしましては、今回寄附の申し出をいただきました株式会社Cygames様でございますけれども、こちらにつきましては、平成27年からサガン鳥栖のスポンサーになっております。

その関係で、ホームゲーム等で来場される折に、スタジアムのさび等の部分を懸念されておりまして、来場されるとき等につきまして、塗装の改修をする必要があるというようなお話も申し上げたところでございます。

今回、Cygames様におかれましては、そういう形でサガン鳥栖をより盛り上げていきたいということの一助になればということで、スタジアムの塗装改修事業についての、この企業版ふるさと納税制度を活用したいということで、寄附の申し出をいただいたところでございます。

また、今後の他の施設への企業版ふるさと納税制度等の活用をについてでございますけれども、現時点では、企業版ふるさと納税制度が平成31年度までの事業完了ということになっております。

そういう関係で、内閣府への地方再生計画の認定、それから事業の実施、完了というところを考えると、今後、この企業版ふるさと納税制度を活用するという部分については、当然、企業からの寄附の申し出の意向がないとまいりませんけれども、時間的に厳しいものがあるのかなというふうには感じております。

それから、公共施設中長期保全計画でございますけれども、スタジアムを含めまして、体育施設、非常に計画的な改修等が必要というふうに思っております。

特に、スタジアムにつきましては、平成27年1月から3月に保全調査を行いまして、さび等が全体的に進行していると。

ただ、状況としては、厚さが著しく減少しているところはないということで、すぐには影響はないけれども、今後を考えた場合には、さびの進行を抑えて長寿命化を図るためには、塗装改修工事等を実施していくことが必要であるという報告を受けまして、施設の保全の中では優先度的に高い位置づけを、スポーツ振興課としてはしておったところでございます。

ただ、何分、財源等の問題もございまして、そういう部分を含め勘案いたしまして、今回、非常にありがたい寄附の申し出をいただきましたので、事業の実施に至ったところでござい

ます。

以上、お答えといたします。

#### **国松敏昭委員**

ありがとうございました。

ちょっと、1点だけ確認ですが、事業内容のことで、寄附の申し出があった場合には、国へ地域再生計画を申請していく予定であると。

申しわけない、勉強してないんですけど、国への地域再生計画、これもやはり、企業版ふるさとそのものも平成31年で終わりということでしょうか。それとも、これはずっと続くんですか。

要するに、こういうので利用して、申請すれば何らかのメリットが出てくるのかなということで、申しわけないけど、ちょっとお聞きしたいので。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

この企業版ふるさと納税制度での地域再生計画につきましては、事業年度は平成31年度まで——（「一緒ですね」と呼ぶ者あり）はい——となっております。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

災害見舞金について教えてください。

確認にもなるかもしれませんが、支払基準というか、この金額を払うというのは、火災というのはわかるんですけど、その基準みたいなものがあれば教えてほしいんですけど。

あと、この金額については、国の基準とか県の基準とかあるかと思うんで、あわせてお願いします。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

御質問の災害見舞金につきましては、市が独自に定めておるものでございます。

住宅、居住の用に供しているものだけが対象になりまして、半焼の場合が5万円、1棟当たり5万円です。

全焼の場合が、1棟当たり10万円となっております。

そして、もしお亡くなりになられた場合でございますけれども、そのときには、お1人当たり10万円の見舞金を出すという形になっております。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

全焼して死亡した場合は10万円ということになりますね。

ちょっと、その先なんですけど、内容、例えば、一戸建てが燃えまして、燃えた内容は、根拠っていうか、例えば、寝たばこが原因であったとか、自分でつける人はいないでしょうけど、みずから、要らないからつけたときの内容とかはきっちり見た上で、払える内容、払えない内容というのがあるんですか。それとも、一括して燃えたら払うっていう考え方ですか。

**吉田忠典社会福祉課長**

もし、そういった事例がございました場合、要は自分で火をつけたという場合には、当然、支給はいたしません。

過失の程度が非常に重たい場合、みずから火をつけたとかいう場合には支給をいたしますが、ある程度の過失とかいうところまでは、いろんな過失の程度はあると思いますけど、いわゆる犯罪になるようなところでは支給はいたしておりません。

以上でございます。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

そうしたら、支払基準とか金額、その内容とかはわかったんですけど、そうしたらもう一点、火災の際に密集地とかで火災が起きた場合、全焼とか半焼とかするんですけど、例えば、密集地で隣の家とかがもらい火とかで半焼したり全焼したりする場合があるんですけど、仮に対象となった家が全焼、隣の家が側面がほぼ燃えてしまったっていう場合は、周囲の方の家っていうのはどういう扱いになるのでしょうか。

**吉田忠典社会福祉課長**

火災によりまして、もらい火となった場合にでも、見舞金の対象にはなるようにしております。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

そうしたら、半焼、大体もらい火ですところは、もうよっぽどな大火災がない限りは、半焼とか、ちょこっとしか燃えないとか、壁が一面燃えましてとかいう程度になるかと思うんですけど、そういった場合っていうのは、もう半焼の範囲までは入らないというところになりますか。半焼の範囲を教えてください。

**吉田忠典社会福祉課長**

焼失の状況につきましては、消防等が全焼、半焼等の判断をしておりますので、それに準じた形で対応をしております。（「以上です。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

**西依義規委員**

スタジアムのほうに戻っていいですか。

先ほどの長寿命化計画、公共施設の。それだったら、通常、何年に塗装工事する予定だったんですか。

**古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

長寿命化計画ではございませんけれども、これまでスポーツ振興課のほうで考えていたところでは、4年ぐらいをかけて塗装改修を行っていくことを考えていたところでございます。

以上でございます。

**西依義規委員**

これ、総額で6億8,000万円ぐらいかかるんですが、例えば、目的はスタジアム来場者数の増加及び利用者に対して安全、快適な、というふうに目的があるんですが、どうせ足場を組むなら、例えば、電気設備とかほかのところも市の財源を入れて、本来だと別予算で1億円かかるのが、ひょっとしてプラス5,000万円で終わるとか、そういうような想定はされているんですか。

ここもやったほうが、同じ……、全体改修のときに、もちろんお金が6億円しかないんで、これまでとするのか、鳥栖市が市債なり何なり一般財源として、その工事に加えるのか、そういう検討はされているんですか。

**古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

スタジアムにつきましては、計画的に改修を行っております。

大規模な改修といたしましては、芝の張りかえ、それから、トイレの洋式化、トイレ等の増設、それから、大型映像装置、ビジョンの改修、それから、夜間照明の改修等を実施したところでございます。

今年度も給排水のポンプの改修等を実施しているところでございまして、今回、塗装等に伴いまして、実際には塗装改修工事を考えております。

それで、今後に必要な改修につきましては、実施をしていきたいと考えておりますけれども、今回、この事業につきましては、外壁等の塗装等を考えているところでございます。

以上でございます。

**西依義規委員**

ということは、照明設備も変えたし、最終的に残ったのがこの塗装工事であるというふうに考えていいんですか。あと、どこか残っていますか。

**古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

大規模な改修として考えられますのは、この塗装関係、それから、もう一つは座席の関係が残っております。

ただ、長寿命化を図るという意味では、まずは塗装を早急に実施したほうがいいという判断でございます。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

いや、僕も見に行っていて、座席が一番思うんで。20年以上たって、目的にスタジアム来場者数の増加とかを掲げるなら、ただ安全だけを、究極、追求するのなら、もちろん塗装で終わっていいんでしょうけど。

この事業目的にそういうふうに書かれるのであれば、僕はせめてメインスタンドの真ん中ぐらいは、ちょっといい座席にするとか。

何か、要はリニューアル感を市民の皆さんに持っていただいたほうが、僕はその効果、せっかくいただいたこの寄附金を倍にも3倍にもできるんじゃないかと。

その辺を、よかったら検討していただいたほうが、1を1で返したら、多分、それまでなんで。1を3か4にしていけないかんので。

ぜひ、今から間に合うかどうかわかりませんが、そうした意見がありまして。

じゃあ、そういった座席のリニューアルは、何年ぐらいを計画されていますか。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

座席につきましては、既製品を取り外して設置をするというような形でございますので、もし改修をするとしたら単年度で実施ができるものと思っております。

ただ、全体的になりますと、座席の幅であったり、背もたれであったり、一定の基準等がございますので、そういう基準等をクリアすると、観客席数の減少等もありますので、そこら辺の部分も勘案しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

質問に対する答えにはなっていないんですけど、僕は、計画的って言われたんで、何年ごろ、もっと言うなら、概算で今、計算されているのが幾らぐらいかかって……、言うなら、あの収容人数、絶対入らんやないですか、あれ、収容の人数は。詰めてから座るならあれですけど、もっと快適でっていうものを目指すのであれば、もちろん収容人数の減もあるし、その分居心地いい、そういうスポーツ文化に触れ合うみたいな、高いところを望んでいると思うんですけども、計画されていますか。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

座席の改修につきましては、サイドスタンド、今、立見席になっているところ等も含めると、5億円以上かかるものというふうに考えております。

ただ、全体的に、今、約2万5,000人収容のスタジアムでございますけれども、座席の幅であったり、そういう部分、全体を変えると2万人程度に減少するというようなこともございます。

実際、座席につきましては、スタンドの傾斜等で非常に見やすいというような評価をいただいているところでございまして、何年から改修するという部分では、計画としては現時点ではないんですけれども、将来的には、今後、改修は必要であるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

**中川原豊志委員長**

よろしいですか。

**成富牧男委員**

2つ聞きます。

1つは、さっきの災害見舞金の件ですけど、これは、別に自分が所有しとるとか借家とか関係ないと思っておりますが、そのことと、それから、さっき過失って言われましたけれども、なかなか過失かどうかというのがはっきりしないことがあります。

私がかかわったやつでも、消防署が結論出すのにかなり、何カ月どころかかなりたったこともございますが、そこら辺はどうなんですか。悪質な過失、悪質な場合は云々って言われましたけど、基本、どういうスタンスなんですか。基本、出す方向で考えてあるんですか。

今、具体的に私が申し上げたようなやつについては、なかなかわからないっていう例ですね、そういうやつのはときはどうされるのか。

それが1点。

**吉田忠典社会福祉課長**

まず後段の御質問でございますけれども、過失かどうか分からないときはどうするかという問題でございますが、災害見舞金っていうところの性格上もございまして、生活再建のためにまず生かしていただくという形で、支給はできるだけ早急にすると。

それで、もし後ほどそれが重過失であったり、放火とかそういった犯罪行為とかいうのであれば、返還を求めていくというような形で対処はしていきたいと考えております。（「借家とかなんとかは関係ないということね」と呼ぶ者あり）

**中川原豊志委員長**

借家であっても……。

**吉田忠典社会福祉課長**

失礼しました。

前段の質問でございますけれども、基本的には、住家、誰かが住んでいらっしゃる住宅が対象となりますので、見舞金はそこにお住まいの方に対してお出しをするという形にしております。

**成富牧男委員**

だから、借家とか自分の持ち家とかは関係ないということでもいいんですね。

**吉田忠典社会福祉課長**

そのように考えてもらって結構です。

**成富牧男委員**

次は、地域介護福祉空間整備補助金、これも大分、何件目かだと思うんですけど、これ時々、ああ、また今回も出ているなっちゅう感じで出ていますが、先ほどの説明では平成25年の火災を契機に、平成27年4月から義務化されたというふうに説明があったと思いますが、これ、当然、今出しているということは、経過措置か何か、猶予期間か何かがあるから、今出しているんですよね。

もし、平成27年4月に義務化されておれば、これ、平成26年3月に開設しているわけですから、何かあるんですか、そこ。当然、あるんでしょうね、ここはオーケーになっとるわけだから。

**吉田忠典社会福祉課長**

消防法の施行令が改正されましたのは、2015年4月1日から、2015年ですので平成27年4月1日から小規模な介護施設であっても例外なくスプリンクラー等の消防用設備の設置が義務づけられております。

猶予期間につきましては、平成30年3月、今年度いっぱいまでとなっております。それ以降、未設置となれば、法令違反になるというようなところでございます。

**成富牧男委員**

ということは、それを促すためのこういう処置ということですよ。それなら、それ以降は一応、こういう補助金はもうなくなるわけですよ、1回。

**吉田忠典社会福祉課長**

補助金の制度につきましては、今後どうなるのかは承知いたしておりませんが、鳥栖市におきましては、もうこの施設で、基本的には、スプリンクラー設置義務がある施設については最後という形になっておりますので、鳥栖市としては今回が最後になるかとは思いますが。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

**中川原豊志委員長**

ほか、ございますか。

**国松敏昭委員**

今の関連で、この総事業費っていうか、これ、何割ですか、国庫補助金は。まず、それを教えていただけますか。

**吉田忠典社会福祉課長**

国庫補助金につきましては、100%国庫補助となっております、最大限といいますか、その補助の最大額が、この施設でございますと、98平米ございまして、98平米に平米単価9,260円を掛けた90万7,000円と、あと消火ポンプユニットといたしまして、水圧が足りないところには圧力をかけてスプリンクラーから水を出すという形にしますので、その消火ポンプユニットの設置費用として232万円、合わせて最大322万7,000円を補助するという形になっております。

**国松敏昭委員**

それで、全額国庫補助ということですが、要するに、こういう小規模介護施設、これは市の監督ですよ、いろんなチェックするための。

**吉田忠典社会福祉課長**

小規模介護施設、いろいろ所管の部署が違いまして、今回の有料老人ホームの場合は、県が所管する形になっております。

**国松敏昭委員**

それで、何を言いたいかわちゅうと、そういう、一応これで終わるということですけど、いろんな不備で、いろんな事故があつたりしてきたからこういう制度を設けて、されたと思うんですが、それ以外で、いろんなそういうチェックするのが市なのか県なのかということで、県ということですが、それは何か定期的に点検というか、調査っていうか、そういうのは県に聞かんとわからんとですか。

**吉田忠典社会福祉課長**

今回、スプリンクラー設備を設置しますけれども、この消防設備に関しては、消防署が指導、監督をする形になっております。

建物自体は、そういった機能的なものについては、県が有料老人ホームについてはするんですが、消防設備等に関しては、消防署のほうで指導、監督をするという形になっております。

**国松敏昭委員**

ちょっとしつこいようですが、消防署がするということですが、そういうのは全部監督責任である、例えば小規模とかそういうの、要するに、きちとなっているかどうか、二度と



さっき言われた長崎県の、ああいうものとか起きないような、そういうシステムになっているのかなと。それだけちょっと確認しておきたいと。

今、消防署がしよるけん、私たちは……、ちょっとそういうものまで把握できないのか。それとも、全部そういういろんな項目に対して把握できているのかという確認です。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

まず、今回のスプリンクラーの設備につきましては、県等で設備等を把握しておりまして、消防設備がないのはもうここだけだったというふうなところは、県が把握をしておりました。

実際に、私たちのほうでは、有料老人ホーム等が設置される場合には、私たちのほうには特に通知とかそういうのは全くなくて、開設する前には県のほうに出すという形になっておりますので、私たちのほうでは十分把握できない点はあるかとは思います。

#### **国松敏昭委員**

いずれにしても、監督責任のもとでチェックされているとは認識しますが、何らかの形で市が携わる以上、やはり事務にかかわること等、あると思いますし、そういう意味で、情報を共有するためにも、やはり私としては、知るべきことが多々あるかと思うんですよ。

そいけん、その辺が一本化しているのかなという思いがあったものですから、今の答弁はちょっと私は人任せっちゃうか、それは監督、市としての監督権限内とか、その範囲は別ですというように聞こえます。

いずれにしても、やはり事があって、物事が休止になったり、いろんな手当てをするというのは、これはもう当然、今の流れと思うんですが、未然にきちっとチェックする、または監督を厳しく、ルールに従ってやることによって、防げることもいっぱいあるということだけ申し上げておきます。

以上です。（「虐待防止やら言っとかないかんとやないと」と呼ぶ者あり）

#### **中川原豊志委員長**

ほか、ございますか。

#### **内川隆則委員**

1つは、さっき成富委員が質問していた災害見舞金ね。

あれ、悪質やったら戻してもらおうとかいう話を、ついで話んごとして、されよったが、きょう多分、総務文教常任委員会で犯罪被害者見舞金ちゅうのが出とると思うっちゃん、30万円。

これは、話を聞くと、国から600万円か700万円か出るらしい、犯罪被害者はね。

ところが、時間が物すごくかかってくるらしいから、とりあえず30万円を市から出すようにいたすようなものですよというふうに言われとるから、悪質か悪質でないかっていうのは、

裁判をしてみないとわからんような状況になってしまうと、いつになるかわからんたいね。

だから、とりあえずっていう意味で考えるならば、戻してもらおうかというふうなことは訂正してもらいたい。

もしくは、総務文教常任委員会でどういうふうな結論を出されるのか、足並みをそろえてもらいたいというふうに思いますので、いかがですか。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

そうですね。犯罪被害者の条例が今回出ておりますので、そこは所管の総務課のほうとも話し合いまして、統一した見解を出していきたいと思います。

#### **内川隆則委員**

次に、スタジアムの関係ですが、私が議員になったときには、もう計画がきちんと立って、あとは建てるばかりであったんですが、その後、こんな塗装をしなくても、鉄筋のさびのしないやつでなぜ建てなかったのかというふうな話もおいおい聞いてきたいきさつがあります。

なぜさびがしたのかっていうと、レールの鉄粉が塗装にくっついて、それがさびの原因になったというふうな話だから、ここ20年間のうちに、塗装の技術は非常に高度化してきているので、ただやけんやらせりゃよかたいというふうな感じじゃなくて、もう二度とさびをしないような状況ができるような内容の技術的なものとか、材料的なものとかいうふうなやつを研究して、ぜひやっていただきたいというふうに思います。これは要望です。

それと、ふるさと納税の関係で、企業版のもう少し、これは6億円も7億円もの話やけん、それは今の時期になっても仕方ないかもしれんけど、金額が何十万円っていうやつでも、9月議会にしか載せられないというふうなことが非常にいら立たいと。

本人はもう3月で税金を納めておるのに、何で9月過ぎて10月ごろになってしまうのかっていうふうな思いがあるわけで。

これはもう、今の鳥栖市の話じゃないんですけど、課長がさっき、国の何とか計画をというふうなルール説明のありよったけど、あれをもう少し簡素化できないのかというふうな思いがあるので、改めて、今の作業の仕方っていうのを説明をしてもらいたいと思います。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の仕組み、制度の活用の流れでございませうけれども、まず、地方公共団体が地方版の総合戦略を策定ということで、これについては、市のほうでは策定をいたしているところでございます。

それで、いろんな事業を企画していく中で、そういう事業の企画に対して、企業のほうが寄附をしたいという意向等があれば、それを踏まえた上で、地方公共団体が地域再生計画をつくると。



午前10時51分休憩



午前11時4分開議

中川原豊志委員長

再開します。

~~~~~

市民環境部

議案乙第18号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

中川原豊志委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。まず、議案乙第18号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、ただいま議題となっております、議案乙第18号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 11. まちづくり推進センター費でございます。節 19. 負担金、補助及び交付金の公民館類似施設整備補助金につきましては、鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則に基づきまして、町区の公民館の増築及び改修をするための経費の一部を助成するものでございます。

公民館類似施設整備補助金は、増築、改修につきましては、補助率が10分の2、限度額が100万円となっております。

今回、補正予算といたしましてお願いしておりますのは、柚比町荻野公民館、萱方町公民館及び曽根崎町公民館でございます。

また、増築、改修の内容につきましては、柚比町荻野公民館につきましては、空調設備の

設置、萱方町公民館につきましては、屋根、外壁の塗りかえ及び照明器具の更新、曾根崎町公民館につきましては、台所及び物置の増築をそれぞれ計画されておられます。

3つの公民館の整備に対します補助金といたしまして、今回161万円を計上させていただいております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

国松敏昭委員

すいません、ちょっと何点か教えてほしいんですが、3点ほどです。

1つは、これ、類似公民館と我々は呼んでいまして、類似公民館だと思いますが、類似公民館は、今、何カ所かあるのか。その把握はされてあるのか。

要するに、古いとか、いつ建てているのかとか、そういうものを把握されているのかなというところが1つ。

それから、もう一つは、予算づけの件ですが、建設費用の予算を立てるために、一遍にばあっと、今回は3カ所ですが、例えば、更新の場合は上限が500万円ですよね。そうすると、その辺の予算づけの目安というか、今後のそういうのも計画の中にあるのかどうか。

予算、要するに、あくまでも全体ばつかまんと予算は立てにくいでしょうけど、そういうのがあるのかということ。

3点目は、類似公民館における耐震性の調査とかは、これは自己負担なのか、いや、役所は関係ありませんというのか。ちょっとその点も教えていただけたら、知らないから、申しわけないんですけど。

そういうことで、この3点についてお答えをいただきたいと思います。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今、御質問ございました。

まず、公民館類似施設が市内に何カ所あるのかということにつきましては、現在のところでは、その数につきましては、把握をしておりません。

といいますのが、自治会が75、市内に町区がございますけれども、それぞれの町区、それと対象となりますのが、それぞれの班で管理をされておられるところも対象となるようにさせていただいております。それで、それぞれ町区及びその班の集会所の数というのは、ちょっと把握していないところでございます。

あわせて、それぞれの施設がいつ建ったかというようなことにつきましても、こちらのほ

うでは把握をしていないところでございます。

次に、予算の目安ということで、一度に申請があつたりとかというようなことに対応ということなんですけれども、今回、この補助金の各町区への御説明といいますのが、9月の嘱託員会でそれぞれ町区のほうにお知らせをするようにしてございまして、それで、町区のほうで計画がございましたら早目に市民協働推進課に御連絡いただくようお願いをしております。

そこで把握できるものにつきましては、当初予算編成までに予算編成の中に入れていって、計上させていただきたいということで行っているところでございます。

あと、補正で上がってくるもの、それ以後計画がされた分につきましては、状況を把握しながら、予算要求ということでさせていただいております。

次に、耐震性の調査につきましては、現在のところ、集会所、公民館類似施設の分につきましては、補助ということでの対象とはいたしていないところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

町区かもしれないに類する人たちの責任のもとにされているから、把握はできていないちゅうことですね。ちゅうか、予算をつける以上は、何かそこら辺に基準を設けて……、基準というか、把握ぐらひは、僕はされるべきじゃないかなと思うんです。これは要望。

そして、もう一つは、耐震性も当然、市としては、その所有者もしくは管理者が耐震処理もするというのですが、それで、何を言いたいかわちゅうと、この類似公民館、私の住んでいるところも相当、もう60年以上なるとかな、そういう話が今、あっていますが、なかなか予算っていうか、お金のめどがつくためには、話し合いとか、過程が必要ですので、時間がかかるわけですが。

要するに、当然、やっておられるところ——事例を知ればで物事が進むということもありますが、そうしたら、ちょっと最後ですが、類似公民館の位置づけっていうのは、いろいろわかるところもありますが、本来、行政としてどういうふうに見てあるのか。ちょっとそれだけ確認をさせていただきたいんですけど。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

類似公民館の位置づけといたしましては、もちろん地域の自治会のほうの集会、いろんな交流の場ということで広く御利用いただいているところかと思っております。

そういったこともございまして、こういった補助金といいますか、制度をつくって、交流、自治会の活動の支援をさせていただいているということでございます。

国松敏昭委員

ちょっと、私がまだ勉強不足でよく理解できないところもありますが、いずれにしても、部長、ちょっとこの辺は、類似公民館のあり方は、もちろん市が補助金出さなければいいですよ、勝手にやらんねっっちゃうかな、それはもう切り離して、いや、もう補助金だけですよという規約とか、そういうのはあるんですか。

ちょっとその辺は……、要するに、何でもかっちゃうと、いろんなケースがあると思うんですよ。本当に適正に補助事業が遂行されるということと、またいろんなことがあった場合に、これまでは行政が支援できますよとか、いろいろあると思うんですよ。

それを、何かそういう基準もないで、お金だけ出して、それでいいのかなっていう、ちょっとそれが心配というか、納得いかないもんですから。何かその辺の見解がありましたら、教えていただきたいと思います。

橋本有功市民環境部長

国松委員がおっしゃるように、町区の公民館については、やはり地域住民の方の最小の単位の中での拠点となる施設なので、一般質問の中でも御答弁しましたように、自主避難所としての位置づけを住民の方々にされているという部分もございます。

そういう意味では、住民の方がいろいろな学習とかをする場合においても、最初に頭の中に、場所も含めて想定できる拠点だと思っておりますので、そういう意味では、市としてもそういう場所、拠点の支援という形で補助をさせていただいているということでございます。

今後もうどういう形で御支援ができるのかというのは、引き続き検討をしていくべきものかとは考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いかがですか。よろしいですか。（「もうちょっと勉強します」と呼ぶ者あり）

ほか。

成富牧男委員

今、国松議員が言われたんで、ちょっと関連するかもしれませんが、ちょっと整理してもらいたいんですけど、公民館類似施設っていいですよ。今、鳥栖市には、公民館は名称としてはもうなくなっていますよね。ないですね。機能を持っているっていうかもしれんけど、公民館はないですよ。

だから、そこら辺のまず整理で、今、いろいろ類似公民館といっても、いわゆる町区のもう一つ下の班とか組とか、私のところは組って言いますが、小部落の集会場でありますけど、まず、そこら辺の位置づけは。

私に言わせると、類似公民館という名称についても、公民館がない、親分じゃないけど、

もともとの公民館がないのに公民館類似施設っていうのもいかなものかと思うんですけど。そこんところはどうか、まず。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

公民館類似施設ということで、今、成富議員がおっしゃるように、まちづくり推進センターということで、各地区の公民館が名称を変えまして、いろんな地域、地区の活動拠点ということで施設の位置づけをしております。公民館類似施設、自治組織の集会施設、交流施設ということで公民館類似施設というのを従前からそういった名称で取り扱っておりまして、そこが、今おっしゃったような視点での改名、改称は必要がないということで、現在に至っているということでございます。

ですから、町区ですとか班とかそういったところの集会施設ということを指して、公民館類似施設ということで呼んでおります。

成富牧男委員

市民にとってはちょっとわかりにくいんじゃないかなと、公民館がないのに公民館。私はむしろ公民館を残して欲しかった派なんですけどね。

それで、ちょっとすいません、具体的な話になりますけど、幾つか。

例えば、集会場の持ち主が、大体、昔の人の名義になったり、そのままになった、当時の区長さんとか班長さんとか組長さんの名義のままになっったり、そういうところもありますよね。そういうのはあんまり関係ないんですか。

それから、法人でなくてもいいのか、対象施設が。

それと、あと1つ言うなら、具体的に言ったほうがわかりやすいので、私の地域の小部落のところは、実際は生産組合の、それこそ実行班、その所有で残っているんですよ。いわゆる班、組が実際借りてやっているようになるんですけど、生産班とかそういう持ち主はあんまり関係なく対象になるんですか、そこんところを。

わからなければ、もう一回聞きます。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今、持ち主はということで、そういう町区、班で財産を持っておられる場合に、相続の関係とかあって、そこを整理するために認可地縁団体の手続をされるところがございます。

全ての自治会、そういった集会所を持っておられるところがそういう制度を利用されておられるかという、まだされておられないところもございます。

それで、この補助金の対象といたしましては、その所有者、権限を持っておられる方がどなたか、そのずっと以前の区長さんのお名前になっているかというところを、実務上、補助金の申請の中では確認はいたしていないというところではございます。ですから、町区、法

人格を持っていない個人の、以前の区長さんのお名前になっておられるところを外して、あそこは補助金を交付しないとか、申請を受け付けないというふうなことは、今のところ行ってはいないところでございます。

それと、先ほど生産組合といいますか、そこがもともと持っておられたところ、実態として班の集会所ということで使っておられる場合につきましては、それは集会所ということで見なすことができるんじゃないかと思っております。

ただ、例えば、ある業種ですとか業界ですとか、そういったところが使っておられる集会所というのは、その地域の自主的な、自治会的な班の集会所ではございませんので、その場合は趣旨がちょっと変わってまいりますので、補助はできないのではないかと考えております。

以上です。

成富牧男委員

わかりました。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

西依義規委員

この補助を受ける範囲が増築、改修に係るって書いてあるんですけど、例えば、もちろん自分たちで耐震化をしたいと、耐震診断をしたいとか、耐震工事をしたいという場合も、この補助対象になるんですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

耐震診断につきましては、現在のところ、規則の中にはそういった項目がございませんので、施設を新しく建てる建てかえですとか、建物の改築ですとか、そういったものにつきまして補助をさせていただいておりますので、耐震診断という意味合いでは、今のところこの規則の中には入ってございません。申しわけございません。

工事自体は改修になりますので、それは対象になってくるものと考えております。

西依義規委員

いや、うちの公民館が地震に耐えられるのかとか、耐震工事で大丈夫なのか、新築でいかないのかっていう耐震診断って、何十万円するかわからんですけど、そういったものもぜひ御検討いただきたいんですけど。

あと、やっぱり逃げたときに非構造物、例えば、ライトとか落ちてくるとか、そういった補助的非構造物工事ですか、そういうものにはおりるんですか。例えば、ライトを体育館とかで落ちないようにするというのを公民館バージョンで、震度何のとき、これは落ちません

各町区予算が違うけん、例えば、うちはここまでできるとか、いやいや、新築だとか、あると思うんですよ。いや、最低限度、一時的に避難するまでにはしたいという町区も、もしあるとしたら、そういうふうなのも結局、耐震診断とかしないとわかんないのかなと思うんですけど、そういった補助的なやつにもこれは出るんですか、改修ということになるんですか。

照明器具とかの更新につきましては、経年劣化ですとか、そういったものにつきましては、これまで対象としてきた経緯がございます。

西依義規委員

僕は皆さんと考え方は一緒に、要はこの自治公民館を鳥栖市がどういう位置づけにしろなかで全然違うと思うんですよ。いや、今からちょっと人口もいろいろ動いていくんで、統廃合していきたいのか。それとも、今ある班単位までしっかり自治コミュニティというのを残していくためには絶対必要なかっていうところによって、それはもちろん補助ばせないかんし、いや、そういう班のやつは、もう町の公民館に合わせてもらってよかですかとか。

中川原豊志委員長

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。

~~~~~

中川原豊志委員長

– 32 –

執行部の説明をお願いします。

## 吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第19号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税、節1. 医療給付費分現年課税分につきましては、前年度繰上充用金、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金等の確定に伴い、財源調整を行うものでございます。

次に、款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費負担金、節1. 現年度分及びその下の項2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金、節1. 普通調整交付金につきましては、算定基礎となる前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の確定に伴うものでございます。

次に、款4. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 財政調整交付金でございますが、これにつきましても、国庫支出金と同様に、算定基礎となる前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の確定に伴うものでございます。

次に、款5. 療養給付費交付金は、退職医療制度に基づきまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり、算定基礎となる後期高齢者支援金が確定したことに伴いまして、補正を行うものでございます。

次に、款6. 前期高齢者交付金につきましても、額が確定したことに伴いまして、補正を行うものでございます。

次に、款9. 繰入金、項1. 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金は歳出で補正します国保運営協議会の運営経費分を繰り入れするものでございます。

また、財政安定化支援事業繰入金は、額の確定に伴うものでございます。この財政安定化支援事業繰入金は、低所得者が多い、高齢者が多いなど、保険者の責めに帰すことができない特別の事情による国保財政の負担増に対しまして、一般会計から繰り入れが認められるものであり、国からの財政措置が行われるものでございます。

次に、歳出でございます。

款1. 総務費、項3. 運営協議会費につきましては、平成30年度からの都道府県化に伴い、運営協議会の開催回数がふえる見込みであるため、2回分の経費を補正するものでございます。

款3. 後期高齢者支援金につきましては、支払基金へ拠出いたします後期高齢者支援金の確定に伴いまして、補正を行うものでございます。

次に、款4. 前期高齢者納付金等につきましても、前期高齢者納付金の額の確定に伴いま

して、補正を行うものでございます。

款 5. 老人保健拠出金につきましても、老人保健拠出金の確定に伴いまして減額補正を行うものでございます。

款 6. 介護納付金につきましても、介護納付金の額の確定に伴う補正でございます。

次に、款12. 前年度繰上充用金につきましては、平成28年度決算の確定に伴い、前年度繰上充用金を減額補正するものでございます。

前年度繰上充用金につきましては、平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計におきまして歳入不足が見込まれましたので、5月の専決処分におきまして、平成28年度の歳入不足見込分10億6,785万5,000円を平成29年度予算から繰上充用させていただくことで御承認をいただいておりますが、平成28年度決算が歳入総額85億2,022万2,972円、歳出総額95億7,407万4,768円、歳入、歳出差し引き10億5,385万1,796円と確定いたしましたので、差額分の減額補正をお願いしているところでございます。

なお、詳細については、別に資料を用意いたしましたので、その資料に基づいて説明をさせていただきます。

〔資料配付〕

この資料は、5月の専決時の決算見込み額と最終の決算額を款ごとに比較したものでございます。

まず、歳入についてでございますが、歳入合計は専決時の見込み額が85億747万1,000円に対し、決算額は85億2,022万3,000円と1,275万2,000円の収入増となっております。

増加した要因は、款 1 の国民健康保険税で1,291万1,000円が増加したことが大きな要因となっております。

次に、歳出でございますが、歳出合計は専決時の見込み額が95億7,532万6,000円に対し、決算額は95億7,407万3,000円と125万1,000円の支出減となっております。

これは、総務費、保険給付費、公債費等で専決時の支出見込み額を下回ったことによるものでございます。

したがって、歳入で1,275万2,000円の収入増、歳出で125万1,000円の収入減となり、合計で1,400万3,000円の繰上充用額の縮減となりますことから、今回繰り上げ充用金を1,400万3,000円減額補正するものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

**中川原豊志委員長**

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

## 国松敏昭委員

そうしたら、今、決算比較を御報告いただきまして、決算額において10億5,385万2,000円の赤字ということで、今までも各委員会で伺ってまいりましたが、平成30年度以降に、県に一本化するシステムになるというお話を伺っておりますが、今までも質問した、重複したことだと思うんですが、今後のこの決算額10億円の解消の計画がどういうふうになされるのか。以前と同じような意見かと思うんですが、新たな何か取り組みがあるのか、それが1つ。

それから、県への移行への進捗状況、本当に予定どおりなのか、それもあわせて伺いたいと思います。

## 吉田秀利国保年金課長

まず、累積赤字の解消についてでございます。

現時点での方針といたしましては、平成30年度の広域化までに約10億円の累積赤字になるのではないかとこの見込みを立てております。

それで、現時点では、毎年1億円の法定外繰り入れをさせていただいて解消するというような方針になっているところでございます。

国保年金課といたしましても、10年というということで、早期の解消を図っていきたくて考えておりますので、累積赤字の解消については、今後できるだけ早く解消できるような形での検討を行っていきたくてというふうに考えているところでございます。

また、平成30年度以降の国保財政運営についてでございますが、広域化までの進捗状況等でございますけれども、これにつきましては、議案外のほうで詳しく説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## 国松敏昭委員

一般論的なお答えだったと思いますが、本当に早期解消っちゃうか、本当に中身があるのであれば、こういうことをやっている、またはこういうことができるんじゃないかとかっていうお答えいただけるかなという思いがあったんですが、その辺の意向は。

要するに、どういう、これに向かって、今、一般会計持ち出しやって、1億円を単純に割ったら10年かかるわけですね。もしかしたら、それよりも早い解消計画を立ててあるような答弁だと思うんですが、その辺の中身について、本当にどうなのかお答えいただきたいと思います。

## 橋本有功市民環境部長

累積赤字につきましては、今、課長が申し上げたとおり、基本的には昨年度から1億円の繰り入れとして増額いたしまして、赤字解消に努めております。

見込みといたしましては、今、国松議員、おっしゃったように、10億円ですので、10年程

もちろん、その財源等もございますので、これまでも財政担当部署を含めて、協議を継続的に実施してきておる状況ではございます。

以上です。

いいですか。（「すかつとせん」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

~~~~~

次に、議案乙第20号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ただいま議題となりました、議案乙第20号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明をさせていただきます。

款４．繰越金でございます。これにつきましては、平成28年度後期高齢者医療特別会計の決算が歳入総額 7 億6,119万603円、歳出総額 7 億5,954万8,179円、歳入、歳出差引額164万2,424円と確定いたしましたので、164万2,000円を補正させていただくものでございます。

款２．後期高齢者医療広域連合納付金、節19．負担金、補助及び交付金でございます。これにつきましては、歳入で御説明いたしました繰越金を佐賀県後期高齢者医療広域連合に過年度分保険料として納付するものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

質疑をお願いいたします。

成富牧男委員

ちょっと、基本的なことで、今までは聞けなかったんですけど、この際聞いとかなと、時を損なうかなと思いますので、恥ずかしながら。

国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計、そして、この後期高齢者医療広域連合、この関係っていうか、国保の仕組みの中になるんでしょうけど、そこんところ、ちょっとわかりやすく説明していただけますか。わかりやすくは難しですよ、図がなかったら。やけん、後で勉強しますから、勉強する手がかりになるような。

吉田秀利国保年金課長

まず、国民健康保険については、社会保険と別の、医療保険に加入していない方が国民健康保険の加入者となります。

後期高齢者医療につきましては、75歳以上の方が全て加入される保険でございます。

この関係といたしましては、後期高齢者医療につきましては、全国的に県単位で行っております。当然、佐賀県も、佐賀県後期高齢者医療広域連合ということで、1つの保険者で賄われております。

後期の医療保険制度を運営していくために、県に1つで県内全体をするっていうのは非常に厳しいということで、各市町村がそれぞれ窓口となって、住民からのサービス等について、各市町が窓口となって、それを広域連合に伝えると。

最終的には、もう広域連合で全ての処理は行われますけど、そういう連携をして、お手伝いというか、住民に対しての事務処理についてを市町が担っているっていうようなことでございます。

ですから、財政的に申し上げますと、あくまでも県全体で1つの財政運営を行っているということで、それに対して、各市町で使った経費については、全て広域連合から交付されると。

例えば、鳥栖市のほうからは1名の職員を広域連合に派遣しております。ですから、その1名分については、鳥栖市のほうで支払いますので、その分の経費として、広域連合の財政のほうからその分をもらうと。

また、健康診査等の実施につきましても、本来は広域連合で県全体、1本でやるべきところなんですけれども、国保のほうで、特定健診という形で国民健康保険の方にやっております。

重複する部分も多いかと思いますが、改めて御説明を申し上げます。

まず、設立の理由といたしましては、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町でごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理するために、規約を定め、佐賀県東部環境説組合を設立するもので、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

今回、議案として提出しております規約の主な内容についてでございますが、組合議会の議員定数を16人ということにしております。

構成は、鳥栖市が6人、神崎市が3人、吉野ヶ里町が2人、上峰町が2人、みやき町が3人となっており、この議会議員の配分につきましては、均等配分で各市町に1名ずつで5人と、残る11人を人口案分で配分したものでございます。

また、組合の経費に係る市町の負担金の負担割合につきましては、施設建設等に要する経費が、均等割が100分の10と人口割が100分の90となっております。

また、管理運営に要する経費につきましては、均等割が100分の10、あとはごみの排出割が100分の90というふうになっております。

このほか、各組合の管理者につきましては、関係市町長の長の互選ということになっておりますけれども、現在、2市3町の首長で構成いたします建設協議会におきまして、設置主体である鳥栖市長を管理者とすることで、この分については確認がなされております。

なお、今後のスケジュールでございますが、この議案につきましては、本市以外の1市3町につきましても、同時に各市町議会のほうに提案がなされております。

各市町議会のほうで議決をいただいた後に、10月には県知事のほうに新組合の設立許可の申請を行いまして、11月中旬の設立許可を見込んでおります。

許可後は速やかに首長会を開催いたしまして、組合管理者等の決定を行う予定となっております。

また、組合議員につきましては、12月議会前に、議会に対しまして議員の選出のお願いをすることになるものと思っております。

それで、来年1月には新組合の運営を開始いたしまして、2月に初の組合議会を開催ということで、そのときには、当初の予算等の提案がなされる予定ということになっております。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより質疑をお願いします。

いかがですか。

国松敏昭委員

経過ですが、この組合の組合議員じゃないので、特に知りたいのは、今まで、これに向けての経緯は、確かに資料としていただいたような記憶はあるんですが、どこまで……、この11月以降に設立し、もう実際、来年の1月に運営し、2月に組合議会と今、御報告ありましたが、その足並み、もしくは鳥栖市が主体となると思うんですが、その辺で、足並みがそろってあるのか。

それぞれおんぶにだっこなのか知らんけど、鳥栖市にね。その辺はどうなんでしょうか。何回ぐらい開かれてきたんですか、これに対する、組合の設立に向けて、概要は。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

正式名称は、建設協議会と言いましたけれども、佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会ということで、2市3町の首長さんで構成をしております。

これまで、組合の規約、その他にもいろんな負担割合とか、そういうものについて協議をなされておまして、それが協議をこれまで7回行っておりまして、その中でいろんな課題について決定をしてきたということでございます。

国松敏昭委員

だから、本市の役目としては、主導権を握って全部やっているということ。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

協議会におきましては、会長に鳥栖市長がなっておりますので、鳥栖市長と、あと事務局と、いろんな問題につきましては、主体的といいますか、主導をして行ってきたというふうに考えております。

国松敏昭委員

いろんな市町村によって課題っていうか、状況、意見交換しなくちゃいかんと思うんですが、その辺で、組合議会には報告されると思うんですが、その辺も、あわせてこの議会にも報告いただきたいということだけを申し上げて、終わります。

中川原豊志委員長

いいですか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

逐次、そうした御報告事項につきましては、議会のほうに報告をしてまいりたいというふうに思っております。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

では、質疑を終わります。

– 41 –

平成29年 9 月 19 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	詫間 聡
社会福祉課長	吉田 忠典
社会福祉課地域福祉係長	庄山 裕一
健康福祉みらい部次長兼こども育成課長	石橋 沢預
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
文化芸術振興課長	松隈 義和
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長	古賀 達也

市民環境部長	橋本 有功
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	宮原 信
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	犬丸 章宏
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市民課長	村山 一成
国保年金課長	吉田 秀利
国保年金課長補佐兼健康保険係長	古賀 友子
税務課長	青木 博美
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	榎原 聖二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

議案審査

議案乙第18号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第19号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第20号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第32号 佐賀県東部環境施設組合の設立について

〔総括、採決〕

報 告（健康福祉みらい部社会福祉課、市民環境部市民協働推進課、国保年金課）

第5期鳥栖市障害福祉計画策定の概要について

第8期鳥栖市高齢者福祉計画策定の概要について

第2次鳥栖市男女共同参画行動計画後期計画策定の概要について

旭まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等について

国保制度改正（広域化）にかかる経過及び今後の予定について

第2期鳥栖市保健事業実施計画（データヘルス計画）策定の概要について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

自 午前10時

現地視察

ベストアメニティスタジアム（京町）

至 午前10時45分

~~~~~

午前11時 1 分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。



中川原豊志委員長

総括に入ります前に、後期高齢者医療制度の資料の提出があっておりますので、まずはその報告を受けたいと思います。

吉田秀利国保年金課長

議案乙第20号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の審議中に、成富委員のほうから後期高齢者医療広域連合と後期高齢者特別会計の関係についての御質問がありましたので、改めまして資料をもとに説明させていただきたいと思います。

それでは、資料のほうをお願いいたします。

まず、鳥栖市の会計でございますけれども、鳥栖市には、一般会計、後期の特別会計、国保会計と3つ会計がございます。

その中の、まず、一般会計につきましては、後期高齢者の事務に要する事務費、また、共通経費、こういったものを後期特別会計のほうに繰り出しをいたします。

また、後期高齢者広域連合のほうからは、派遣職員の人件費、また、保険事業等に係る経費等につきまして、鳥栖市のほうが雑入で受け入れるところでございます。

後期高齢者医療特別会計におきましては、繰り入れをいたしました事務費、共通経費のうち、共通経費の部分、これは、後期高齢者広域連合が運営に要する経費でございますので、

その共通経費については、後期高齢者広域連合のほうへ納付をすることとなっております。

また、保険料につきましては、被保険者のほうから徴収いたしました保険料をそのまま負担金として後期高齢者広域連合のほうに納付をすることになっております。

また、佐賀県後期高齢者広域連合につきましては、被保険者に対し、保険給付を行うというような形になっております。

また、国保特別会計におきましては、後期高齢者支援金という形で被保険者のほうから税を徴収しておりますので、それを社会保険診療報酬支払基金のほうへ支払いをいたします。

社会保険診療報酬支払基金のほうからは、各保険者分を一括しまして佐賀県後期高齢者広域連合のほうに交付されるというような形になっているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、説明にさせていただきます。

#### **中川原豊志委員長**

ありがとうございました。

せっかくですんで、何か御質問等ございましたらお受けいたしますが。

#### **成富牧男委員**

そうしたら、ちょっと短く、国保特別会計から社会保険診療報酬支払基金のほうにお金が行って、それが佐賀県後期高齢者広域連合に行くっちゃうことですが、これ、ひょっとしたら説明の中であったかもしれませんが、その財源、保険給付費の一部になるんですか。それとも、全部に使えるお金なんですか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

後期高齢者支援金につきましては、全て保険給付費で使われる財源となっております。

#### **成富牧男委員**

そうしたら、この際、保険給付費の内訳みたいな、財源の内訳、何割、何割、何割みたいなのがあれば教えていただけますか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

まず、後期高齢者医療に係る医療費のうち、一部負担金の分を除いて、保険給付費としてかかる費用の分のうち、10%を後期の被保険者の保険料で賄っております。残りのうち、40%をこの後期高齢者支援金で賄っております。それで、残りの50%についてが公費で賄うものでございます。

#### **中川原豊志委員長**

いいですか。（「公費っていうのは、公費の中に国のやつとかいろいろ分かれると思うんですが」と呼ぶ者あり）

#### **吉田秀利国保年金課長**



に委員会資料から主要事項説明書のほうに行って、それで予算説明書のほうにつながって、また改めて予算とかを見たりするときに、振り返ってみるときも忘れたりもしないし、ぱっと効率よく見れるかなと思いましたので。その辺を何か御検討できればなと思いましたけど、これ、答弁とかはないですね。っていうのが私の意見です。

よろしく御検討のほど、お願いします。終わります。

#### 西依義規委員

私からは2点。

補正予算主要事項説明書の、まず公民館類似施設整備補助金のところで、住民の皆さんからよく話があるのが、自主避難所となっている公民館ですが、果たして安全かどうかっていうのをよく聞かれるんですが。

多分、鳥栖市としては別に、鳥栖市の持ち物じゃないんで、自治会さんで勝手にどうにかしてくれっていうふうに聞こえるんですが、質疑したんですけど、やっぱりせめて耐震診断の助成ぐらいはして、するのはもちろん自治会とかその町区で、そこには補助金がまた出るんでしょうけど。

やっぱり何とか、そういう自主避難所とうたっているんであれば、最低限の助成は必要ではないかなというのが1つ。

それと、先ほどスタジアムを見に行きまして、これ、改めて読んでみると、ただの塗装のやりかえではないっていうふうな、地域再生計画っていうのをつくられるということでございますけど、ここを読んでいくと、要はまちのシンボルとして輝きを取り戻すとか、本市への交流人口の増加等、とても塗装を塗りかえるだけで果たして達成できるかっていうのは不安がありますんで、もしこういう計画を立てられるのであれば、もうちょっとそういう交流人口増加とか、シンボルとするような、その計画も少し加えていただいて。

もちろん、それが近年、二、三年先じゃなくて、もう5年、10年先でも、そういった計画を、その第一歩として塗装をするんだっていう位置づけじゃないとおかしいかなと。

例えば、きのう広島東洋カープが優勝したんですが、市役所のほうに、もう早速、垂れ幕がありますけど、例えば、スタジアムも会議室だけに貸すんじゃなくて、こういったときだけ臨時に緒方孝市監督の監督展とか、選手時代、鳥栖高校時代から何らかの、そういった1週間なり10日なり、あそこスタジアムでやっていますぐらいは、僕はできるんじゃないかと。

そうして、まちのシンボルっていうのであれば、スポーツ全体のシンボルであると思うんで、来年優勝されるかどうかわかりませんが、こういった契機にスタジアムのいろんな…、会議室に貸すのは、僕はもったいないと思うんですよ。そういったイベント等で、地域再生計画までつくっていただけると、何か鳥栖市、将来楽しみだなと思いますんで。



中川原豊志委員長

これより、採決を行います。



## 議案乙第18号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

中川原豊志委員長

まず、議案乙第18号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当厚生常任委員会付託分について、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第18号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当厚生常任委員会委員付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第19号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

中川原豊志委員長

次に議案乙第19号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案乙第20号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第20号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

御異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり可決いたしました。

まず、社会福祉課からお願いいたします。

吉田忠典社会福祉課長

それでは、議案外ではございますが、社会福祉課から2点。

第5期鳥栖市障害福祉計画の策定について及び第8期鳥栖市高齢者福祉計画策定の概要について御説明をいたします。

議案外資料、健康福祉みらい部関係のほうをごらんいただきたいと思います。

第5期鳥栖市障害福祉計画策定の概要についてでございます。

障害福祉計画策定の趣旨でございますけれども、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画の策定が義務づけられておりまして、3年ごとに作成することとなっております。

今回、その策定の年度となっているところでございます。

障害者福祉サービスに関する計画に関しましては、これとは別に、障害者福祉計画というものがございますが、この障害者福祉計画は、障害者福祉に係る理念や施策の基本計画的なものであるのに対しまして、今回の障害福祉計画は、障害がある人が地域で生活するための必要な取り組みの数値目標等を定めるものとなっております。

次に、2番目の策定スケジュールでございますが、庁内の関係部署で構成いたします鳥栖市障害者福祉推進会議や、学識経験者、当事者、障害者団体、市民の代表ら17名の委員による鳥栖市障害福祉計画策定委員会で協議を行いながら、策定をしていきます。

先月に第1回目の会合を行いまして、計画策定の概要及び現計画の分析、評価を行ったところでございまして、9月、今月ですが、市民アンケート調査や障害福祉事業所等への聞き取り調査等を行い、そこから把握できた課題や意見を反映した素案を10月から11月にかけて検討を行いまして、12月にはパブコメ案を議会のほうへ報告しまして、その後、来年1月にパブコメを実施し、2月にパブコメを反映した最終案を検討するという形になっております。そして、3月には策定を完了したいと考えております。

以上、第5期鳥栖市障害福祉計画策定の概要でございました。

引き続き、第8期鳥栖市高齢者福祉計画策定の概要につきまして、御説明申し上げます。

高齢者福祉計画策定の趣旨でございますが、老人福祉法に基づき、介護保険以外の高齢者に係るサービスの見込み量を示すものでございます。

介護保険事業計画と密接にかかわり合うことから、介護保険事業計画と同様に3年ごとに作成をすることとなっております。

ただし、今後高齢者の数が大きく伸びることが想定をされますので、特に団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据えた、長期的な視点を持って策定することとしております。

2番の策定スケジュールでございますが、庁内関係部署で構成します鳥栖市高齢者福祉推

進会議や福祉団体の代表者や公共団体、あるいは、市民の代表ら8名の委員による鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会で協議を行いながら策定をしていきます。

先月に第1回の会合を行いまして、計画策定の概要や、昨年度実施いたしましたアンケートや地域ケア会議等で明らかになった課題を提示いたしまして、理念や目標について協議を行ったところです。

今後は市内各課に高齢者福祉につながる施策の調査を実施し、素案をつくるとともに、その素案を10月から11月にかけて検討を行いまして、10月にはパブコメ案を議会のほうに報告することと予定をしております。

その後、来年1月にパブコメを実施いたしまして、2月にパブコメを反映した最終案を検討していただき、3月には策定を完了したいと考えております。

以上、第8期鳥栖市高齢者福祉計画策定の概要でございました。

中川原豊志委員長

せっかくですんで、何かわかりにくい点、御質問等ございましたら、お受けしますが。

成富牧男委員

まず、2つの計画に共通するものとしては、いわゆる策定委員会ですけれども、これは恐らく市民公募っていうのはなかったと思うんですけど、市民公募をされない理由について、お答えをお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

2つの委員会とも、市民の方の公募はいたしておりませんが、市民の代表者という形で区長連合会、あるいは民生委員さん、あるいは、障害者福祉のほうに関しましては当事者の方、そういった方を委員としてお招きをいたしまして、御意見をいただいているところでございます。

成富牧男委員

鳥栖市には、市民公募を積極的にやりましょうという指針がありますよね、御存じですよね。

だから、そういうのを踏まえるとすれば、だからいいんだっていう答えにはならないと思うので、今後、ぜひ積極的に、これだけの市民が7万人が全部大人じゃないですけども、私も意見を言いたいっていう、今は結局、どこかの団体に属してないと選ばれないっちゃうふうな感じになっていますよね。

そこら辺を御検討いただきたいと思います。

それともう一つ、いいですか。

障害福祉計画のほうでは、スケジュールを見ますと、平成29年8月の第1回策定委員会で

第4期計画の分析及び評価を、これは終えたっていう理解でいいんですか。ということであれば、幾つか指標があれば、そういうことについて若干、概要でもいいですけど、教えていただきたいと思います。

以上です。

吉田忠典社会福祉課長

8月に第1回目の推進会議及び幹事会を開催いたしまして、そのときに、現計画の実績等を委員の皆様にお示ししたところでございます。

概要といたしましては、30近くのサービス等ございますけれども、そのほとんどで、サービスの量が見込み値よりも大きく伸びていると。特に、障害児に関するサービス量がかなり大きく伸びているというところがあるようでございます。

私たちといたしましては、例えば、各保育園なり、小学校なりで巡回相談等をしておりまして、そういったところで保護者の方の意識等も高まって行って、そのようなサービスの伸びにつながったのではないかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

成富牧男委員

障害児の伸びが大きいということですけど、いずれにしろ、これまでの特別支援学級がすごくふえているとかいう話の中で、この3年間と言わず、障害児のサービスっちゅうのは、主にデイサービスも入っているんですよね、障害児デイサービスなんかね。

だから、そこら辺の見込みはできたんじゃないかとも思わないでもないですけど、いずれにしろ、今回の計画においては、さらに精度を増した計画を立てられんことを期待します。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

西依義規委員

前回、地域福祉計画のときは、各まち協とか回られて、とても意見の吸い上げがすばらしかったなと思ったんですが、今回は、その関連する方々へのヒアリング等が主ということでございます。

だから、できたら市民の方々にそのパブリック・コメントを投げる際、もうできたやつをどんと投げるんじゃなくて、例えば、障害福祉計画でも第4期と第5期の違いをピックアップするとか、第4期もちゃんと皆さんの総意のもとでつくられているんで、そこをどう変えて、どうよくした、もうこのニーズがなくなったんで、これを減らしたとか、その辺がわかるような投げ方をぜひしていただきたいなと。

きれいな冊子っていうかデータを投げられるよりも、そっちのほうが、市民の方は、今こういう時代の流れで、高齢者福祉もこう変わっているんだなっていうのがわかると思いますんで、その投げ方もちょっと工夫していただきたいなと思います。

あと、もっと言うなら、この地域の包括支援センターとか地域ケア会議とか、実際、市民の方がどういった内容でされているのかも多分、そこまで御存じじゃないこともありますんで、もちろん、高齢者とか障害者以外の方々に知ってもらうというのが僕は大事なかなと思いますので、ぜひそういった工夫もお願いいたします。

中川原豊志委員長

要望ということでよろしいですか。

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、次に市民協働推進課からの報告をお願いいたします。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市民協働推進課でございます。

市民協働推進課からは、2件御報告がございます。

1点目でございますけれども、第2次鳥栖市男女共同参画行動計画後期計画の策定の概要について、御説明いたします。

本市では、男女一人一人に男女共同参画意識が浸透して、お互いが多様な価値化や考え方を理解し、認め合い、性別にかかわらず自分らしく生きることのできる社会の実現を目指すために、平成25年3月に第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画を策定いたしております。

策定いたしましてから5年経過時に見直しをすることといたしてございまして、今年度が5年目に当たります。

現計画の基本的な枠組みを引き継ぎながら、取り組みの進捗状況や、市民意識調査の結果、社会情勢の変化、国、県の制度の変化などを考慮いたしまして、見直しを行い、後期計画と位置づけるものでございます。

策定のスケジュールでございますけれども、昨年8月から9月にかけて実施いたしました男女共同参画社会に関する市民意識調査の結果、それと、鳥栖市男女共同参画懇話会からの御意見をいただくなどをいたしてございます。

庁内の行政推進員さんの意見をいただきました内容をまとめまして、庁内の行政推進会議を経まして、計画の素案を作成いたします。

その後、12月には議会のほうに御報告をさせていただくということで考えております。

その後、1月になりますけれども、パブリック・コメントの手続きを経まして、3月に後期計画の策定を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、2点目でございます。

旭まちづくり推進センター改修事業の進捗状況について、御報告を申し上げます。

まず、改修工事の1期工事について御説明をいたします。

1期工事の内容につきましては、旧地区公民館であります西館の改修工事及びその西館と旧地区老人福祉センターであります東館をつなぎます連絡通路の整備、また、多目的トイレの設置などでございます。

8月末の工事の進捗状況につきましては、建築工事につきましては、外壁の劣化部分の補修工事を終えまして、塗装工事を進めているところでございます。

また、屋上の屋根部分につきましては、防水工事を進めているところでございます。

また、内部につきましては、解体工事を終えまして、主に床の改修工事を進めているところでございます。

また、西館と東館の間の増築部分につきましては、基礎及び鉄骨建て方工事を終えまして、躯体工事を進めております。

次に、電気設備工事につきましては、建築工事の進捗に合わせて、電気配線工事などを進めております。

機械設備工事につきましては、こちらも建築工事の進捗に合わせて、空調設備工事、給排水設備工事を進めているところでございます。

現在のところ、1期工事の完了時期は10月25日を予定しているところでございます。

また、東館の改修を行います2期工事につきましては、11月1日から来年の2月23日までを工事期間として予定しているところでございます。

資料のほうに載せております写真につきましては、左側が、西館と東館の増築部分を北側のほうから撮ったものでございます。また、右側の写真は、西館を北側から撮影したものでございます。いずれも9月4日に撮ったものにございます。

次に、旭まちづくり推進センターの運営に係ります今後の予定について、御説明を申し上げます。

西館につきましては、改修工事を終えまして、11月1日に開館を予定しているところでございます。

東館につきましては、東館の改修工事に伴いまして、10月27日から翌年3月4日までは閉館とするということで、今、進めているところでございます。

3月5日には、西館、東館、全館を供用開始をいたしたいと考えているところでございます。

なお、西館の開館及び東館の閉館の準備を行いますために、10月27日から31日まで5日間につきましては、全館を閉館させていただく予定といたしております。

なお、今、申し上げました西館の開館、東館の閉館の広報等につきましては、9月の嘱託員会及びまち協の会議、あと、9月25日発送予定で、旭地区の全戸に文書を発送させていただきたいと考えております。あわせまして、11月の市報にも御案内をさせていただく予定といたしております。

以上で、旭まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等についての御報告といたします。

中川原豊志委員長

市民協働推進課からの報告がございましたけど、この際ですんで、わかりにくい点とか御質問がありましたらお受けしますが。

樋口伸一郎委員

推進センターの件からでいいですか。

男女共同参画と順番ちょっと逆ですけど、旭まちづくり推進センターの改修事業の件で、幾つかちょっと質問をさせていただきます。

1個目が、まず、1期工事が10月25日に終了して、11月1日に開館ということになりますけど、今、東館を使われていて、1つ目が東館の機能を西館に移動する時間が、実質5日前後っていうところですので、その辺の準備とかはもうできているっていう考えでいいですよな。

例えば、全部、今使ってる道具とか、ああいうのの移動が多分、一気にその短期間で……、前回は、着工する前の期間があったので、その分にできたと思うんですが、今回の工事は、移行する期間の中で全部準備しないといけないと思うんですけど、その辺の機能の移動はどう考えておられますか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

西館の工事が終了いたしまして、東館を運用しながらということで、今御質問あったかと思うんですけども、27日から10月31日まで5日間の間に、その機能については移転をさせるべく、一応、市民協働推進課の職員も行きまして、現場と合わせて移動して、11月1月には使えるような形にやっていこうということで計画しているところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

例えば、センターの職員さんだけとか、担当課のほうからも応援というか、そういう形で

行っていただけるということで認識をさせてもらったんですけど、もし、可能であれば、せっかくまち協とかあるんで、そのあたりに、危険性とかに問題がなければ、そういう呼びかけとかもしていいのかなと。そうしないと、負担が、少ない人数に寄っちゃう。

それよりも、もう短期間で協力できる部分はしながらやったほうが移動が早いのかなというふうに思っておりますので、ちょっと御検討いただければなというふうに思います。多分、地域の方々の協力も、皆さんじゃないかもしれないけど、少しはなきにしもあらずかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう一点。

今度、逆ですね。また短期間の間に、移行されて東館の工事に入ると思うんですけど、今、しているのは西館ですよ。

それで、西館の足場解体をして、足場の材料そのまま転用できる分は移動して転用すると思うんですけど、その移動するときにまた足場を、材料段取りをして、移行する間にまたラップしたりする可能性があるんじゃないかなと思ったんですよ。

と言うのは、簡単に言ったら、事務道具とか、中身のことを移動しているときに、一方では――すいません、東館から移動するときですね、事務機能とかを全部移動するとき、あと、西館からの現場材料とかを移動するときに、裏から行けないんで、表でラップしたりせんのかなと思ったんですよ。足場の材料とかを移動したり、今度は建築資材等を移動したりしないといけなかなと思いましたが、あたりはラップしないのかなと。わかりますか、意味。

要は、東館の今、活用している機能を、次は西館に移行します。

西館は、建築現場として今工事をなされている方の材料であったり、足場であったりの移動が西館から東館へ始まると思うんですよ、その間に。そこが重複したりしないのかなっていうお尋ねなんですけど。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

第一は安全性の確保だと思っておりますので、そのあたりにつきましては、委託業者のほうと十分打ち合わせをしながら安全に進めていきたいと考えているところでございます。

樋口伸一郎委員

ぜひ安全第一で準備をよろしくお願いいたします。

あともう一点、最後に。

今度は拝借者、センターを拝借されてる方がいろんな用途で、借用書というか書かれていると思うんですよ。

それで、それを今、東館で対応している状況だと思うんですけど、10月末までに西館を拝借されている方と11月以降拝借される方が10月に出てくると思うんですけど、そのあたりの

借用者というんですかね、借りられる方の対応というふうなのも準備はされているというところでもいいですか。

もう今、東館で対応されている拝借の方を、今度は西館で扱わないといけなくなると思うんですけど。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

今、樋口委員からお尋ねがあった件ですけれども、11月から西館を供用開始するというところで、センター職員のほうとも十分話し合いをしながら、利用者の方から、11月以降の利用のお問い合わせがあった際は、東館から西側のほうに移るということを十分アナウンスをしていただいて、混乱がないように窓口対応をしているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

以上です。

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

西依義規委員

男女協働のほうですけど、もちろん男女協働になっていかなければいけないと思いますけど、鳥栖市として実際どういう取り組みをするのか、ちょっと僕はわからないんで。

いろいろ見ているのが、例えば、審議会の女性の比率を上げるとか、女性の人材バンク等を考えるとあったんですが、例えば、実際、男性と女性は、男性のほうが優遇されているっていう数字——もちろん徐々には回復されているんですけど、もっともっと平等にしていかなければいけないため、鳥栖市としてどう動くのかっていうところが、僕はどうなのかわからないんですけど、その辺は。

例えば、市としては、民間会社にもっと働きかけるとか、何かそういう動き、この計画はそこまで入るんですか。

それとも、こんな感じですよっていう調査をした結果、みんなで平等な社会を目指しましょうっていうところで終わるんですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市としての施策につきましては、こちらの策定計画、スケジュールにもありますけれども、行政推進会議というものと男女共同参画の懇話会というものがございまして、行政推進会議の中では、いろんな施策につきまして、その内容について検討、討議をすると。

それで、懇話会につきましては、各施策につきまして、いろんな御意見いただくというこ

とで進めておるんですけれども、各課、市民協働推進課だけではなくて、各部署に男女協働参画に関係します事務事業を行っているところがございます。

そちらのほうで進めていく事業につきまして、いろんな啓発ですとか、実際の、例えば、男性の料理教室といいますのは、男性の家事を促進することによって女性が社会進出していきやすくなるとか、そういった個別の事業につきましては、その中で推進をしているところでございます。

西依義規委員

ちょっとホームページ見たら、実際、男性のほうが優遇されているっていう方が67.7%、まだいらっしゃるんですよ、前回72%で。

それよりも改善されたって書いてあるんですけど、僕はそういう社会的な流れもあると思うんですけど、鳥栖市として、もっともっと男女協働社会をつくるんだというのか、それとも……、この流れをつていうのが、どうもわかんないんで、その辺で、鳥栖市オリジナルじゃないけど、何か鳥栖市としては、こういうふうに動いているっていうのも、この計画に入るのかどうかをちょっと聞きたい。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この計画の中で鳥栖市全体の考え方というのもお示しをさせていただいておるところではあります。

それで、大きな流れの中でどういったふうに変わっていくのか、なかなか時間のかかることだと思っておりますし、啓発につきましては、こういった意識調査の結果をお知らせする、あと、こういった計画を策定したものもお知らせする、それと、市民協働推進課といたしましても、いろんなセミナーを開かせていただく。

あと、男女共同参画のフォーラム——これは年2回ですけど、そういったもので、いろんな啓発、周知のほうをさせていただく中で、そういったものもお伝えをしていくということで、すぐにはなかなか実現が難しいとは思いますが、地道にやっていくということで進めていきたいと考えておるところでございます。

西依義規委員

今は違うんですが、昔、僕が審議会とか参加していたら、結構女性の方とか同じ顔ぶれの方が多かったんですね——今は違うと思うんですよ。

そういった意味でも、もっともっと女性が参加できるような、4割と言わず、目標、5割、6割おっても、審議会ぐらいはいいやないですか、下手したら審議会は7割でもいいやないですか。ほか、だって6割男性が占めているんですから。

だから、何かそういった、少し意図的な持っていく方がいいんじゃないかなと思いますん

で、そういった計画もあったら。これ、意見です。

中川原豊志委員長

あと、よろしいですか。

成富牧男委員

簡単に質問します。

策定スケジュールのところですけども、ちょっとわかりにくいので、これ、もう確認ですけど、計画の素案を作成します、その後、懇話会の提言を受けてとありますが、これは、要は素案を見せて、その素案についての意見をいただくってというような意味に解釈していいんですか。それとも、全然別の話ですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そうですね、男女共同参画の懇話会につきましては、素案の御提示をいたして、素案に対する意見をいただくという形になります。

成富牧男委員

ありがとうございました。

そうしたら、もう一点は、こういう共同参画行動を進めていこうと、今、西依議員の話にちょっと重なりますけど、それを所管する係、今、何人でやっておられるのかと。これだけの業務じゃなくて、ほかの業務を持ってあると思うんですけど、そこら辺、それに専念できるような十分な体制ができてるのかっていう、ちょっと疑問、思っていますので、一応、現状だけを教えてください。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

男女共同参画につきましては、男女国際交流係で所管をしております、職員につきましては、係長と職員の2名で担当しております。

業務につきましては、男女共同参画以外に国際交流、多文化共生ですとか、そういったところにつきましても所管して事務を進めているところでございます。

成富牧男委員

兼務とかはないわけですね。今、言われたやつはその所の掌事務でしょうけど、兼務されているとかいったものはないんですね。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

兼務はございません。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほか、よろしいですか。

樋口伸一郎委員

僕も、1個だけちょっと教えてください。

男女共同参画のことなんですけど、市民意識調査で20歳以上の男女2,000人ということでしたけど、この中身なんですけど、2,000人はもう20歳以上を無作為に抽出しているところですか。それとも、何か世代別とかに中身がなっているのか。そこをちょっと教えてください。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

これは、世代別ではなくて、2,000人以上の男女を無作為に抽出したものでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

意識調査ですので多分、理想論なんですけど、世代ごとによってその意識が違うかなと思うんですよ、生きてきた時代も違うし、十代ごとに分けると、やっぱり事務的にも大変になったりするかなと思うんですけど、低、中、高ぐらいに分けたりすると、より幅広い意識っていうのが調査できるのかなあと思ったので。

ここはちょっと御提案を申し上げて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、国保年金課からの報告をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

国保年金課からは2点ございます。

1点目の国保制度改正（広域化）に係る経過及び今後の予定につきまして御説明をさせていただきます。

1. 主な協議事項の経過といった経過と内容についてでございます。

新たな国保制度の平成30年度からの運用開始に向け、現在、市町国保広域化等連絡会議実務者会議、これは、県及び市町国保担当課長で構成するものでございます。

また、国保担当係長勉強会、国保担当者によるワーキンググループの会議等で、佐賀県国保運営方針、国保事業納付金の算定方法及び標準税率の算定方法について議論を行っているところでございます。

次に、現在議論している内容の1つ、佐賀県運営方針について御説明します。

佐賀県運営方針の目的といたしましては、広域化後の国保の安定的な財政運営と効率的な事業運営のため、県内の統一的な運営方針として市町が担う事務の効率化、標準化、広域化

を推進するために県が定めるものでございます。

次に、運営方針に記載する主な事項といたしましては、ア)の国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し、イ)の市町における保険料の標準的な算定に関する事項、ウ)の市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項などでございます。

作成手順といたしましては、県が素案を作成し、国民健康保険広域化等連絡会議実務者会議で市町の意見を聞き、県が設置する国民健康保険運営協議会の議論を経て定められることとなっております。

佐賀県運営方針の現在の策定状況につきましては、県から国保運営方針の一部について説明があり、議論が行われているところでございます。

次に、国保事業納付金の算定方法については、国が示す納付金の算定方法のガイドラインをもとに協議が進められているところでございます。

主な協議内容といたしましては、納付金算定の範囲については医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分けて算定を行い、3つを加算した額を納付金とすることに決まっております。

イ)の医療費分につきましては、医療費指数 α 及び所得係数 β の設定について現在協議を行っておるところでございます。

医療費指数 α は医療費水準をどれくらい反映させるかという調整係数でございます。

また、所得係数 β は所得水準をどれくらい反映させるかという調整係数となっております。

ウ)の後期高齢者支援金分及び介護納付金分につきましては、所得水準による調整のみを実施することとなっております。

次に、国保標準税率の算定方法について御説明いたします。

標準税率等につきましては、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の納付額に応じて料率を算定することとなっております。

保険税賦課方式につきましては、これまでどおり3方式、所得割、均等割、平等割で賦課することとなっております。

所得割、均等割、平等割の負担割合の設定及びその下のウ)激変緩和措置につきましては、現在協議を行っているところでございます。

次に、これまでの国保事業納付金及び国保標準税率の検討状況について御説明いたします。

国において、納付金及び標準税率の試算について、平成28年度実績による平成29年度分の試算が平成28年10月、平成29年1月と2回それぞれ実施されましたが、いずれもシステムに問題があったことから、試算の精度が低いものであり、また、国費投入の配分等の内容、考え方が示されていなかったこともあり、具体的な検討をするための参考となる指標とするこ

とができない状況でありました。

今回、第3回の平成29年度分試算が行われており、その結果を踏まえ、具体的な検討を進めることとなっております。

最後に今後のスケジュールでございますが、平成29年9月に第3回平成29年度分試算が行われますので、この結果をもとに具体的な検討を行うこととなっております。

平成29年10月に第8回国民健康保険広域化連携会議が改正され、佐賀県国保運営方針、納付金及び標準税率の算定方法等が決定されます。

平成29年10月末には国から平成30年度分の標準税率の仮係数が提示され、県から平成30年度分の納付金及び標準税率の試算結果が示されることとなっております。

平成29年12月末には国から平成30年度分の標準税率の本係数が示され、県から平成30年度分の納付金及び標準税率の確定値が示されることとなっております。

平成30年3月には国保運営協議会の議論を踏まえ、国保税率改定議案を提出することとなります。

以上、御説明いたします。

また、2点目でございます。

第2期鳥栖市保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定の概要について御説明をいたします。

計画策定の趣旨でございますが、鳥栖市は厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき、生活習慣病予防対策はじめとする被保険者の健康増進等、糖尿病等の発症や重症化予防を図るため、平成27年3月に鳥栖市保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定しております。

この計画は、計画期間が平成27年度から平成29年度までの3カ年で、平成29年度で計画期間が終了しますことから、現行計画の見直しを行い、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定するものでございます。

また、特定健診等の実施計画といたしましては、第2期特定健康診査等実施計画を平成25年3月に作成しておりましたが、この計画は平成29年度で計画期間が終了することもあり、第3期特定健康診査等実施計画を保健事業実施計画（データヘルス計画）と一体的に作成することといたしております。

次に、策定スケジュールでございますが、計画策定に当たりましては、健康増進課を初め、関係部署、関係機関との連携のもと、現行計画により実施してきた保健事業の評価を行い、より効果的かつ効率的な保健事業を見直した計画の素案を作成いたします。

その後、パブリック・コメント等を実施後、国保運営協議会において承認を経て、来年3

月に第2期保健事業実施計画を策定することといたしております。

以上、御説明といたします。

中川原豊志委員長

国保年金からの報告がございました。

せっかくですので、質問等がございましたらお受けします。

成富牧男委員

今後のスケジュールのところで、大体説明されたというか、そうかなと思ったんですけど、結局、鳥栖市の国保税が上がるのかな、下がるのかな、現行維持かなってわかるのはどの時点ですか、このスケジュールでいうと。

吉田秀利国保年金課長

10月末に平成30年度分の標準税率の仮係数が提示されますので、これで、県が加算しました標準税率、平成30年度の保険税率になりますので、その段階では、ある程度のところが変わるのではないかというふうに考えているところでございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

ちょっとすいません。

医療費指数 α と所得係数 β 、これは、いろいろみんな指数が違うんですか。僕、よくわからない……、鳥栖市の指数と違う、一緒になる、指数が違うってということですか。

指数の協議、協議継続中というところ。誰と誰がどんな協議をしているのか。

吉田秀利国保年金課長

係数の α と β についてでございますが、この分につきましては、佐賀県の広域化等連携会議実務者会議の中で、県及び県内の市町によって協議を今、行っているところでございます。

西依義規委員

ということは、いや、県がこうしたいのと、嫌だっという市町が、いや、もうちょっとっという市町がおるってということですか。

吉田秀利国保年金課長

当然、市町ごとにそれぞれ標準税率が示されることになりますので、中には現行より上がるところ、下がる場所で、でこぼこがございますけれども、その標準税率の算定方法につきましては、もともと国が案として示したガイドラインをもとにしております。県全体の被保険者の負担が公平、均等になるような形での算定方式になっておりますので、その点については、全市町がそういう形ででこぼこはあるものの、将来的な一本化を見据えたところの中での協議ということで、納得していただくというか、そういう形での協議になっていると

ころでございます。

西依義規委員

ということは、ここでは、じゃあ一本化せずに、そういう徐々にしていくってこと…
…、僕が思っているのは、国からのお達しが来たらそれでもう議論が終わるのじゃなくて、
そういう協議をまたずっとしていくんですか。

吉田秀利国保年金課長

国が示したガイドラインはあくまでも基準的なものでございますので、その中で α とか β
とかいう係数については、各都道府県での判断で設定をしていいということにはなっており
ます。

そういった中で、県のほうとしては、将来的に一本化を見据えたところの中で、でこぼこ
はあるものの、そういったところでの損得はある程度抜きにして、県内の市町が助け合うよ
うな形で、将来的に一本化に向けたところを視野に入れた協議を行っているというような状
況でございます。

西依義規委員

済みません、お昼過ぎましたけど、いや、鳥栖市として指数を持っておりますよね。

それで、例えば鳥栖市の所得係数がこれぐらいされるとちょっとまずいから、やっぱり鳥
栖市の考えとしては係数はこれぐらいねっていう、その鳥栖市の資料とか土壌をもってその
協議に臨んでいるのか。

いや、鳥栖市に有利、不利あるやないですか、多分。交渉ごとに行くときに、鳥栖市民が
不利益をこうむるようなことにはならないような指数の基準、ここまでは妥協できるよって
いうのを持っているのか。

それとも、もうガイドラインで、とりあえずみんなこれで行きましょうよっていうスタン
スなのかだけ、いいですか、じゃあ。

国松敏昭委員

ちょっと、今の西依委員の質問に関連するけど、医療費分の医療費指数とか、所得係数、
 α かな、 β かな、これのもっと詳しい資料はあるとやろうもん。それを元手に、データとか
いろいろつくって、進めているんでしょう、違う。

ただこれだけ見たら、僕らは専門用語か、普通の市民もわかるようなものなのか、ちょっ
とその辺がわからんけど。

そういう資料、またはその α 、 β とかっちゃうのは、ちょっと何か学者が言うような表現
の仕方ばしよるけど、もっと、こういう医療費分、この算定方法というのはこうですよとい
う、もうちょっと市民にわかるような、そういう提示するものがあれば、今のような質問は

出てこないのかなと思ったりもしよるとばってん。そういうのはわからんのかな、知らん。あるとやろうけん。

言っている意味、わかりますか。

だから、この中身について、もっと誰にでもわかるような、そういうものの中で、こういうふうに進められているということがあるんでしょうっていう話たい。違う。

吉田秀利国保年金課長

まず、 α 、 β の諸係数について、鳥栖市の基準としてどこまでだったらいいかというようなことがあって会議に臨んでいるかっていう部分についてをお答えいたします。

まず、 α っていうのは、先ほど申し上げましたけれども、医療費水準をどれぐらい反映させるかっていう係数でございます。

それで、この α っていうのは、1から0までという範囲がございまして、1が完全に反映する、0が全く反映しないということで、0.5であれば半分勘案するというふうなことでございます。

そういった中で、鳥栖市の医療費水準は、県内で比較いたしますと、若干高めでございますので、当然、この医療費水準を勘案されるということにつきましては、鳥栖市は若干不利になるというような状況でございます。

当然、医療費が低いところは、その分有利になるというふうなことで、それをどこに持っていくかということにつきましては、県のほうで取りまとめをされておりますけれども、標準税率が示された段階で、現行の税率に対して影響が少ないようなところでの α を設定しようというふうな形になっております。

そこで、鳥栖市がどの辺であればいいとかいうようなことはなく、県全体として、国保税率に対して影響が少ないようなところ、そういうところが最終的なところになるんじゃないかというふうなことで考えておりますし、当然、医療費が少ないところについては、費用も少なくていいっていうふうになる考え方がございますので、医療費を全くゼロにするっていうことは、――将来的に一本化になればこれは0にはなるんですけれども、現時点においては、医療費の格差がそれぞれ市町間ごとでございますので、これはある程度反映をさせたっていうところで、今後協議をされて決められるという形になっております。

それから、 α とか β っていうケースの詳細な中身とか資料というのがあるのかっていうようなことでございます。

これは、過去、先ほども御説明しましたように、第1回、第2回の試算がっておりますし、今回3回目の試算がっております。

そういった試算の中で、医療費水準である α につきましては、1から0までの中で、1と

西依義規委員

中川原豊志委員長

橋本有功市民環境部長

中川原豊志委員長

では、報告事項等については終わります。

中川原豊志委員長

– 70 –

内川隆則委員

さっき採決を行ったときに国松議員が欠席でありましたが、今、出席されておるが、そのまま進んでいくつもりですか、どうでしょうか。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午後0時9分休憩

午後 0 時 15 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、委員長につきましては正副委員長に御一任いただくということに決しました。

中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって閉会します。

午後 0 時 16 分散会

平成29年 9 月 29 日（金）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課 長 吉田 忠典

社会福祉課 参事 武富美津子

社会福祉課地域福祉係 長 庄山 裕一

社会福祉課高齢者福祉係 長 佐藤 直美

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課長補佐兼保護係 長 久保 雅稔

健康福祉みらい部次長兼こども育成課 長 石橋 沢預

こども育成課子育て支援係 長 田中 大介

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保山史葉

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課 長 松隈 義和

文化芸術振興課文化芸術振興係 長 林 康司

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課 長 古賀 達也

スポーツ振興課スポーツ振興係 長 時田 丈司

市民環境部 長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	宮原 信
市民課長	村山 一成
国保年金課長	吉田 秀利
税務課長	青木 博美
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第26号 平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 58 分

開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

本日より、平成28年度の決算審査に入ります。



審査日程の決定、その他

中川原豊志委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案につきましては、決算認定関連３件でございます。

審査につきましては、本日29日は健康福祉みらい部の議案乙第26号の審査を行い、月曜日、2日に市民環境部関連の議案乙第26号、27号及び28号の審査、3日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思っております。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程については以上のとおりと決したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、よって委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察について御説明をお願いします。

柴藤泰輔副委員長

おはようございます。

現地視察は、今のところ希望地は入っておりませんが、もし、審査の中で、現地視察、どこか行きたいという場所があれば、本日の委員会終了までに申し出てください。

中川原豊志委員長

本日中で。（「それで大丈夫ですか」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

~~~~~





続きまして、目 3. 衛生使用料、節 1. 保健衛生使用料の休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターの診療報酬と窓口での受診者の自己負担分でございます。

以上です。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

続きまして、目 5. 教育使用料、節 1. 社会教育使用料のうち、市民文化会館使用料、定住・交流センター使用料につきましては、ホールや会議室等の諸室でございます。

以上でございます。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

節 2. 保健体育使用料につきましては、株式会社サガン・ドリームスのスタジアム事務所使用料、常設看板やピッチ看板等のスタジアム広告物等特別使用料及びスタジアムを初めていたします18体育施設の使用料でございます。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

次に、款15. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金、節 1. 社会福祉費国庫負担金でございます。

国民健康保険基盤安定負担金は、低所得者に対する国民健康保険料の軽減分を国、県で負担することにより国保基盤を安定させるもので、国の負担率は2分の1でございます。

特別障害者手当等給付費負担金は、心身に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者、あるいは障害児に対して支給をしております手当の国庫負担分で、国の負担率は4分の3でございます。

障害者自立支援給付費負担金は、障害者の介護及び訓練等給付費、療養介護医療費、補装具などの給付に対する国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

障害者自立支援医療費負担金は、身体障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担金で、国の負担率は2分の1でございます。

障害児施設措置費負担金は、障害児の通所、相談支援等のサービス給付に係る国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

続きまして、節 2. 児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所の運営費に対する国庫負担金で、国の負担率は2分の1となっております。

児童扶養手当費負担金につきましては、18歳までの児童を養育しているひとり親家庭に支給する児童扶養手当の国庫負担金でございます。国の負担率は3分の1でございます。

児童手当費負担金は、中学生までの児童を養育している方に、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として支給されます児童手当の国庫負担金でございます。国の負担割合は3分の2でございます。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

次に、節3．生活保護費国庫負担金のうち、生活保護費負担金につきましては、生活扶助、医療費扶助等に伴います国の負担金で、国の負担率は4分の3でございます。

自立相談支援事業費負担金は、生活困窮者に対する就労相談支援や住宅確保のための給付業務等に対する国の負担金で、国の負担率は4分の3となっております。

続きまして、項2．国庫補助金、目2．民生費国庫補助金、節1．社会福祉費国庫補助金のうち主なものを申し上げますが、臨時福祉給付金給付事業費補助金は、消費税率の引き上げによる影響を緩和するために、低所得者に対して制度的な対応を行うまでの間、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給する事業の実施に伴います国の補助金でございます。補助率は10分の10となっております。

年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金につきましては、1億総活躍社会の実現に向け、賃上げの恩恵が受けにくい低年金受給者の支援のための補助金で、補助率はこれも10分の10でございます。

地域生活支援事業補助金でございますが、障害者総合支援法に基づき、障害のある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活、または社会生活を営むためのサービスを提供する事業の実施に対する補助金でございます。国の補助率は2分の1となっております。

そして、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業に係る補助金でございます。これも補助率は10分の10でございます。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

続きまして、節2．児童福祉費国庫補助金のうち、母子家庭自立支援事業補助金につきましては、ひとり親家庭の父、または母が資格取得のために2年以上という資格養成機関で修業する場合に、就業期間の生活費、入学金等の負担軽減を目的とした給付金支給事業に対する国庫補助金でございます。国の補助率は4分の3となっております。

子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育事業所で実施される延長保育、一時預かり、子育て支援センター事業等の地域子ども・子育て支援事業に対する国庫補助金でございます。補助率は3分の1となっております。

保育所等整備交付金につきましては、平成28年度中に新設されました3つの私立保育所の施設整備費補助事業に係る国庫補助金でございます。補助率は3分の2となっております。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

次に、目３．衛生費国庫補助金、節１．保健衛生費国庫補助金のうち、女性特有のがん検診推進事業補助金につきましては、子宮がん検診、乳がん検診に対する補助金でございます。補助率は２分の１でございます。

以上です。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

目５．教育費国庫補助金、節１．教育総務費国庫補助金の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、私立幼稚園に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るものでございます。補助率は３分の１以内となっております。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

次に、項３．委託金、目３．衛生費委託金、節１．保健衛生費委託金のアスベスト健康調査委託金につきましては、石綿曝露者の健康管理に係る試行調査に対する委託金でございます。

以上でございます。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

款16．県支出金、項１．県負担金、目１．民生費県負担金、節１．社会福祉費県負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険軽減分に対する県の負担金でございます。負担率は保険者支援分が４分の１、保険税軽減分が４分の３となっております。

障害者自立支援給付費負担金、そして、障害者自立支援医療費負担金、障害児施設措置費負担金につきましては、国庫負担金のところでも申し上げましたが、それぞれの費用に係る県の負担割合に伴うものでございまして、県の負担率は、いずれも４分の１となっております。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

続きまして、節２．児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所の運営費に対する県負担金で、県の負担率は４分の１となっております。

児童手当費負担金につきましては、児童手当支給事業に係る県負担金でございます。県の負担率は６分の１でございます。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

次に、節３．生活保護費県負担金につきましては、生活保護法第73条に規定されております居住地在外被保護者等の保護費に要する県負担金でございます。負担率は４分

の1でございます。

次に、項2．県補助金、目2．民生費県補助金、節1．社会福祉費県補助金につきましては、民生委員・児童委員活動費等交付金でございますが、民生委員・児童委員の活動に対する交付金でございます。

重度心身障害者医療助成事業費補助金につきましては、重度心身障害者の医療費助成に係る補助金でございます。補助率は2分の1となっております。

地域生活支援事業補助金につきましては、障害者が自立した日常生活を送るためのサービス提供に係る補助金でございます。県の補助率は4分の1となっております。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

節2．児童福祉費県補助金のうち、ひとり親家庭等医療費補助金は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成する事業の県補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。県の補助率は2分の1となっております。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等に対する県補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

次に、目3．衛生費県補助金、節1．保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談や健康診査、訪問指導に対する補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

妊娠安心風しん予防接種事業費補助金は、風疹の感染予防のために妊娠を予定、または希望する女性や、妊婦の同居者を対象とする風疹予防接種に対する補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

以上です。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

続きまして、款21．諸収入、項4．受託事業収入、目1．受託事業収入、節1．民生費受託収入のうち、地域支援事業受託料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課からの受託料でございます。介護予防事業、包括的支援事業などを実施するものでございます。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

節2．衛生費受託収入の休日救急医療運営受託料につきましては、休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町の負担分でございます。人口割と均等割により算出

をいたしております。

以上です。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

続きまして、項6．雑入、目4．雑入、節1．生活保護雑入につきましては、生活保護費の返還金となっております。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

節2．保健衛生雑入のうち、保健センター雑入につきましては、保健センター及び医療福祉専門学校緑生館の占用、供用に係る電気代、消防設備保守点検委託料、電気工作物保安管理業務委託料等の緑生館の負担分でございます。

以上です。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

次に、節4．雑入のうち、民生雑入の社会福祉課関係分でございますが、障害児通園施設介護給付費につきましては、ひかり園で実施しております療育等の介護給付費でございます。

そして、高齢者福祉施設雑入につきましては、高齢者福祉施設内の中央デイサービスセンターに係る燃料費及び光熱水費等の事業者負担分となっております。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

子どもの医療費雑入につきましては、子どもの医療費にかかっているもののうち、高額医療費が返還されたものでございます。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

平成27年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金につきましては、広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算による精算に伴います市町負担金の返還金となっております。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

同じく雑入、教育雑入のうち、スポーツ振興課分について主なものを御説明いたします。

スタジアムネーミングライツ料につきましては、ベストアメニティ株式会社からのネーミングライツ料でございます。

その次、スタジアムを初めといたします10施設23台分の自動販売機の収入でございます。

光熱水費雑入につきましては、スタジアムのサガン・ドリームス事務所等の光熱水費の雑入が主なものでございます。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

款22．市債、項1．市債、目2．民生債、節1．児童福祉債につきましては、平成28年度中に整備された私立保育所3カ園の施設整備補助事業に伴うものでございます。

以上で、健康福祉みらい部関係の歳入の説明を終わります。

## 吉田忠典社会福祉課長

それでは、続きまして、歳出の説明に入ります。

まず、社会福祉課関係分でございますが、款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費の主なものについて申し上げます。

まず、節 2. 給料、節 3. 職員手当等及び節 4 の共済費につきましては、平成28年度の健康福祉みらい部長及び社会福祉課、こども育成課の職員や再任用職員、並びに広域市町村圏組合への派遣職員を含めました36名分の人件費となっております。

節13. 委託料のうち、地域福祉計画調査等業務委託料につきましては、5年おきに改定しております地域福祉計画の策定に当たりまして、基礎調査や資料作成等の委託料でございます。

地域福祉計画策定事業につきましては、平成28年度決算における主要施策の成果の説明書に詳細を記載しております。

民生委員・児童委員活動委託料につきましては、民生委員・児童委員の地区会長及び各民生委員・児童委員の活動費となっております。

節19. 負担金、補助及び交付金の主なものを御説明申し上げます。

まず、社会福祉協議会補助金でございます。主要施策の成果の説明書をあわせてごらんいただきたいと思います。

社会福祉協議会の運営補助といたしまして、人件費に対して補助を行っているものでございます。

また、ふれあいのまちづくり事業補助金につきましては、地区社協のコーディネーター活動費及びふれいあいいきいきサロン事業に対して補助をしているものでございます。

そして、全日本同和会補助金につきましては、人権同和対策等への活動に対する補助金となっております。

次に、民生委員児童委員連絡協議会補助金につきましては、民生委員児童委員連絡協議会の運営経費及び負担金等の経費に対する補助となっております。

次に、節28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金でございまして、国保会計職員の人件費、保険基盤安定、あるいは出産育児一時金等の事業に対する繰り出しとなっております。

次に、目 2. 障害者福祉費でございます。主なものについて申し上げます。

まず、節 7. 賃金につきましては、鳥栖三養基地区障害支援区分認定審査委員会事務局の嘱託職員 1 名、障害者自立支援事業嘱託職員 1 名及びひかり園の指導員等としての嘱託職員 7 名分の賃金となっております。

節13. 委託料でございますが、主なものといたしまして、外出介護委託料につきましては、屋外での移動が困難な障害のある方に対しまして、ヘルパー等による移動支援を行うものでございます。

相談支援事業委託料につきましては、鳥栖・三養基地区総合相談支援センターが、障害のある方やその御家族からの相談に応じまして、権利擁護等の必要な援助を行っております。

日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方に対し、日中活動の場の提供や生活訓練を行うものを助成するものでございます。

社会福祉会館（身障センター）指定管理料につきましては、施設の管理や機能回復訓練、各種講座、厚生相談事業等を社会福祉協議会に委託をしているものでございます。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金でございます。

地域活動支援センター補助金につきましては、在宅の障害のある方が、通所により創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進や地域生活支援を図るための地域活動支援センターへの補助金となっております。

福祉タクシー助成金につきましては、身障1級、2級、療育A、そして精神の1級、2級などの手帳を持つ方へのタクシー運賃の基本料金を助成する助成金となっております。

次に、節20. 扶助費の主なものについて御説明申し上げます。

まず、重度心身障害者医療費につきましては、主要施策の成果の説明書をごらんいただきたいと思えます。

重度心身障害者の医療費の保険診療に係る自己負担額から500円を引いた額を助成するということで実施をしているものでございます。

自立支援医療費につきましては、身体障害者の障害軽減、機能回復のための医療費を助成するものでございまして、対象となる医療は、白内障、角膜移植、関節、心臓、腎臓移植等の手術及び人工透析などとなっております。

障害児施設給付費につきましては、主要施策の成果の説明書をあわせてごらんいただきたいと思えます。

障害児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスなどによる通所支援に係る給付でございます。

障害者自立支援給付費につきましても、主要施策の成果の説明書をあわせてごらんいただきたいと思えます。

障害者総合支援法により、個々の障害のある方の障害程度や社会活動、介護者、居住などの状況を踏まえまして、個別に支給決定される障害福祉サービスの利用者に対する自立支援を行う給付でございまして、介護の支援を受ける介護給付訓練などの訓練等の給付、地域生



活のための相談支援を受ける地域相談支援給付などがございます。

障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、日常生活用具を給付あるいは貸与することで日常生活の利便性の向上を図るため、入浴の補助用具、特殊ベッド等に対して給付をするものでございます。

特別障害者等手当につきましては、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を要する在宅の障害者に対して手当を支給することで福祉の向上を図るものとなっております。

次に、節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成27年度分の障害者福祉関係扶助費等の精算に伴います国庫及び県負担金の返還金となっております。

次に、目3. 老人福祉費でございます。

節2. 給料、節3. 職員手当等及び、節4. 共済費につきましては、介護予防事業、食の自立支援事業、紙おむつ支給事務事業等の事業費支弁分の人件費として、高齢者福祉係職員の人件費の一部を充当しているものでございます。

次に、節8. 報償費につきましては、敬老祝金でございまして、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の節目の方、合計1,216名の方に祝金をそれぞれ支給をしております。

在宅寝たきり老人等介護見舞金につきましては、在宅で寝たきりの高齢者を介護する家族への見舞金となっております。

次に、節13. 委託料の主なものについて申し上げます。

食の自立支援事業委託料につきましては、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯で食事の調理等が困難な方に対しまして食事の提供や安否確認を行うものでございます。

ふれあいネットワーク事業委託料につきましては、社会福祉協議会に委託をいたしまして、在宅の独居高齢者等の生活状況を把握していただき、孤独感の解消や安否の確認を行うものでございます。

緊急通報システム事業委託料につきましては、在宅のひとり暮らしの高齢者等で日常生活において常時注意を要する方の緊急時の連絡手段を確保するため、警備会社等に委託をしているものでございます。

介護予防事業委託料につきましては、主要施策の成果の説明書をあわせてごらんいただきたいと思っております。

要介護や要支援状態のリスクのある高齢者に対し、運動、栄養、口腔機能等の改善指導を行います二次予防事業の元気づくり教室、また、主として活動的な状態にある65歳以上の高齢者を対象とするいきいき健康教室や、ロコモーショントレーニング教室、ふまねっと教室

などのほか、平成28年度からは、音楽は認知症の予防に効果があるということから、唱歌の合唱や演奏等を行いながら、心肺機能や口腔・嚥下機能の強化を図るTOSUSHI音楽サロンを新たに実施いたします、運動機能の改善や認知症予防などの介護予防教室の開催の委託料となっております。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金（介護保険）につきましては、主要施策の成果の説明書をあわせてごらんいただきたいと思います。

介護保険事業に伴います介護給付費に関しました鳥栖地区広域市町村圏組合への負担金となっております。

高齢者福祉乗車券助成金につきましては、75歳以上の高齢者を対象とした、路線バスやミニバスの運賃助成となっております、1人当たり2万1,000円を上限に補助をしているものでございます。

シルバー人材センター補助金につきましては、高齢者の就労による生活向上、社会参加の促進など地域の活性化を目指すシルバー人材センターへの補助金となっております。

敬老会補助金につきましては、町区など敬老会の主催者に対しまして、75歳以上の高齢者に1人当たり1,500円の補助を行っております。

次に、地域福祉基金活用事業補助金及び老人クラブ運営費補助金につきましては、鳥栖市老人クラブ連合会に対し、健康及び生きがいくくり事業に要する経費や運営費を助成するものでございます。

地域介護・福祉空間整備補助金につきましては、主要施策の成果の説明書をあわせてごらんいただきたいと思います。

市内の4法人6事業所の介護事業所にマッスルスーツと呼ばれる移動・移乗支援の装置や、センサーによりベッド上の高齢者の状態を把握する見守り支援ベッドの導入に係る費用を助成する補助金となっております。

次に、節20. 扶助費のうち、紙おむつ支給事業費につきましては、在宅の65歳以上の高齢者で所得税非課税の寝たきりの方に支給するための紙おむつの購入費でございます。

老人保護措置費につきましては、65歳以上の高齢者で、環境上あるいは経済上の理由で居宅での生活が困難な方の老人ホームに入所する経費としての措置費となっております。

次に、目4. 老人福祉センター費でございます。

まず、節7. 賃金につきましては、中央老人センターの嘱託職員2名分の賃金となっております。

節11. 需用費につきましては、主なものとしたしましては、中央老人福祉センター等の燃料費や光熱水費となっております。

次に、節13の委託料でございますが、これは、中央老人福祉センターの清掃、機械設備、保守管理、昇降機点検などの維持管理に伴う委託料となっております。

次に、目 7．臨時福祉給付金給付費でございます。

主要施策の成果の説明書をあわせてごらんいただきたいと思います。

主なものといたしましては、まず、節 3．職員手当等でございますが、臨時福祉給付金の支給事務に従事しました職員に支給した時間外手当となっております。

節 4．共済費及び節 7．賃金につきましては、臨時職員の人件費となっております。

節12．役務費につきましては、申請書等の発送に要した郵便料でございます。

節13．委託料につきましては、臨時福祉給付金給付事務を管理するシステム導入の委託料となっております。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、平成26年度から引き続きその影響緩和策として、平成28年度も市県民税の非課税の方など、1万57人に3,000円を支給しております。

さらに、経済対策といたしまして、平成28年度の国の補正予算により、市県民税非課税の方など5,001人に1万5,000円を支給しております。

また、この経済対策分の臨時福祉給付金につきましては、一部を平成29年度に繰り越しをしているところでございます。

目 8．年金生活者等支援臨時福祉給付金給付費でございます。

主要施策の成果の説明書をあわせてごらんいただきたいと思います。

主なものといたしましては、節 3．職員手当等につきましては、臨時福祉給付金の支給事務に従事する職員に支給した時間外手当となっております。

節 4．共済費及び節 7．賃金につきましては、臨時職員の人件費となっております。

節12．役務費につきましては、申請書等の発送に要した郵便料などでございます。

節13．委託料につきましては、臨時福祉給付金の給付事務を管理するシステム導入の委託料となっております。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、賃金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者等の年金受給者に対し、個人消費の下支えに資するために、低所得の高齢者や障害、遺族年金受給者の方など5,689人に3万円を支給しております。

## **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

続きまして、項 2．児童福祉費、目 1．児童福祉総務費について主なものを申し上げます。

節 1．報酬につきましては、要保護女子、DV被害者の相談指導を行う婦人相談員1名分の報酬でございます。

節7. 賃金は、子育て支援コーディネーター2名分、母子自立支援員1名分及び子どもの医療費助成に係る事務補助職員1名分の賃金でございます。

節12. 役務費のうち、子どもの医療費助成事業審査支払事務手数料は、就学前児童の医療費に係るレセプトの審査と支払い事務に伴う手数料で、月平均にして約7,500件分でございます。

その次の節13. 委託料のうち、社会福祉会館（児童センター）指定管理料につきましては、鳥栖市社会福祉協議会に社会福祉会館内にあります児童センターの管理運営を委託しているものでございます。

ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子育てを支援してほしい利用会員と子育ての支援ができる協力会員が相互援助活動を行う育児サポートセンター事業として社会福祉協議会に事業を委託しているものでございます。月平均にして170回程度の利用がありました。

節20. 扶助費について主なものを申し上げます。

児童扶養手当につきましては、主要施策の成果をごらんください。

児童扶養手当は、18歳になる年度末までの児童がいるひとり親家庭の父または母に支給されるもので、世帯の収入や児童の数に応じて、月額4万2,330円を上限として支給されます。支給対象となった児童は延べ人数にして1万1,056人、月平均にいたしますと、大体920人、世帯数で見ますと約600世帯が対象となりました。また、平成28年8月分より、第2子加算額が5,000円から1万円に、第3子加算額が3,000円から6,000円に増額をされております。

母子家庭自立支援事業費は、ひとり親家庭の父または母親が資格取得のために養成機関で修業する場合に、修業期間中に高等技能訓練促進費を支給するものでございます。月額上限は10万円となっております。平成28年度は7名の方がこの制度を活用されております。

ひとり親家庭等医療費は、ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童と、20歳未満の児童を養育している親の医療費の一部を助成するものでございます。児童は18歳の年度末まで、その養育者は児童が20歳になるまで医療費の一部を助成するものでございます。平成28年度の受給資格者は親が754人、児童が861人です。

子どもの医療費につきましては、主要施策の成果の説明書をごらんください。

子どもの医療費は、18歳までの児童を養育する子育て世帯の負担軽減のため、子どもの医療費の一部を助成するものでございます。平成28年度の延べ支給件数は13万2,521件でございます。

続きまして、保育園費について主なものを申し上げます。

節ごとの説明の前に、主要施策の成果の説明書をごらんください。

保育園費は市内4カ所の公立保育所の運営に要する経費と市内11カ所の私立保育所及び認定こども園1カ所、その他、地域型保育事業所、市外の認可保育所への委託分に係る経費でございます。

平成28年度の年間受け入れ延べ人数は2万364人です。

月平均にいたしますと約1,700人になります。

目2. 保育園費、節2. 給料から節4. 共済費までは、保育所職員45人分の人件費でございます。

節7. 賃金につきましては、嘱託、臨時保育士及び調理員の賃金でございます。

次に、節11. 需用費のうち主なものは、給食等の食材を購入しております給食費でございます。

節13. 委託料の施設管理委託料につきましては、各公立保育園の衛生害虫駆除、消防用設備点検、警備業務、芝生管理業務などの委託料が主なものでございます。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付費につきましては、市内の私立保育所10カ園、認定こども園1カ園、地域型保育事業所7カ園及び他の自治体をお願いをしている広域保育所等に対する保育所運営費負担金でございます。このうちの公費負担分の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

私立保育所等施設整備補助金につきましては、主要施策の成果の説明書をごらんください。

私立保育所と施設整備補助金は、平成28年度中に建設された3つの私立保育園の施設整備費の一部を助成したものでございます。3カ所の保育園新設によりまして、保育供給量が226名拡充いたしました。事業費の負担割合といたしましては、国が3分の2、市が12分の1、事業者が4分の1となっております。

先ほどの節19. 負担金、補助及び交付金の私立保育所特別保育事業補助金でございますが、私立保育所が実施する延長保育や一時保育、休日保育、地域子育て支援センター事業などに対する補助金でございます。

次に、目3. 家庭児童相談費のうち、主なものは、節1. 報酬でございますが、これは家庭児童相談員2名に対する報酬でございます。平成28年度の家庭児童相談室で対応した相談件数は153件、内容別でいいますと、多いものから児童虐待、養育困難、自閉症等の障害に係る相談でございました。

目4. 児童手当費の主なものについて申し上げます。

節2. 給料から節4. 共済費までは、担当職員の1名分に係る人件費でございます。

次に、節20. 扶助費につきましては、児童手当でございます。3歳未満と3歳から小学生までの第1子から第3子以降の区分、また、中学生までの年齢区分や子供の数に応じて、児

童手当法に基づき支給をしているものでございます。

なお、不用額1,409万円につきましては、支給対象者が見込みよりも少なかったため、特に支給単価が高い3歳未満の児童数が減少傾向にあることによるものでございます。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

続きまして、項3．生活保護費、目1．生活保護総務費でございます。

節2の給料から節4．共済費までは保護係職員5名分の人件費となっております。

節7．賃金につきましては、自立支援相談員2名、就労支援相談員1名の賃金となっております。

次に、節20．扶助費につきましては、住宅を失った方で申請日から2年以内に離職をされた方で就労能力及び就労意欲のある方10名に対しまして賃貸住宅の家賃を給付いたしております。

節23．償還金、利子及び割引料につきましては、平成27年度の精算に伴います国庫負担金の返還金でございます。

次に、目2．扶助費、節20．扶助費につきましては、主要施策の成果の説明書をあわせてごらんいただきたいと思います。

生活保護費でございますけれども、被保護者は302世帯、367人。生活扶助につきましては、月平均246世帯、住宅扶助につきましては、235世帯、医療扶助給付につきましては、275世帯、介護扶助給付につきましては、63世帯などとなっているところでございます。

次に、項5．災害救助費、目1．災害救助費、節20．扶助費につきましては、平成28年度中で市内で発生いたしました3件の火災により、死者1名、全焼4棟の被害が起きております。罹災された方や御遺族に対し、見舞金を支給しているところでございます。なお、支給に際し、現計予算が不足いたしましたので、予備費から10万円を充用させていただいております。

社会福祉課関係は以上でございます。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

次に、款4．衛生費、項1．保健衛生費、目1．保健衛生総務費の主なものについて御説明をいたします。

節2．給料から節4．共済費は、健康増進課15名、国保年金課5名の合計20名の職員分でございます。

節7．賃金は、母子保健事業の健診、相談、訪問などに従事する保健師、看護師等の臨時職員の賃金でございます。

節11．需用費は、保健センターの消耗品費や印刷製本費、光熱水費、修繕料、休日救急医

療センターの医薬材料費等でございます。

節13. 委託料につきましては、主なものといたしまして、まず、1行目の保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務、空調設備点検、昇降機保守点検業務等の委託料でございます。

休日救急医療センター業務委託料は、市民の休日の救急体制として鳥栖三養基医師会に委託して一次救急を行うものでございます。

妊婦・乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施をいたします妊婦1人当たり14回分の妊婦健診と乳児1人当たり2回分の乳児健診の委託料でございます。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金の主なものを申し上げます。

久留米広域小児救急医療支援事業協力金は、夜間の小児救急医療を確保するため聖マリア病院内に設置されております久留米広域小児救急センター事業に参加するための負担金でございます。診療は、年間365日、19時から23時までとなっております。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金につきましては、県や三養基郡の3町と分担をしている同校への運営補助金でございます。

病院群輪番制運営補助金は、休日の二次救急医療機関として輪番制で対応していただいております医療機関への運営補助金でございます。

節20. 扶助費につきましては、妊婦健診費は、指定医療機関以外で受けられた妊婦健診費の償還払分でございます。

不妊治療費は、高額な不妊治療費の一部助成金でございます。

次に、目2. 予防費の主なものについて御説明をいたします。

あわせて主要施策の成果の説明書をごらんください。

節7. 賃金は、成人の健康診査や健康相談、訪問指導などに従事する保健師、看護師等の賃金でございます。

節8. 報償費は、各事業の講師謝金及びうらら健康マイレージの報奨金が主なものでございます。

節13. 委託料のうち、主なものを申し上げます。

健康管理システム改修委託料につきましては、社会保障・税番号制に伴うシステム改修と、平成28年10月から新しく始まりましたB型肝炎予防接種に対応するためのシステム改修委託料でございます。

健康診査委託料は、20代、30代及び健康保険未加入者を対象とした健康診査、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診に係る委託料でございます。

がん検診委託料につきましては、胃、大腸、肺、子宮、乳、前立腺の6種類のがん検診委

託料、乳、子宮がん検診の無料クーポン券の印刷及び封入封緘委託料でございます。

予防接種委託料につきましては、定期の予防接種の14種類、妊娠安心風しん予防接種事業における2種類の予防接種の委託料でございます。

また、委託料におきましては、1,147万円の不用額が出ております。これは、主には予防接種委託料で1,003万円、がん検診等で144万円の不用額を出しております。

予防接種委託料不用額の主なものを申し上げますと、4種混合予防接種が約276万円、小児の肺炎球菌予防接種が約262万円、ヒブ予防接種が約200万円、水痘予防接種が約163万円の不用額となっております。いずれも実際の接種者が見込みより少なかったためでございます。

健康増進課は以上でございます。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目4. 幼稚園費の主なものについて申し上げます。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、幼稚園就園奨励費補助金でございます。

これにつきましては、主要施策の成果の説明書をごらんください。

幼稚園就園奨励費補助金につきましては、3歳以上の子供を私立幼稚園に通園させる保護者に対し、住民税額に応じ、園児1人当たり年額30万8,000円を上限として補助金を支給するものでございます。平成28年度に支給対象となった児童は1,109人でございます。財源は国が3分の1以内、残りが市負担となっております。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

次に、項4. 社会教育費、目6. 文化振興費の主なものについて御説明いたします。

節2. 給料から節4. 共済費までは、文化芸術振興課9名分の人件費でございます。

続きまして、節11. 需用費の主なものについて、賃金につきましては、文化会館の夜間管理業務を行う臨時嘱託職員1名分の賃金でございます。

節11. 需用費の主なものにつきましては、ガス代等の燃料費、電気料等の光熱水費でございます。

次に、委託料につきましては、清掃、施設設備の保守点検、舞台運営関係などにかかわる管理業務等委託料、市が主催する市文化事業の企画、実施にかかわる市文化事業委託料、その他、フッペル鳥栖ピアノコンクールや市民文化祭などを開催するための委託料が主なものでございます。

節15. 工事請負費につきましては、大ホール舞台上のつりもののロープ等の交換及び音響設備等の交換に要する工事費が主なものでございます。

節18. 備品購入費につきましては、プロジェクター及びピアノ専用椅子等の購入が主なものでございます。



節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、子どもミュージカル、鳥栖市民劇団など4団体に対する補助金でございます。これは文化の向上に寄与する団体の活動に対し補助をするもので、対象経費は印刷製本費と会場使用料でございます。

次に、目7. 定住・交流センター費について御説明いたします。

定住・交流センター費は、サンメッセ鳥栖及び都市広場の管理に要する経費でございます。

節7. 賃金につきましては、貸館業務及び図書コーナー業務を担当する臨時嘱託職員7名分の賃金でございます。

節11. 需用費の主なものは、電気料等の光熱水費や消防設備などの修繕料でございます。

節13. 委託料につきましては、清掃、施設設備等の保守点検、舞台運営関係などにかかわる管理業務等委託料が主なものでございます。

節15. 工事請負費につきましては、定住・交流センターの非常灯バッテリー等の交換等に要する工事費が主なものでございます。

節18. 備品購入費につきましては、図書購入及びプロジェクター用スクリーン等の購入が主なものでございます。

以上でございます。（「委員長、休憩すい」と呼ぶ者あり）

#### **中川原豊志委員長**

これ、最後でしょう。（「最後。大事なところやけん、後からゆっくりさ」と呼ぶ者あり）  
（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）はい。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

それでは、すいません、お時間を取らせていただきまして、誠に申しわけございません。

項5. 保健体育費、目1. 保健体育総務費の主なものについて申し上げます。

まず、節1. 報酬につきましては、スポーツ推進委員48名分の報酬でございます。

節2. 給料、節3. 職員手当等、それから、次のページの節4. 共済費につきましては、スポーツ振興課職員10名分の人件費でございます。

次に、節11. 需用費につきましては、事務用品、それから被服費につきましては、新任のスポーツ推進員のジャージ代でございます。

それから、節13. 委託料につきましては、本年3月のサガン鳥栖のホームゲームで鳥栖市民デーを開催いたしましたサガン・ドリームスに委託して実施をいたしました地域交流推進事業委託料、それから、各町区で開催されました市民体育大会開催委託料、それから、昨年10月の15日、16日に佐賀市、多久市、小城市で開催されました県民体育大会の出場委託料が主なものでございます。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金でございますけれども、県プロサッカー振興協議会

負担金につきましては、県の補助金と合わせましてサガン鳥栖を通じたサッカー教室や集客イベント等を行います協議会への負担金でございます。久留米市、鳥栖市、小郡市、基山町で構成いたしますクロスロードでのスポーツ・レクリエーション祭への負担金でございます。

次に、市体育協会への運営等の補助金、それから、空手、バドミントン、ボクシング等、全国大会等へ県代表として出場した方々に対するスポーツ大会出場の補助金が主なものでございます。

次に、目２．体力づくり運動推進事業費の主なものについて申し上げます。

節８．報酬の謝金につきましては、女性を対象といたしましたミズ・フレッシュ教室や、高齢者を対象といたしました若さはつらつ教室、また、地区スポーツ教室等の講師謝金等が主なものでございます。

節13. 委託料につきましては、昨年８月、９月に開催いたしましたクロスロードスポーツ・レクリエーション祭の鳥栖市の選手選考会の開催委託料、それから、本年３月に開催しております市のスポーツレクリエーション祭の開催委託料、それから、体育館の諸室にございますトレーニングルームの指導委託料、それから、本年１月15日に開催いたしましたロードレース大会の開催委託料が主なものでございます。

次に、目３．体育施設の主なものについて申し上げます。

節７．賃金でございますけれども、各体育施設管理のための21人の嘱託職員及びプール開設時の６人の臨時職員分の賃金でございます。

節11. 需用費につきましては、消耗品につきましては、芝管理に要する資材代、また、施設の電気、上下水道、ガス代等の光熱水費、それから、建物や備品等の修繕代等でございます。

節12. 役務費につきましては、通信運搬費につきましては、各施設の電話、インターネット回線料等でございます。

手数料につきましては、芝かすの処分手数料が主なものでございます。

節13. 委託料につきましては、施設管理等委託料につきましては、各施設の警備、電気、空調機械設備、消防設備等の保守点検、清掃、樹木、草刈り等の管理委託料が主なものでございます。

設計委託料につきましては、健康スポーツセンター建設工事の設計業務の平成28年度分の委託料でございます。

次のスタジアムネーミングライツ企業特典事業委託料につきましては、2017シーズン分として、株式会社サガン・ドリームスに委託してスタジアム内の広告の横断幕の掲示を行うというものでございます。

続きまして、節15. 工事請負費につきましては、営繕工事といたしまして体育センターの空調設備、田代小学校の夜間照明設備、プールの床等の補修工事、それから、スタジアム改修工事費といたしましては、スタジアムの換気設備改修、直流電源装置の蓄電池改修、駐車場の舗装などの改修工事費でございます。

以上をもちまして、健康福祉みらい部関係の説明を終わります。

ありがとうございました。

休憩します。



再開します。

執行部の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑のある方は、ページ数、款、項、目等も重ねてお願いをいたします。

まず、歳入の部分と、それから、決算書の119ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の項目からまいります。

ですから、項の 1 社会福祉費、ページ数でいきますと、135ページの下ほどまでのところを最初に質問していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、質疑ありましたら、お願いします。

54ページの市民文化会館使用料、これ、以前も尋ねたことがあります、減免とかありますよね、小ホールのほうは。だから、その減免は何件……、全額免除というのものもあるんです

かね、全額免除は何件で、幾ら減免したか。

それから、半額分は何件で幾らなのか。それは、前はわからんっていう回答やったんですけど、今はどうですか。

**松隈義和文化芸術振興課長**

議員御承知のとおり、大ホールのほうは減免いたしておりませんで、小ホール及び小ホールにかかわる諸室のほう、減免をいたしております。

その内訳ですけれども、昨年につきましては、半額の減免はいたしておりません。

それで、利用件数1,325件に対しまして761件の全額減免を実施しております。

以上でございます。

**成富牧男委員**

私、金額も言いましたけど、金額はあえて資料的にはとっていない、データの的にはとられていないということですか。

**松隈義和文化芸術振興課長**

大変失礼いたしました。約520万円ということになっております。

以上でございます。

**成富牧男委員**

これ、私が質問した意図は、やっぱり本来からいうと、監査なんかするときに、極端に言うデータがないまんまに、要は本来は1,000万円入るのに、本当のあり方っていうんですか、本当だったら1,000万円の使用料が入るはずですけども、そのうち、さっき言われたように何件全額免除しましたので、その全額免除額がこれだけですので、最終的に、例えば2,000万円になりますみたいなのは、最低私は必要だと思うんです。

そんなに難しい話じゃないと思いますので、今後、やっていただきたいんですが。

**松隈義和文化芸術振興課長**

今後はこのように説明してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**成富牧男委員**

ありがとうございました。

**中川原豊志委員長**

ほかはいかがですか。

**西依義規委員**

64ページの民生費県補助金の民生委員・児童委員活動費交付金の収入と、支出が122ページの中ほどの委託料、民生委員・児童委員活動委託料と、124ページの民生委員児童委員連絡協

議会補助金。

関連で3つですが、これは、県からの補助金の原資で市の予算も足して、使われているのはこの2つっていうふうに考えたらいいんですか。県の補助金の使い先かな、そういうの。

**中川原豊志委員長**

いいですか。

**吉田忠典社会福祉課長**

県の補助金につきましては、委員1人当たり幾らっていうふうな形で来ておりまして、それを市で幾らか上乗せをして活動委託料で支給をしているところでございます。

補助金につきましては、民生委員の活動委託料のほうに回しておりまして、各地区にも県のほうの部分が来ておりますので、その分は地区のほうに活動の補助金としてお渡しをしているところでございます。

**中川原豊志委員長**

わかりますか。

**西依義規委員**

済みません。

委託料が乗せた分はわかりました。

それはそれで、そうしたら、各自治体が独自に、要は各市町村で民生委員の活動費というのは違うっていう、例えば、いっぱい乗せている自治体もあるし、余り乗せない自治体もあるっていう見方でいいのか。

一般質問でもあっていましたが、例えば、民生委員のなり手が少ないんで、そういった補助をできる方とかを、もし自主財源ですということも、その自治体ごとに違うという考え方でいいんですか。

**吉田忠典社会福祉課長**

県からの補助金につきましては、一律、各市町同じでございますけれども、それを民生委員の活動費としてお渡しする際には、それぞれの市町によってその額が違いますので、今、年間5万9,000円ほど県からはいただいているところですが、鳥栖市の場合には民生委員1人当たり年間12万円を支給しておりますので、上乗せを約6万1,000円支給しているというところでございます。

**西依義規委員**

そうしたら、もし、民生委員のなり手、担い手を育成というか、そういったことをするのであれば、国も県もそういうメニューはないだろうから、もしするならば、鳥栖市が独自にするっていうやり方っていうことでいいんですか。

**吉田忠典社会福祉課長**

民生委員の活動につきましては、私たちも県のほうに要望をいたしております、県からいただく補助金については増額を要請はしているところでございます。

**西依義規委員**

じゃあ、先ほど各地区に……、124ページ、地区の連絡協議会の補助金を出している分の、この県の収入っていうか、それはどこを見ればいいんですか。この活動費交付金を見ればいいということですか、別にあるんですか。

**吉田忠典社会福祉課長**

県の補助金でございますが、決算書で言いますと63ページ、64ページでございます。真ん中のあたりの社会福祉費県補助金の一番上から2つ目でございます、民生委員・児童委員活動費等交付金でございますが、この中に民生委員の活動費と地区の協議会の推進費とか、この中に含めたところで県で積算をして交付をしているというところでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

**樋口伸一郎委員**

決算書130ページで1点だけお尋ねをさせていただきます。

自立支援事業委託料ですけど、まず、変わらないと思うんですけど、委託先を教えてください。

**吉田忠典社会福祉課長**

食の自立支援事業につきましては、現在、市内の2つの社会福祉法人、具体的に申し上げますと、椎原寿恵会、真心の園、それと、社会福祉法人健翔会、ひまわりの園の2つでございます。

**樋口伸一郎委員**

そうしたら、多分、事業所さんが負担している分、1食分の単価でいいですけど、それと、市のほうから補助している部分の金額を教えてください。

**吉田忠典社会福祉課長**

食事につきましては、1食当たり720円の経費かかっていると。それは、弁当をつくるのと配達も含めて720円という形になっています。

それで、市のほうからは事業者に対して配達代とか事務費相当分として、その半額の360円を支給しております。

利用者から事業所のほうへが食材費と調理ということで360円、半分ずつを合算して720円ということで、1食あたり720円を事業所にお支払いしてるというところでございます。

**樋口伸一郎委員**

そうしたら、平成28年度の経過というか実績を見てくると、例えば、配送された先、いただく側が、今多分、毎日とかじゃなくて、飛び飛び、数日に1回という状況で平成28年度はやってこられたかと思うんですけど、その現状、この金額を出されて委託されているところと、事業者側の現状、平成28年度の事業の実績というのは、もう担当課としては完全に把握されているような状況として認識をされていていいですか。

**吉田忠典社会福祉課長**

1食当たり720円のうち360円市が負担しておりますので、何食をつくって、何食を配達したかっていうのは、市のほうでも把握をしております。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

これ、ちょっと今、運営っていうか、ぎりぎりの状態でやっているっていう現状もお見受けできますし、また、配給される側も、御飯って考えたら毎日食べるのが当たり前かと思うんですけど、なかなかそうしたところまで追いついてない現状があるのかなというふうにお見受けをしています。

佐賀市とか他市の状況では、今2カ所で固定しているような状況ですけど、そこに自由度があったりして、食べられる方も選べる、食の値段は個々に違ってくるかと思うんですけど、そうした負担があるのであれば、もう2カ所だけに負担せずに、こういうふうに弁当屋さんとかがいっぱいあるんで、そこら辺、今回の決算を受けて、そうした議論も多分、事業所側とはあっているかと思うんですけど、そういう考えって、次年度に向けて、この決算を受けてどうお考えですか。

**吉田忠典社会福祉課長**

食の自立支援事業につきましては、弁当の配達ということでやっておりまして、実績から申し上げますと、年々配食数は減っているという状況にはございます。

その中で、私たちとしては、食の自立支援ということで、ただ単にお弁当をお配りするだけではなくて、お弁当を配ったときに必ず見守り、安否確認もしていただいているというところもございます。

ほかの市町につきましては、ただ単なるお弁当の配食というところもございますけれども、私たちとしては、見守りも兼ねたところでの配食事業でやっているところもございます。そういった意味も込めまして、現在、2社会福祉法人に委託を実施しているところではございます。

私たちといたしましては、他市の状況も見ながら、見守りが一般の配食事業者でもできるということであれば、現在の私たちの事業を一般の配食事業者でもできるということであれ

ば、もちろん、この門戸を広げていって、利用者の選択の幅も広げていきたいと考えているところでございます。

#### 樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ここから先、ちょっと質問ではないんですけど、おっしゃっていた、今、配給数が減っているっていうのは結構問題で、食べないといけないものが飛び飛び食べるっていうそのものが、多分、命にもかかわってくるし、例えば、佐賀市とか他市の事例を挙げますと、仮にほかの弁当屋さんとかでも、郵便物とかじゃないけん、多分全く、ポストに食べ物入れてきたりっていうのは、あまりないと思うんですね。

だから多分、今の状況でも、配送する時点で生存確認とか、そういう形にはなると思うんですね。食べ物を直接お渡しする可能性になるんで。

だから、それはもう、市のほうからほかのお弁当屋さんとかに出すときに、手渡してくださいと、亡くなってなければ手渡すことができるんで。それが生存確認とかにはなると思うんで、こっちから条件つけてもいいんで。

そういった検討で、現状と見合わせながら、配給数を減らさないような方向で検討いただければなというふうに、ちょっとすいません、要望も入っていますけど。

これ、質問じゃないんで、以上で終わります。

#### 成富牧男委員

多分、御存じだと思うんですね、今、樋口議員が言った、民間でもできないかっちゅうのは。

民間でも、ちゃんと広告見たら載ってますよ、見守りもやっていますって、それはもう御存じの上で言われたと思うんですね。さらに言うなら、介護保険を見てください。もう実際、もともと、私、それを全ていいとは言いませんけれども、既に民間のほうでやっているわけでしょう。

だから、今の話、非常に役所としても課題だと思いますけれども、例えば、指定事業所みたいな感じで、さっき言われた一定の条件を付して、これをクリアしたところは登録させると。そして、それからどうぞと。

結局、弁当は1回ワンメニューですか。多分、1回1メニューでしょう。だから、いろいろ多様な、さっき言われた、それを選択もできない。そういうやつも一つの原因だと思うんですよ、減っているやつ。

だから、そこはやっぱり、今後考えていただける余地があるんじゃないかっていうのを思います。



それで、ついでにもう一点、120ページの民生委員推薦会委員報酬。これは、かつては議員も委員に入っていたんですけど、今は任意になっているんですか。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

民生委員推薦会は、議員の方もかつては2名ほど御参加していただいていたんですが、県内他市の状況を調べますと、議員さんは別の形で、議会としてのチェック機能を果たしてもらうところもありますので、議員さんのほうが推薦委員の中に入るってところがだんだんとなくなってきました。

それで、国も議員の規定を外しておりましたので、県内他市を比較してみましたところ、議員を外しているところが多うございましたので、今回、平成28年度のちょうど改選のときから議員は外したところで推薦会、新しく委員さんの選任をしております。

#### **成富牧男委員**

法に根拠があるということですね。かつてと変わったというふうに理解しておきます。

あと1つ、124ページの全日本同和会補助金ですけど、きょうは端的に、質問を中心にします。

現在のこの全日本同和会鳥栖市部の会長さんの名前、それから住所、それから世帯、人員、活動内容、以上5点。

それと別個に、今回新たな法律ができましたよね、同和じゃなくて部落差別、名前も同和から部落差別というふうに、部落ってわざわざそういう名前を付した法律になったと思います。そこら辺になった過程といいますか、その点を教えてください。

それと、あと1点。

122ページの委託料の民生委員・児童委員活動委託料、これ、ずっと前に申し上げたことがありますけど、これが混乱を招くのは、民生委員・児童委員活動を委託する委託料になっているからと思うんですね。

これ、補助金だったらいいんですけど、普通やったら市の事業を委託するわけですから、民生委員・児童委員活動を委託する、民生委員・児童委員活動っていうのは、別の団体、別の組織と思いますので、これは今後、考えていただければいいと思います、予算の名称なんかつける場合に。

以上です。

#### **中川原豊志委員長**

答弁に入ります前に、ここで休憩します。

**午前11時59分休憩**



民生委員・児童委員の方々には、市の福祉行政には多大な御協力をいただいているところもありますけど、基本は民生委員・児童委員のボランティアの活動だと私たちは考えておりまして、今年度からこの委託料のほうは補助金のほうに移しかえております。

以上、お答えといたします。

#### **成富牧男委員**

すいません、最後のやつは、確かにそういう説明いただきましたね。ありがとうございます。

それで、ちょっと、会長名も言われん、住所も言われん、これは私が言ったのは、そちらから言わせると、所在地がこの会長のところだから伏せないかんっていう。これ、個人情報保護の観点からって言われましたけど、私がいわゆる情報公開制度でとったときには、会長名はありました。違っとったら言ってくださいね。

それと、住所がなかったんですよ。

それで、一般質問の中でどういうふうに言うたかっていうと、どこにあるか、誰がその会長なのかかわからないところに500万円——その当時500万円、400万円出すのかって話をしたんです。

そのときには、少なくとも会長名は開示されていたと私は認識しているんですけど、それが間違っていたからやめるということでしょうか。

さらに、それはいわゆる標準的な、例えば、ほかのいろいろな、鳥栖市とそういう補助団体とのかかわりの中で、全てこういう、個人であれば、社会教育団体でも、もし補助があるとすれば、その会長さんの名前も報告できないということかですよ。住所は逆に、所在地は学校内になるかもしれませんが、そういうことですか。それだけはっきりさせてください。

あとはいろいろありますので、お願いします。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

同和会委員につきましては、同和問題の早期解決に向けて努力をされている団体でございまして、その会につきましては、同和問題の解消を積極的に行うというような同和会の運動方針等に御賛同されている方が会員となっております。

したがいまして、この同和問題の解決に当たりましては、これまで同和地区の出身者の方が中心的な活動を担っております。

同和問題につきましては、そこに生まれただけで差別されるというような、非常に不合理な、不条理な差別問題でございますので、そういった意味で、こういう運動をやられているということで、いろいろな差別とかいうのもひよっとしたらあるかもしれないということも

多くございますので、「それは寝た子を起こすな論理やん」と呼ぶ者あり）私たちといたしましては、この同和問題の解消に向けたところの運動を取り組んでいらっしゃる運動体の方々のプライバシーについては、極力公表すべきではないと考えているところでございます。

#### 成富牧男委員

そのプライバシー、個人じゃないわけでしょう、この人は公人なんですよ、全日本同和会鳥栖支部の支部長さんでしょう。さっき言われた12世帯30名の名簿を出せというふうに言うところじゃないんですよ。

例えば、そんな理屈でいったら、同和だけとっても、県連とか、中央であれば組坂さん。あの人は素性もはっきりしてありますよね、小郡市のほうでしょう。その前やったら、筑紫野市におりましたよね、会長さん。会長の名前と、当然、所在等もはっきりしとるじゃないですか。

それで、たまたまそれが事務所と住所が一緒やったら、それは出さなきゃいかんでしょうもん、どうなんですか。

それで、もう一回聞きますけど、ほかのいろいろな鳥栖市の補助は——ちょっと補助に限定しましょうかね、補助団体の名前は一切明かさない、そして、さっきの話からすれば、方針が変わったんですか。

私は恐らく——記憶違いだったら言ってください、名前は出されたんで、名前だけではわからんと、どこの人に出しよるかわからんと言ったと思いますけど、それは私の記憶違いかな。記憶違いなら記憶違いと言ってもらって、今の答弁にもう一度答えてください。

それと、もう忘れんうちに先に言いますけど、さっきの部落差別解消推進法ができたのに、あなたたちがよって立つところの法律、やっぱり仕事の分野ではそうですね、私たちがそれをよしとしよるわけないですよ。むしろ逆行して、差別を温存する法律だというふうに言っているわけですけど、それを類推しますとかっていうのはあんまりでしょうもん。

あれだけ、今までずっと、差別を解消するのは大事なことですって言ってきたから、新たに法律ができたことについて、もう少し明確に、これだから必要なんですよっていうふうに言わないかんのが。そうでしょう。

公務員は、もういつも私、言ってますけど、やはり法令——いわゆる条例ですね、市の段階で言えば——それに従うのが……、自分のよかごとと言えるのじゃなくて、そういう法令によって立って仕事をするというのが公務員のあるべき姿やないですか。

とにかく、スタンダードかどうかをもう一度聞きます。

それから、いや、名前も出していませんでしたっていうのは、それはそれで答弁が欲しいんですけど、何か名前があったような気がするんですよ、私。

休憩します。

~~~~~

再開します。

時間をとらせてまして申しわけございませんでした。

昔の資料を調べてみますと、平成26年9月の決算委員会の際に、同和会鳥栖支部の補助金交付申請書等を委員会のほうにお出しをしております。

その際には支部長のお名前も記載しているものを出しているところでございます。

だから、変わったということですか、そうしたら、方針が、

それと、さっきから言いよるように、ほかのもそういうふうに、なべて、いろいろな団体、そのレベルの公開……、最初に言われた、名前も事務所所在地も出さないっていうスタンスなんですかっていうこと。

支部長名は以前もお出しをしておりますので、お出しはすることができます。

そして、住所につきましては、会長宅が支部の事務所となっておりますので、ここはもう個人的なところの御住所になりますので、差し控えさせていただきたいと思います。

では、報告するんですか、先ほどの成富議員の質問に対して、支部長、会長名とかは。

資料としてお出ししたいと思いますが、よろしゅうございますか。

いいですけど、私が尋ねている、役所はいろいろな補助団体があれば、また別の形の団体もあると思いますけど、それは必ずしも団体だけじゃなくて、個人のボランティアで、それこ

そ住所が自宅なんかも中には全くないわけじゃないと思いますが、そこら辺は何か統一した考え方を持っておられるんですか、ここだけ特別扱いですかっていうのを聞いています。

それと、ちょっとだらだらなっちゃいかんので、あと1つ聞きたかったのは、活動、平成28年度何をされましたか、具体的な活動もさっき答えたかね、さっき質問しました。

以上。

中川原豊志委員長

では、後ほど、資料として今の質問については提出をしていただくということでいいですか。よろしいですか。

成富牧男委員

私はいいです。

中川原豊志委員長

では、後ほど成富議員の質問に対して、資料の提出をお願いいたします。

では、ほかに質問がございましたらお受けします。

柴藤泰輔委員

済みません、まず、「異議なし」と呼ぶ者あり）（「黙って聞かやこて」と呼ぶ者あり）歳入ですね、78ページの目4．雑入の生活保護費返還金。この返還金の返還理由をちょっと教えてください。

中川原豊志委員長

78ページ、生活保護返還金の理由。

吉田忠典社会福祉課長

生活保護費の返還金につきましては、生活保護を開始した後に収入の申告の誤り、あるいはその後、申告のおくれ等がございまして、本来支給すべきでない保護費を支給したために、返還を受けるものでございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

わかりました。

それで、これに関連して、今、日本人以外で生活保護を受給されている方の人数と国籍を教えてくださいと思いますけど。

吉田忠典社会福祉課長

御指摘の件でございますけれども、今ちょっと手持ちにございませんので、すぐ用意ができだと思いますので、後ほど御報告していきたいと思います。

中川原豊志委員長

委員会としてですね。（「はい」と呼ぶ者あり）後ほど、じゃあ報告をお願いします。

柴藤泰輔委員

ありがとうございました。

そうしたら、130ページの目3の老人福祉費の緊急通報システム。

昨年も聞いたかと思うんですけど、まず、今の人数と、平成28年度中で緊急通報システムを使って何らかの事案があったのか。救急車を呼んだとか、そういう事案があったのか教えてください。

吉田忠典社会福祉課長

平成28年度は217名の方に御利用いただいております。平成27年度と比べますと10人ほど減っているところではございますが、217名の方に緊急通報システムを御利用いただいているところなんです。

そして、通報等の実績につきましては、平成28年度中には緊急出動を16回行っております。

そして、それとは別に、この通報システムを使った相談が34件ございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

ありがとうございました。

今後、この緊急通報システムは家の中のシステムですけど、結構年配の方でも携帯電話持ってある方がふえていますので、そのアプリとかを利用して、例えば、行方不明になったときの場所確認、今はGPS機能がついていきますので、行政としてはそういった連携を考えてあるのか、そういった業者と。そこら辺をお尋ねいたします。

吉田忠典社会福祉課長

柴藤委員の御指摘のとおり、今はICTが非常に進んでおりますので、この緊急通報システムはもう部屋の中だけでしか実際には使えないというところもございます。

今後、認知症等で徘徊の方もふえてくる可能性もございますので、そういった意味では、新しいICTの機器等は、十分私たちのほうも実践的に使っていけるような検討は常に行っておるところでございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

124ページのふれあいのまちづくり事業補助金ですけど、これは社会福祉協議会に委託をされているんですか、まず、補助金の補助先。それとも、各自治会等に直接されているのか。

吉田忠典社会福祉課長

ふれあいのまちづくり事業ですけれども、この事業につきましては、社会福祉協議会に事業を委託をしているところでございます。

西依義規委員

この事業自体の全体決算額、例えば、全体が1,000万円かかって597万円を補助しているのか、それとも、597万円でこの事業が完結しているのか。

あともう一つ、コーディネーターといきいきサロンの経費みたいな説明があったんで、コーディネーター分が幾ら、いきいきサロンに幾らっていうのが、もし、わかればお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

済みません、私は先ほど委託と申し上げましたが、補助金の誤りでございました、失礼いたしました。

まず、ふれあいのまちづくり事業につきましては、鳥栖市の収入及び他からの補助金の収入、あるいは共同募金等の分配金を使った形で、そういうのを歳入にいたしまして、980万円ほどの事業で実施をされているところでございます。

中川原豊志委員長

いいですか、コーディネーターは。

庄山裕一社会福祉課地域福祉係長

活動費といたしましては、まず、コーディネーター研修として2万2,800円ということで計上されております。

それから、ふれあいいきいきサロンの助成金として社協のほうから48万円が支出されております。

それとはまた別に、地区社協のほうにもふれあいいきいきサロンの助成金として32万円が計上されております。

以上でございますます。

中川原豊志委員長

いいですか。（「足して全体になりますか」と呼ぶ者あり）（「全体はわからんと」と呼ぶ者あり）

ちょっと休憩します。

午後 1 時43分休憩

午後 1 時47分開議

中川原豊志委員長

再開します。

吉田忠典社会福祉課長

ふれあいのまちづくり事業のおおまかな内訳を申し上げますと、まず、嘱託職員の人件費がございます。

そして、事業費として地区社協のコーディネーターに係る経費が480万円ほどございます。

そして、地区社協のいろんな経費の部分が40万円ほど。

そして、ふれあいいきいきサロン等が80万円ほど。

大まかに言うと、そういう形になります。

以上でございます。

西依義規委員

多分、目的はいいと思うんですね、この効果等を書いてある、ふれあいいきいきサロンの推進って書いてあって、そこを、もちろん社協さんが行っている事業に対する補助でしょうから、市としてもしっかり、この自宅に閉じこもりがちな高齢者に気軽に集まってもらうとか、この辺の目的をしっかり浸透させていただきたいなっていうのは、一応、意見として言わせていただきます。

それと、次が128ページの手をつなぐ育成会ふれあい交流事業補助金がありますけど、これ、手をつなぐ育成会さんにやっている補助金ということでいいんですか。ふれあい交流事業という事業に当てている補助金なんですか。

吉田忠典社会福祉課長

補助金の名前はふれあい交流事業補助金となっておりますけれども、実際にその補助事業の実績報告書等はこのふれあい交流事業、大体12月ぐらいにしてあると思いますけれども、それを含んだ全てのところの活動の金額の中で補助金の交付申請等がされているところでございます。

西依義規委員

ということは、団体に補助をしているっていう考え方、事業に補助をしているのか団体に補助をしているのかは、団体に補助をしているっていうことですか。

吉田忠典社会福祉課長

事業だけのための補助金じゃなくて、団体の補助と考えてもらって結構でございます。

西依義規委員

130ページの敬老祝金ですけど、いろんな考え方があると思いますけど、もちろん、だんだ

ん高齢化は進んでいくと思われませんが、この敬老祝い金、今の80歳が5,000円とかいうのが以前からとは見直されてきたと思うんですね。

その以前の見直した歴史と、今後を見据えた、もちろん減額とか、いろいろ差をつけるとか、ここだけ高額にするとか、何かそういった考え、検討をされたことがあるかどうかというの、教えていただけますか。

吉田忠典社会福祉課長

敬老祝金につきましては、昭和32年に条例を制定いたしまして、敬老祝金を支給しているところでございます。

最初の改正は昭和57年に行いまして、80歳から85歳までの方に8,000円、そして86歳以上の方に1万円というような支給をしておったところでございます。

当時は人口はそう多くなくて、800万円ほどで支給ができていたところでございます。

その後、平成12年に再度改正をいたしまして、このときから現在のように節目の方にお配りをするようにしております。

80歳、85歳、88歳、99歳、100歳という節目の方にお配りをするようになったのが平成12年からでございます。

そして、平成18年に再度改正をいたしまして、この節目の方、そのままでございますが、金額を少し減らしておるというところでございます。

こういった今までの経緯を経ております。

今後、高齢化も進展して、高齢者の人口も多くなるとは当然、想定されるものではございますけれども、こういう高齢者に対する敬老祝金等は、地域における敬老意識の醸成等にも役立っていると考えておりますし、現在のところでは、見直すというところは考えてはいないところでございます。

西依義規委員

いや、この敬老を目的とした事業を否定する質問ではありませんが、例えば、132ページの敬老会補助金がありますよね、75歳以上に、1人当たり1,500円。

この目的と敬老祝金の目的は、僕は結局同じなのかなと。目的が1つなのに別々の事業をする必要があるのかどうか、ちょっとわからないんで、できたら……、平均寿命はだんだん伸びているんで、80歳、85歳の5,000円等を検討するのもありかなあというような、個人的意見を言わせていただきます。

それ以上言いません。

中川原豊志委員長

いいですか、答弁は。（「終わり」と呼ぶ者あり）（「はい」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員

4点ほどお聞きしたいんですが、まず、128ページの障害者福祉費、負担金、補助金の中で福祉タクシー助成金の件ですが、1級、2級の方が基本料金として補助をしているというのですが、この利用状況と補助額の推移は当然出されていると思いますが、その概要、1年、2年の状況、ふえてきているのか減ってきているのか。利用状況と補助額の推移が変わってきているのか。その答弁をお願いします。1点目。

答弁いただいて次の質問に移ります。

吉田忠典社会福祉課長

福祉タクシーの助成金につきましては、身障の1級、2級、療育のA、精神の1級、2級の障害者に対しましてタクシーの基本料金を助成するという形にしております。

申請者の方に年間36枚の利用券を交付しているところでございます。

経年の変化を申し上げますと、平成25年は、延べ利用者枚数が1万2,548枚、平成26年が1万2,264枚、平成27年が1万2,221枚、平成28年度が1万2,187枚と、若干でございますが減少傾向にあるということになります。

助成額につきましては、総額で平成25年が約779万5,000円、平成26年が約787万円、平成27年度が783万円、平成28年度が776万円と、額も利用枚数に応じて若干ですが減りつつあるということでございます。

国松敏昭委員

それと、もう一点、私が議員になりたてのころ、お聞きしたときに、例えば、人工透析のたびに、その病院が人工透析がないと。それは、その自宅からその病院に行くのは補助があると。病院から病院間がなかったわけですか、それはまだ継続して、補助事業として助成されるんですか。あっているわけ、それ、きちんと。今は廃止になった。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

透析の患者の方への、行きの。（「いやいや、例えばの話。だから、病院から病院までで、これも利用できるんですか、福祉タクシーで」と呼ぶ者あり）福祉タクシーにつきましては、用途に限らず、1回の初乗り運賃についての助成を行っておるところです。

以上です。

中川原豊志委員長

利用できるということ。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

失礼いたしました、利用できます。

国松敏昭委員

高齢化になったり、またいろいろ……、それで1つは、数字的には上がってくるのかなという思いがありましたし、今のところ、何か、例年変わらないようなということで、それは理解します。

いいですか、次。

中川原豊志委員長

どうぞ。

国松敏昭委員

1点でございますが、130ページ、介護予防の事業委託料、主要施策の成果の説明書にもありますが、27ページですね。

要するに、お聞きしたいのは、新規事業として平成28年度からT O S U S H I 音楽サロン等があるということですが、この介護予防事業、すごく大事な事業でございますが、これも推移、また今後の新しい事業、それから、この辺、どういうふうに事業の進捗状況、それから今後の方向性というのは、もし、そういうのがきちっと検証されながら、ただ単に新しい事業に取り組んでいるということはないと思うんですが。

もし、その辺の、金額だけ言えば委託料として2,000万円から上がってきていますし、この金額の云々というよりも、これを予算をつけて、より今後展開する思いがあるのか、その辺が聞けましたらお答えいただきたいと思います。

吉田忠典社会福祉課長

介護予防事業につきましては、介護保険課のほうで介護予防事業の効果っていうのを出しているところでございます。

鳥栖市につきましては、通所型の介護予防事業を修了した方とそうでない方を比較した場合に、1年後、要支援、要介護状態になった方は、介護予防事業を修了した方は2.42%に對しまして、介護予防事業に参加しなかった方は4.96%と約2倍の差があるということでございました。

このように、介護予防事業については、効果があると私たちのほうは考えているところでございます。

介護予防事業につきましては、現在、ここに7つを挙げております。

これまでは、私たちが主催をして1つのまちづくり推進センター等で集めて行っていたというところでございましたけれども、やはり高齢者の方の要望といたしましては、近くでやりたいというような要望をよく受けるところでございますので、私たちといたしましては、できるだけ高齢者の地元、お住まいの近くで介護予防がやれるような状況を整備していきたいというふうに考えております。

したがいまして、この事業内容のうちが一番下でございますが、この通いの場立上げ支援というところでございます、ここを積極的に取り組んでいきたいと。町区公民館や町区の集会所で気軽に介護予防ができるような取り組みをやっていきたいと。

ただ、そのためには、どうしてもマンパワーというのが必要になりますので、あわせて今、私たちのほうでは、ボランティアの方の養成も行っているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

国松敏昭委員

それで、これの予算の推移च्छूूか、重要性を感じられるということで、介護保険の費用の拡大を防止するために、逆に社会保障の医療を軽減するためは予防が大事だということだと思いますし、金額的にどんなふうを考えているのか。今の金額で事業を展開するのか、もしくは予算をつけてでもやるのか、それとも国が言われたとおりにやるのか。その辺が、もし、今の状況の中でそういう方向性をお示しできたら、お答えいただきたいと思いますが。

吉田忠典社会福祉課長

介護予防につきましては、平成29年、今年度からですけれども、大きく制度が変わりまして、今後も介護予防を中心とした事業を市町のほう積極的に展開をしていくということになっております。

私たちといたしましては、できるだけ多くの方が身近な場所で継続して参加できるような状況をつくっていきたいというふうに考えております。そのためには、予算の獲得も非常に大事なことは思います。

しかしながら、限られた予算でもございますので、私たちといたしましても、今後もボランティア等のお力を借りながら、限られた予算の中で一生懸命頑張っていきたいというふうに考えております。

国松敏昭委員

わかりました。

そうしたら、3点目は132ページ。

先ほど主要施策の成果の説明書の中にもありましたように、社会福祉法人7カ所に介護ロボット普及による働きやすい職場云々ということで導入されて、これは、ちょっと私は知りませんが、100%国の補助やったですか。確認の意味で。

吉田忠典社会福祉課長

補助率といたしましては、100%でございますが、実際のところは国の補助基準額をオーバーする機器の価格でございますので、各事業所のほうでは手出しのところがございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

市の持ち出しはないわけですね。

吉田忠典社会福祉課長

市の持ち出しはございません。

国松敏昭委員

それで、監督責任がどこにあるか、県か、市も絡んでいるか知りませんが、確かに、すばらしい、ある面では取り組み、事業だと思うんですが、その中身の、これが本当にきちっと、補助金をつけて、介護ロボット、採用してもらってやるということで、あとのフォローというか、チェックというか、きちっとその目的を達すようなものになっているかどうかの監督責任はどこにあるんですか。そういうのは、マニュアルがあるんですか。ちょっとそれだけ、確認の意味でお答えいただけたらと思いますが。

吉田忠典社会福祉課長

この事業に対しての監督責任っていうのは、市にもあるかとは思いますが、補助金を交付している関係上。

各事業所からは使用の状況報告を毎年1回受けるっていうように今後——たしか5年間だったと思いますが、受けるようになっております。平成28年度も年度末に状況の報告をいただいているところでございます。

今後、介護ロボットにつきましては、今回はパイロット的な事業でもございますので、私たちのほうも他の介護保険の事業所に対して、こういった制度等が普及するように支援はしていきたいと思っておりますし、最先端の機器でもございますので、私たちのほうでも、こういった事業者を訪ねながら、チェックといいますか、使用状況等を確認はしていきたいと考えております。

国松敏昭委員

ありがとうございます。

では、最後に1点です。

これは国保のことですが、124ページ、社会福祉総務費の国保特別会計繰出金についてでございますが、私は事前に聞いておりませんし、ちょっと知りたいので、ここでお答えいただきたいんですが、6億4,000万円出ていますね。

それで、不用額が、大きいのか小さいのかわかりませんが、70万8,250円出ている、この中身について、もう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

これは、国保で聞かないかなとかな。

説明されていたけんがね、集中的に聞かんと忘れるけんが。

吉田忠典社会福祉課長

国民健康保険の特別会計の繰入金でございますけれども、この繰入金につきましては、保険税の軽減等がございまして、その軽減分に対する繰入金となっております。

その点で、軽減等が、例えば所得申告を新たにされるとか、新たに国保に加入されるとか、そういった面で、常々額が変化をするというふうになっておりますので、そういった点で不用額が出てきたものと考えております。

国松敏昭委員

わかったような、申しわけない、私に理解力がないんでしょうけど、ならば、具体的にもう一つ、二つ、何かもっとわかりやすい事例はないんでしょうか。

概要は、わかったようなわからんようなところがありますので、よかったらお答えいただきたいと思います。

中川原豊志委員長

答弁できますか。大丈夫ですか。

吉田忠典社会福祉課長

すいません、私が先ほど申し上げたところとは、説明が全然違っておりました。訂正いたします。

一般会計の繰出金といたしまして、出産育児一時金のほうが見込みまでいかなかったよう
でございます。

そして、事務費の繰入金のほうと相殺いたしまして、70万円ほど不用額が出たという形になっているようです。

中川原豊志委員長

ちょっと、答弁が……。

ちょっと休憩します。

午後 2 時 11 分休憩

~~~~~

午後 2 時 27 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

じゃあ、執行部のほうから説明をお願いします。

お時間をとらせまして、申しわけございませんでした。

先ほどの国松委員の御質問でございます。

国民健康保険特別会計繰出金の不用額でございますけれども、これは事務費の不用額というところで70万8,000円ほど増額となっているものでございます。

以上でございます。

**中川原豊志委員長**

何か、補足的に部長、よか。

大丈夫ですか。（「もうちょっと丁寧にせんね」と呼ぶ者あり）

**吉田忠典社会福祉課長**

では、詳細に説明いたします。

繰入金につきましては、事務費の繰入金、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金、基準超過費用繰入金、子どもの医療費助成事業繰入金、特別繰入金とございました。

その中で、事務費の繰入金につきましては、9,170万円ほど繰り入れていたものでございますが、最終的な繰り入れの必要額については7,450万円ほどで済んだと。それで、差し引き1,717万4,916円の不用額があったと。

一方、出産育児一時金につきましては、1,646万6,000円ほどの必要額があったんですが、それまで繰り入れておりませんので、1,646万6,000円の収入が必要となったと。

この2つを相殺いたしますと70万8,250円、今まで余分に繰り入れたものがあったので、その分については不用額となってあらわれているものでございます。

**中川原豊志委員長**

繰入金というのは、国保のほうの繰入金。だから、こっちは繰出になるわけやろう、違うと。

**吉田忠典社会福祉課長**

失礼しました。こっちから見れば繰出金でございます。

国保会計から見れば繰入金でございますので、こちらから繰出金として、事務費相当分については70万8,250円の戻しがあったということでございます。

**中川原豊志委員長**

よろしいですか。

**国松敏昭委員**

最後に、122ページの社会福祉総務費の委託料で、金額的には少ないんですが、備考欄に無





それで、その話を私たちのニュースで、民報で知らせたときに、それを読まれた方が、えらいけんまくでこっちに電話があった。それは、子供さんがこの重度心身障害者の医療費を受けているんですね。何で私たちとは置いてけぼりに、いわゆる現物給付にならんで、差別やなかねっちゅうてから、もう涙ながらに怒って訴えられたんです。

今の時点で公に聞きたいんですけど、子どもの医療費はできたけれども、これができない理由ちゅうのは、何か別な困難っちゅうか、課題があるんですか。それとも、そうじゃないのか。そこんところだけでいいです、とりあえず。すぐしろとかいう話ありません、そりゃ、すぐしてほしいですよ。

違う課題がさらにあるから、県のほうも「うん」と言わんのか。そういうところを教えてください。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

重度心身障害者医療費助成の現物給付化につきましては、うまくいってない理由といたしまして、まず、県内の市町が、まだ足並みがそろっていないというところが1つ挙げられるかと思います。

その理由といたしましては、現在、現物給付化いたしますと、国保会計への国庫負担金の減額措置、いわゆる国保ペナルティーというのが実施をされるというところでございまして、小さい自治体におかれましては、費用対効果を考えると、この国保ペナルティーのほうが大きくなって、実際のところ、逆に財政的に苦しくなるというような理由があるというふうにお聞きをしているところでございます。

#### **成富牧男委員**

今のは、要は前提として全市町がまとまらんとでけんってということば言われているんですよね。

そうすると、これだけこの場でお尋ねしたいのは、国が言っているペナルティーの理屈とか理由、こうだからペナルティーをつけるという、それは、子どもの医療費も全く同じですか、今も、理由は全く同じかな。

同じですね。

それなら、その前提で、国の理由、理屈、お願いします。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

医療費助成の現物給付を実施した場合、国といたしましては、安易な受診の助長につながる、発給増につながるという理由から、医療費抑制の観点というところから、現物給付を実施しているところにつきましては、ペナルティーとして国民健康保険の国庫負担金の減額措置を講じているということでございます。

## 成富牧男委員

けしからんですよね。

それで、実際、私はそんなに……、どこにでも不心得者っちゅうかはおりますよね。

例えば、生活保護の中にも不心得者はおりまじょうし、それぞれに不心得者はおります。

だけど、それでもって本当に必要な方ができないっちゅうのは、やっぱりこれ、ちょっとおかしいかなと思っているんですよね。

それに対しては、県とか国に対していろいろな、例えば、市長会とかを通じてやっておられるんですよね、ちょっと考えてくれっていうふうに。

## 吉田忠典社会福祉課長

市長会等を通じまして、国のほうには現物給付化の早期実施についての要望は行っているところでございます。

## 成富牧男委員

わかりました。

それであと、先ほど言われた128ページのところ、備考欄で福祉タクシーの助成金の話がありました、これって1級、2級って言われましたかね、身体障害者でいうと。これ、1級、2級っていう中には、例えばどういう状態の人なんですか。要は歩行がしにくいとか、いろいろあると思うんですけど。

例えば、障害者1級といいますと、必ずしもいわゆる両下肢がどうのこうのっちゅう方だけじゃないと思うんですよね。片下肢は何級になるんですか。

## 中川原豊志委員長

とりあえず、1級、2級っていうところをまず説明していただければ。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

## 高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

例えば、肢体不自由、運動機能の1級、2級になりますと、国の説明のほうを読み上げさせてもらいますが、1級が不随意運動、失調等により、上肢の場合が、上肢を使用する日常生活がほとんど不可能なものが1級です。

それで、下肢、移動につきましては、不随意運動、失調等による歩行が不可能なもの。

あとは、2級の方の場合が、上肢の方が、今さっき言いました不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活が極度に制限されるものになります。

あと、内部機能障害になりますと、1級の方が心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、または直腸、小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの。

2級の方が、免疫障害により、日常生活が極度に制限されるもの、または肝臓機能障害に

より日常生活が極度に制限されるものなどになります。

**中川原豊志委員長**

いいですか。

**成富牧男委員**

この質問を何でやったかっていうと、実は、去年の参議院選挙やったのですかね、私が問題提起したのは、いわゆる在宅投票っていうか郵便投票ができる対象者っていう中で、両下肢っていうのが前提になっていたんですよね。だけど、両下肢だけが動けないのかっていうと、そうではない、片下肢であっても動けない人がいたんです。

それで、最初、選挙管理委員会も、それはもうこうこうですから、ホームページ見られたらわかるように該当しません、って言われたんですけれども、どうも全国のやつを見ていたら、そうじゃないんですよ。

だから結局、ここはずっと前の基準でやっていたちゅうことがわかったんで、それはもう改めていただいております。

そして、福祉のほうも、こういうふうに変わりましたちゅう通知を関係団体に徹底してもらいましたが、要は、何かちょっと矛盾するようなところ、例えば、今申し上げたような中で、これ、別にそういう人たちを排除しろというんじゃないで、さっき言われたように、その中でこうこうこうこうっていう、1級が全部じゃないでしょうけど、選挙のやつで思ったのは、何かもう、身体障害者1級やったら、さっき言われた心臓で手術された方ですよ。

そういう方はもう無条件でそれができるようなふうになっていたんで、どうして移動が自由にできる人が郵送で投票ができて、片下肢で本当に動けないのに、それが認められないちゅうのはおかしいやないかっていうやりとりをやったもんですから、これについても実際はどうなのかっていうのを聞いたかったんです。

だから、片下肢の人がどうなのかっていうことですよね、直接聞いたかったのは。今、いわゆる原則がどうかちゅうのは、さっきの原則どおりになっているっていうことですか。

わかりました。

**中川原豊志委員長**

いいですか。

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、決算書、135ページから147ページの中ほどまで、児童福祉費並びに生活保護費あたりのところまでのところで質疑を受けたいと思います。児童福祉費、生活保護費ですね。

## 樋口伸一郎委員

決算書の139ページから142ページですね。目の2 保育園費のところでは。

これについては、主要施策の成果の説明書の34ページと35ページを使ってお尋ねをさせていただきたいと思います。

最初は34ページの事業費、目の額ってところを書いてありますけど、この事業費、18億円ですね。このところが、決算書でまずどこを見ていけばこの事業費におおむねなっていくのかっていうのを、まず教えていただきたいと思います。

## 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

目2. 保育園費の決算額、支出済額ですね、この金額から、主要施策の成果の説明書34ページの、うち事業費を引いていただくと、主要施策の成果の説明書の35ページ、私立保育所の整備費補助金4億4,557万9千円、これになると思います。ざくっと、そのようにされているだけでございます。

## 樋口伸一郎委員

そうしたら、わかったんですけど、この34ページの18億円っていうのは、決算書だけで見れば、なかなか難しいっていうところですね。ずっと、これとこれとこれという中身を足していったら、この金額になっていくということで理解をさせていただきました。

それで、続きなんですけど、説明書と呼ばせていただきます、これを、35ページを先にいきますね、34と35ページを使いますので。

35ページで、2番の事業内容のところ、新しく3カ園建ったところの定員数を書かれていて、保育の量が拡充できた部分ですね、226名、これ、平成28年度かな。

それで、226名拡充できましたっていうところでお見受けできるんですけど、まず、平成29年度にまた新設園関係ができて、またさらなる量の拡充が図られると思うんですけど、この226人から先、プラスされる見込み数っていうのは、立てておられれば、どのくらいかを教えていただければと思います。

## 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

私立の幼稚園が新たに来年度から認定こども園に移行するために、現在、施設整備中ですが、その2カ所が施設整備されれば、保育の部分で100名分の保育供給量の確保ができます。

それ以降については、現在のところ予定はございません。

しかしながら、もう一つ、市の事業とはまた別に、企業主導型保育事業というのが今、いろんな企業さんが取り組みをされておりまして、鳥栖市でも現にプレスポの中に1カ所できております。

それから、大正町にも今年度新しく開設をされました。

ほかに、あと2カ所ぐらいの企業主導型の保育事業に取り組む事業者さんがいらっしゃると思いますので、この辺の動向を見ながら、また、入所申し込みの状況を見ながら、調整を図っていくべきと考えております。

#### 樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

量の拡充については、これでもう図られたことがわかりまして、待機児童ではなくて、潜在的な、顕在的なっていうか、それも全部児童数に含めると、書類とか、そういうのも提出されてない方も含めて500人とか、そういった、おるかもしれないという見込みが立てられる中で二百何名の待機児童を解消されているんですけど、現在。

ただ、来年度100名分を見込むと、大体ここ2年ぐらいで300名ぐらいってところで、おおむねの量の拡充はできたっていうふうに私も同様に感じているんですけど、それを踏まえて34ページに戻りたいんですけど、今度はまた事業内容のところに、公立、私立、地域型っていうふうに分けられて、この数を合計すると20,354人っていうふうに書かれてあります。

この部分を、わかればでいいんですけど、公立、私立、地域型の合計数は現在書かれているんですけど、これの受け入れ可能数、公立、私立、地域型で把握されてる分を教えていただければと思うんですけど、今わかりますか。

これは、合計、結果だと思うんですけど、何人のキャパがあってこの数字になったのかっていうところを。

#### 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この表の一番左側から2番目、定員というところがございます。ここの一番下の合計が1,761人、これがいわゆるキャパになると思います、あくまでも定員ということでございますので。

それで、一番右側の合計、これは受け入れ児童の年間の延べ人数でございますので、これを12カ月で割ると、大体1,696名、1,700名ぐらい。

ですから、実際1,700名ぐらいが入所をされている実人数に近い数字だと思います。

#### 樋口伸一郎委員

ありがとうございます、1,700名ぐらいですね。

ざくっとでいいですけど、1,761名のキャパで1,700名というところで、約60名まだ入ろうと思えば入れられるんですけど、無作為に新しい保育園を建てていっちゃうと、後々の高齢化社会を迎えたときに、今度は箱が余ってくるっていう予測もしておかないといけないので、ほどほどの状態で箱はとめた上で、今度はキャパを埋めるような計算にチェンジして、そう

いった待機児童っていうのもやっぱり対処していくためには、今度、決算を受けて、平成27年、28年の結果を見て、34ページの入れるキャパをふやしていく考え方をしないといけないかなと思っているんですけど。

これ、じゃあ34ページの2番でもう一回だけお尋ねをさせていただきたいのは、前年度とかもこういった表っていうのはあるんでしょうか。

あれば、比較するのに、これは委員会じゃなくてもいいですけど、いただければなと思うんですけど。ありますかっていうところがお尋ねです。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

主要施策の成果の説明書の昨年度分に、昨年度の同じ表をたしかつけていたと思います。  
（「わかりました」と呼ぶ者あり）

#### **中川原豊志委員長**

大きく変化はございますか、昨年度と今年度。わかれば。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

平成28年度は、新しく開設されたところはございませんので、大きくは変わっていないと思います。

一番下の地域型保育事業の定員に若干、もっと少ないところがあったかと思います。

#### **樋口伸一郎委員**

でも、子ども・子育て新制度に移行したのは、平成27年度じゃないですか。

それで、平成27年度中にこの新設3カ園が動いていた感じでしょう、平成27年度から開園でしたっけ、これは。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

新設の3カ園は、今年度の4月からです。

それで、この布津原幼稚園が認定こども園になったのは、平成27年4月からですので、平成27年度と28年度は、さほど変わりはないと思います。

#### **樋口伸一郎委員**

そうしたら、来年度が3カ園が加算されて数が変わってくるっていう認識ができました。それで、布津原幼稚園だけの部分が差が埋まってきたっていうふうに理解をいたします。

それで、最後なんですけど、この質問させていただいた目的が、現在の状況で、35ページの新設園でいけば——一般質問でも何回もさせてもらったんですけど、ここのキャパシティーはまだまだ埋まってくるというところで見込めます。

それで、34ページでいけば、この、キャパシティーいっぱいまで預かるのであれば、現状いっぱいいっぱいの状態で保育士さんがおられるっていう——職員さんですね、関連職員さ

んがおられるってなったら、いや、やっぱり最終的に保育士不足とか職員不足に入ってくると思うんで。

量の拡充を、今後少しでも進めていくには、この決算、この書類を見込んで、平成29年度のまたキャパが埋まってくる——自然増で埋まってくる分も考えて、やっぱり保育士不足のところをしっかりと取り組んでいかないといけないんじゃないかなと。

もう、その量的な拡充、箱でやるのは、ちょっとここら辺でとどめて、今度、シフトチェンジして全部そっち側に取り組んでいくような、予算のかけ方もそうですけど、公立保育士さんを1名でもふやすようなところも含めて、まず、その60人というのは、多分、公立園の中で大きく埋められる部分にもなってくるかと思うんで。

やっぱりそのあたりにシフトチェンジしてしっかり考えていっていただきたいなと思っているんですけど、今のところのお考えはいかがでしょうか。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

キャパシティもそうなんですけれども、0歳児、1歳児、非常に子供さんが低年齢のうちから保育所に預けたいと言われる方がふえてきております。

したがいまして、当然、定員に必要な保育士はどこもそろえていると思うんですけれども、これ以上の子供さんを受け入れるためには、やはり保育士の確保が重要な課題となっており認識はしております。

したがいまして、一般質問のときにもお答えをさせていただいたところではございますが、いろんな機関と連携をして、保育士、特に潜在保育士さんの発掘ですね、こういったところに今、力を入れているところでございます。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

今、保育士確保に向けても次長のほうから具体的に潜在的な保育士さんっていうところも出てきているんで、あれもこれも保育士さんというのが一番理想ですけど、まず、これだっというのはいろいろあると思うんで、潜在的な保育士さんだったら、その潜在的な保育士さんを集めるために、議会とそこは一緒に議論して、前向きにぜひぜひお考えいただきたいと思っております。

以上で終わります。

#### **成富牧男委員**

今のから続けてという感じですけど、最初にお尋ねしたいのは、先ほど、今の保育、量の拡充の話の中で、いわゆる昔でいう事業所内保育所っちゃうのかな、それと、今言われた企業主導型保育所、似て非なるものだと私は考えているんですよね。



例えば、公の関与とか、そういう面で全然違うし、企業主導型で質の確保が本当に保証されるのかという心配をしておりますが、まず違いをちょっとおっしゃってください。

そして、私はそういうふうに思っているんですけど、いや構わんよと、どんどん進めていくのがいいと思っていますなのか、確かにそうですねっていうのか。

そこんところだけ、まずお答えください。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

企業主導型の保育事業所につきましては、これも国が資金を出して財源をつくってやっていることでございますので、当然、通常の施設型であったり、地域型であったりの保育所と同じ保育士の配置基準とか、面積要件とか、そういうものもクリアされなければなりません。

したがって、その質の問題で、例えば、認可保育所と、あるいは地域型の保育事業所と質が違ってくるといえることはないと考えます。

#### **成富牧男委員**

国がお金を出しているのは十分承知してはいますが、例えば、鳥栖市の子供たちが入るんですよ。そうしたら、鳥栖市の関与を公的にできるのかできないのか。

それから、保育士とかの資格の緩和ができるような内容の保育所じゃないかっていうのをちょっと気にしているんですけど、それもないということですか。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

まず、市の関与につきましては、入所関係については市のほうを全く通しませんので、真っすぐ企業さんとその従業員さんとの契約という形になります。

それで、その中で地域枠というのを設けていいようになっていますので、従業員さんの利用の部分と、あと地域の方を入れる部分がありますので、そこもその事業所さんと利用した方の直接的な契約になります。

そういったことで、入所に関して市のほうが関与をするということはございませんが、そこは市のほうとしても入所待ち児童問題がございますので、企業主導型の事業所さんと連絡をとりながら、こちらのほうで、この方はここにいいんじゃないかというふうな方を紹介させていただきますとか、あるいは地域の方はどういうふうに募集していいかわからないので、企業さんのほうからうちのほうに依頼があるとか、そういうことは、今後もやっていきたいと思っております。

#### **成富牧男委員**

後段、ずっと言われた部分は大事なことだと思いますが、やはり市を通さない直接の契約となるということと、さっき私が言った、いわゆる保育士1人に対しての児童数とか、それから、保育士の資格要件とか、そういうのは全く変わらないんですか。

#### 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

保育士等の配置要件は、例えば大きな認可保育所、100人とか、通常の認可保育所と、それから、地域型の保育事業所では要件が若干違いますけれども、その人数に応じて、その企業指導型の人員が19名以下なのか、それ以上なのか、19名以下であれば、いわゆる地域型の保育事業所と同じ要件。

それから、それ以上の規模を持つのであれば、通常の認可保育所に要求されるという配置基準等が定められております。

#### 成富牧男委員

ならば、その話は最後になりますけど、さっき関与って言いましたのは、きっちりした保育がなされているのかとか、そういう監督ができるっちゅうのは、法的にはもう何もないわけですね。

#### 田中大介こども育成課子育て支援係長

企業型保育事業に関しましては、制度上、認可外保育施設には該当しますが、市による立入検査等を求められることになっておりますので、市としても適切に監督していきたいと考えております。

以上でございます。

#### 成富牧男委員

少し安心しました。

続けてですけど、先ほど言われたやつと関連しますけど、これだけの保育所があります、また新たにというのもありますが、私たちのとっているアンケートの中であったのが、新しく保育園が建っているけれども、保育士さんが足りなくて入所受け入れが制限されているみたいっていうのがあったんですが、それは事実でしょうか。

どこどこ保育所って言われる必要はありませんけど、実際そういう状況があるのかどうかっていうのは、私たちも知りたいことなので。

#### 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

新しい保育所の保育士の配置については、当然、定員を設定してございますので、その定員に合った配置を必ずされております。

ただし、それぞれの新しい保育園は、最初から100%の入所はしておりません。

少しセーブをした形で、できるだけ低年齢児のほうをたくさん入れるような形にしておられまして、大体3年ぐらいをかけて100%になるようなことでやっております。

ただ、今、定員どおりに子供を受け入れられるような保育士の配置はされているところでございます。

## 成富牧男委員

だから、さっきもちょっと微妙に定員の意味がそこそこで違うような意味に使われていたと思うんですけど、本来の施設のキャパで言うところの施設定員と、今言われた定員っていうか、今、受け入れたい定員、そういう意味に使い分けられたんですかね、そうじゃないですか。

今の保育士に見合ったところの定員と、例えば、今言われたように3年後は満杯目指すけれどもって言われたところにあるように、施設定員はそれだけのキャパがあると。

だけど、1年目はここぐらいにとめておこうということは、定員っていう2つの使い意味で言われたんですかね、定員がどうも。

それと、もう最後です。3カ年ぐらいでというのは、いわゆる経営の問題ですか。

一番の大きな問題は何ですか。

以上、答えていただければ終わります。

## 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

全員というのは、年齢ごとの定員を設定してあって、その積み上げ、例えば、あいりす保育園であれば75名になっておりますけど、それが定員になっておりますけれども、0歳児、1歳児、2歳児、割と低年齢のお子さんを、今定員以上に、もしくは定員いっぱい、定員以上に受け入れをされて、その子供たちがやがて年長児になったときに、必ず、必ずというのは語弊がございますが、下のお子さんが入ってくる。

そういうところを見越して、ちょっと抑えぎみに入れてあります。

もう一点は、新しい保育所が今できて、4歳とか5歳児の入所希望者はほとんどおりません。

もう既に、どこかの幼稚園なり保育園に行っておられますので、そもそも設定していた定員いっぱいのお子さんを4歳、5歳、いきなり揃えるというのは難しいということでございます。

## 成富牧男委員

わかりました。

それはそれなりの意味があるというのはわかりましたが、今後のことについて言えば、先ほど樋口議員も言ったように、まず、手を挙げるところがひょっとしたらなくなってくるおそれもありますよね、民間が。

全国で見ると、結局、最終的に民間が手を挙げんやったもんだから、もう公でする以外になかったとかいう話も、あちこちやないですけどね、聞きますから、当然、将来的なことは考えないと。

さっき、ちょっと樋口議員とも話をしてたんですけど、児童手当やったですか、あの中で、3歳児が減少しておるといふ話もあったんで、「あれ」って、ちょっと聞きながら思ったんですけどね。

以上です。

#### **中川原豊志委員長**

よろしいですか。

ほかに質問ございましたら。（「関係でいいですか」と呼ぶ者あり）

手短に、要点をまとめてお願いします。

#### **西依義規委員**

34ページ、表の見方は先ほどおっしゃった、例えば、0歳児であればこの1,584人を12で割れば、大体行っている数ということで、0歳児であれば132名の方が預けられているっていう見方でいいんですか。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

0歳、1歳、2歳、3歳、4歳から合計までは、年間の受け入れた延べ人数でございますので、全部12で割っていただければ、実人数に近い数字になると思います。

#### **西依義規委員**

ということは、毎年こう見てみると、大体600名から700名の方が鳥栖市で生まれていらっしゃるんで、700名のうちの132名が保育園に預けられているっていう現状認識でいいのか。

それから、もちろん保育士不足を解決する手段として、0歳児は家で見てくださいというような、何らかの市の考えがあるのか。それとも、いやいや、もう女性、もっともっと働いて、どんどんどんどん預けてくださいっていうことなのか。

そういった、要は妊娠してからのずっとサポートがありますよね、市の一貫した。そこで、何らかのそういった、親子で例えば0歳、1歳、2歳ぐらいはやりましょうよっていう課があるのか。片や違って、どんどん働きましょうという課があるのか。その辺は矛盾しないのかっていうところ、

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

非常に難しい質問でございますが、児童福祉法では、保育が必要な方については保育を提供するということが定められておりますので、0歳児であっても1歳児であっても保育が必要ですという要件を満たされた方については、申し込みをされれば受けざるを得ないというのが現状でございます。

それを、いや、あなたはまだ家で面倒を見てくださいということは、こども育成課の立場としては申し上げることは困難です。

別の部署では女性の活躍を推進するという意味で、一旦会社をやめたけれども、もう一回復職したいとか、社会に何か貢献したいと思われている方についてのいろんなセミナーを行ったり、企業のいろんな支援をしたりとか、そういう部分はあると思います。

#### **西依義規委員**

いや、どうしてもそっちのキャリアウーマン的な方向が今、主流になって、どっちかっちゃうと妊娠してから、産んで、大事な子供と触れ合う期間っていうのも、もっともっとお知らせしていったほうが、僕はバランスがあると思うんで。

保育士が足りない、足りないというのももちろんですけど、僕は堂々と、そういった働きも、こども育成課の中の何か部署があるのであれば、セミナーとまで言いませんが、そういったことも言っていくべきかなと思うんですが、そういったところを言う課はあるんですか。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

どういう立場の課であれ、それは可能だと思いますけれども、こども育成課といたしましては、家庭でお子さんを育てていらっしゃるところに対しては、子育て支援センター等の事業を行っておりまして、子供と接することがいかに子供の基本的な人格形成に大きな影響を及ぼすかということ、それに気づいていただくような事業をそれぞれの子育て支援センターが展開をしているところでございます。

#### **西依義規委員**

じゃあ、何カ月健診とかあるじゃないですか、3カ月健診、6カ月健診とか、それはまた別ですよ、そこでそういう話にはならないということですよ。

わかりました。

#### **中川原豊志委員長**

ほかの質問、ございましたら。

生活保護関係のところまでも大丈夫でございますが、よろしいですか、147ページまで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### **吉田忠典社会福祉課長**

柴藤委員から伺っておりました、生活保護世帯の中の日本国籍を有しない者の数の資料がありましたので、皆様に御報告したいと思います。

平成29年8月、現時点での最新版でございますが、日本国籍を有しない被保護世帯につきましては、8世帯、11人でございます。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員長**

国籍も。

## 吉田忠典社会福祉課長

失礼いたしました。国籍につきましては、8世帯のうち、在日韓国朝鮮人世帯が6、そして、フィリピンが2となって、合計8世帯となっております。

## 中川原豊志委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、引き続き、147ページから衛生費部門、161ページまで、並びに、ちょっと一部飛んでおりますが、205ページの幼稚園費、衛生費の中の環境対策関係は入りませんので、153ページ、154ページの上の部分まで。そこまで一括して、ございましたら。

## 国松敏昭委員

1点ですが、よろしいでしょうか。

152ページの歳出、委託料かな。アスベスト健康診断業務委託料ということで55万6,680円出ておりまして、歳入の中では、62ページにアスベスト健康調査委託費ということで311万2,199円と教えていただいたわけですが、このアスベスト健康診断業務委託料ということで、歳入の調査委託料が300万円——大枠ですよ、今お話したように健康診断においては50万円、ここの整合性はどうなってるのかということと、今どういうふうな状況で、この健康診断業務をされているのか。

というのが、まだまだそこら辺の接点の中で、認可を受けられない方もいると私の思いはあります。

そういうことで、この中身についてどういう状況なのかということでお答えいただきたいと思います。

## 坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

まず、アスベスト健康調査委託金と委託料の関係でございますけれども、アスベスト健康調査委託金の中身といたしましては、委託料だけではなくて、アスベスト健康調査に係る臨時職員の賃金、それから、報償費、読影をしていただく先生の報償費、それから、国のほうの会議に出席をいたします旅費、それから、需用費、役務費、それに55万1,872円の委託料が含まれて、311万2,199円の委託金となっております。

これは、10分の10ですので、アスベスト健康調査に係る事業費については、全額国のほうからおりてきております。

それと、もう一点のアスベスト健康調査につきましては、平成18年度から国のほうの委託を受けて、うちのほうでずっとエックス線検査とCT検査、それから専門員の先生による読影をやっておるところでございます。

一応、その知見の収集というところでは、平成26年で国のほうが終了をいたしまして、平成27年度からは今までのリスク調査の中で所見のあった方だけを対象に実施し、アスベストを吸ったけれども、今までの調査の中でエックス線、CTともに何の所見もなかった方については、健康増進事業の中で行っている肺がん検診でフォローをしていきなさいというふうになりましたので、平成27年度からについては、これまでに何らかの所見があった方のみを対象としております。

それで、その検査につきましては、アスベストの検査の専門医がいらっしゃる今村病院、やよいがおか鹿毛病院、久留米大学病院のほうでやっております、平成28年度は25名の方に受診をしていただいているところでございます。

以上でございます。

#### **国松敏昭委員**

そうしたら、それは支出のほうにはそういう55万6,680円は、今中身とか云々という話ももう伺ったとおりでしょうけど、そうしたら、ちょっと、この健康調査委託金というのは、もう一遍、これはどういう金額になるんですか。

ちょっと今、言われたとおりだと思うけど、もうちょっと、一緒に言われるから、区別して、きちっと話をもう一遍、よかったら教えていただきたいんですけども。

#### **中川原豊志委員長**

支出の項目で出ているところがあったら、教えていただければ。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

支出の項目につきましては、目2の予防費の中の、「目2の、何ば見たらいいと、決算書」と呼ぶ者あり）済みません、決算書の152ページのところから、予防費の、まず賃金のところでアスベストに係る臨時職員の賃金がここに上がっております金額のうち、192万3,940円がアスベストにかかる臨時職員の賃金でございます。

それから、報償費のところの委員謝金の9万1,900円のうち、5万2,000円が読影をしていただいている医師への謝金でございます。

それから、節9. 旅費の一般旅費のここに上がっております金額のうち、27万3,760円が国のほうの会議等に出席するためにかかった旅費でございます。

それから、節11. 需用費のうち、これ、ちょっと細かくは分けておりませんが、消耗品費でありますとか、印刷製本費でありますとかを合わせまして、需用費28万683円がアスベストに係る経費でございます。

また、節12. 役務費のうち、通信運搬費の中の2万9,944円がアスベスト健診の通知等に係る通信運搬費でございます。

それから、委託料のアスベスト健康診断業務委託料のうち、55万6,680円が委託料でございます。

以上でございます。（「合計が何ぼやったね」と呼ぶ者あり）

すいません、このアスベスト健康診断業務委託料の55万6,680円のうち、これ、単独分の委託料が入っておりますので、国のほうがしている補助委託業務に当たる委託料につきましては、55万1,872円でございます。合計で311万2,199円でございます。

#### **国松敏昭委員**

わかりました。

平成26年で国の事業っていうか、それが終わって、平成27年度で検査かな、エックス線とかC Tとか。だから、まだまだ高齢化してますからね、該当する方は。なかなか表に出ない、いろいろ今さっきおっしゃったように、具体的な病院まで今、言われたとおり、年数とともに風化っちゃうたらいかんけど、だんだんだんだんそれが薄れてきて、だけど本当に困っている人はおられるわけですよ。

だけん、その辺の実態を、本当に、これは行政だけじゃなくて、国にもとか、また、労働基準監督署あたりにも連携とって、きちっと中身についてやっぱり物申さないと、なかなか認可を受けないという状況も私なりに聞いておりますし。

そういうことで、後ほどまた個人的には御相談しますけど、しっかり、国が予算をつけて、その中でしているだけじゃなくて、本当、実態把握も交えて、物事を進めていただきたいということだけは申し上げておきたいと思います。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

決算書の152ページをお願いします。それと、主要施策の成果の説明書の40ページです。がん検診委託料についてお尋ねをします。説明書の40ページを使用して説明をさせていただきます。

3番目の効果のところ、319人ふえたというふうに記載がありまして、受診者年代比較で見ると、40代、50代でふえたのはわかるんですけど、この20代、30代、60代が減っているっていうのは、要因っていうのか、何かあったんでしょうか。

ここがそのままで、40代、50代がふえておけば理想的に上がったかと思うんですけど、この若い世代はがばっとじゃないですけど減っているんで、そのあたり、どういう御見解を持たれているのかなあと思ってお尋ねします。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

20代、30代の方っていうのが、結構お勤めしていらっしゃる方も多くて、それで、うちは



土曜日、日曜日の検診もやっているんですけども、一応、がん検診が1日にできるキャパがございまして、予約人数以上の希望者が出た場合は、ちょっとお断りをしている状況でございます。

それから、その左の表を見ていただきますと、子宮がん検診とかが、109人ばかり前年度から減っているんですけども、20代、30代の方っていうのが、これまでの検診の状況を見ましても、個別健診、医療機関で受けるのを希望されて、実際に受けていらっしゃる方が7割近くいらっしゃるしまして、なかなか保健センターで行う集団検診のほうには若い方は受診をされていない状況でございます。

それで、今年度からは今まで個別健診というのが、鳥栖市内の医療機関の2医療機関でしか受け入れることができなかったんですけども、今年度からは佐賀県内、それから、久留米市、それから、小郡市の産婦人科の病院でも個別健診を市の健診として受けることができるように拡大をしたところでございます。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

年代別で見ると60代がすごく減っていますね、これ。諦めたということですか。って言うのはちょっと、「該当者がいると」と呼ぶ者あり）今のは余談でして。

それで、40ページ全体、この目的のほうを見ていただくと、すいません、説明いただいたかもしれないですけども、僕、聞き損ねていたんで、この、受診率向上を図り、ってありますよね。

そこを含めて、効果の一番左側の表、今さっき御説明いただいたところを見ると、1万3,186人ですかね、全体数は変わってないんですけど、対象者となる方から受診率を試算したときに、この数値っていうのは向上できたんですかね、平成28年度。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

がんの検診の種類にもよりますけれども、ただ、平成28年度から国のほうが受診率を出すときの母数の考え方をちょっと変更しておりまして、平成28年度からは、受診率の出し方が変わってしまったので、ちょっとなかなか、前年度との比較はできないんですけども、私たちの感触といたしましては、乳がん検診とか肺がん検診については受診率が上がってきているというふうには感じております。

#### **樋口伸一郎委員**

受診率向上については、その計算方法っていうんですかね、そこでちょっと比較しにくいっていうことだったんですけど、同じ受診者数でも対象者数っていうのは変わってきたりすると思うんで、そこを同じ数字でも向上率は上がりましたよって言えるように、さっき言われ

た、受診できる範囲が拡大されるとか、そういうところをどんどん推進していったら、表に出る数よりも受診率が上がったと言えるように取り組んでいただきたいなと思って質問させていただきました。

終わります。

#### **成富牧男委員**

子供の健診ですね。乳幼児健診から3歳児健診までですが、今は健診のやり方、いわゆる集団健診でやってあるんですか。まず聞きます。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

妊婦健診と乳児健診、それから、妊婦歯科検診につきましては、医療機関のほうでの個別健診になっておりまして、1歳6カ月児健診と3歳児健診につきましては、保健センターのほうで集団でやっております。

#### **成富牧男委員**

わかりました、1歳半と3歳児が集団だと。

集団でやっておられる理由を教えてくださいませんか。

それと、時間帯もついでに教えてください、何時から何時までか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

集団健診につきましては、受付時間を12時45分から午後2時までにしております。

それで、集団健診をやっておりますのは、1歳6カ月児健診と3歳児健診につきましては、小児科だけではなくて、歯科の健康診査もやっておりますので、受けていただく方が1回来ただければ終わるっていう、小児科にも歯科にも行ってっていうふうなことをしなくていいようにっていうことと、あと精神面と身体面の発達を保健師のほうアンケートをとって、そこでもし発達障害等と疑いのある方がいらっしゃれば、早く療育につなぐとか、そういった専門の相談につなぐとか、そういうことを行っておりますので、集団のほうが適当であると考えております。

#### **成富牧男委員**

私も集団がメリットが大きいかなって思っているんです、子供にとってはね。

ただ、ちょっとアンケートであったんですけど、この12時45分から14時っていうのは、例えば保育所であれば、ちょうど子供さんがお昼寝の時間だということですよね。それで、この時間がどうにかならないかっていうことなんですけど、多分、お医者さんの休みの時間を利用してみたいになっているんでしょう。それはもう、どうにもかなわないということでしょうか。

かなわないならかなわないでいいんですが、そういう希望があっておるんで、そこんどこ

ろを改善できるものなのかどうか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

成富委員のおっしゃるとおり、健診の時間につきましては、小児科医、内科医の先生と歯科医師の先生の診療に極力影響の少ないお昼休みにというふうなことが医師会、歯科医師会のほうから御要望があつていまして、この時間になっておりますので、なかなか変更することは困難であると思っております。

**成富牧男委員**

よっぽど、医師会のほうはね、もう本当やったら、私があそこで診療しよったらまだ金になるといって、極端に言えば、そういう状況もありましようし、簡単じゃないっちゃうのはわかりました。

以上です。

**中川原豊志委員長**

ほか、よろしいですか。

**樋口伸一郎委員**

今度、すいません、決算書206ページです。ここ、いいですよ。それで、説明書は79ページですね。

目4の幼稚園費です。御説明いただいた幼稚園就園奨励費補助金ですね、説明書の79ページ使ってお尋ねをさせていただきます。

まず、目的、これはちょっと質問じゃないんですけど、保育園って保育が必要な方ですよ。それで、幼稚園は、基本的には保育が必要な方っていうよりも、教育じゃないんですけど、要素としては、でも、保育料補助なんですよ。

この辺もちょっと、どっちも保育料なのに保育が必要と扱われるの保育園みたいなのところがあるんで、ここは質問じゃなくて、すごいいつもおかしいなあと、でも保育が必要というところは保育園っていうところなんで。

ちょっといつも感じているところなので、これは意見をさせていただければと思います。

それで、質問に入ります。

事業内容のところで、先ほど御説明があつた1,109名、補助金を出されているんですけど、これ、前年度はまた同様に決算書を見て比較することとかできると思うんですけど、ここ近年、5年ぐらいでこの幼稚園就園奨励費補助金、人数と金額の推移がわかれば教えていただきたいんですけど。

細かい金額等が今すぐわからなければ、全体の人数は減ってきているとか、金額は減ってきているとか、ふえてきているっていう傾向でもよろしいので、その推移を、ここ一、二年

じゃなくて、少し延ばして5年ぐらいのスパンで教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

#### 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

ちょっと5年間と言われると、今資料を持ち合わせておりませんので。平成27年度はわかります。平成27年度の補助の対象人数は1,124人、平成28年度が1,109人なので、若干減っております。

金額で言うと、平成27年度は1億5,390万円程度になっております。それで、今年度が1億5,877万円程度になっております。

人数は減っておりますが、金額がふえているというのは、対象の見直し等がありまして、より多くの方が補助を受けられるようになっているからでございます。

#### 樋口伸一郎委員

より多くの方がですか。

#### 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

失礼いたしました、より多くの方がではなくて、対象の変更がありまして、小学校1年生から3年生に兄弟がいる場合、あるいはいない場合で金額が変わってくるようになりましたので、受けられる方に見れば、金額がより多く受けられることに変更されました。

#### 樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

じゃあ変わったからということで、このまま変わらなければ、そのまま減ってくれば、金額はここを基準に減ってくるという考え方でよろしいかと思うんですけど、参考までに、ちょっとお尋ねだけなんですけど、これ、平成27年度、平成28年度は減っていますけど、大体増減したりしていつているのか、おおむね右肩下がりなのかっていうところの確認だけさせていただきますんですけど、下がりでよろしいですか。

#### 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

人口そのもので見ますと、やはり未就学児の人口は若干減っております。

それと、もう一点は、幼稚園が認定こども園のほうに移行しておりますので、そういった意味で対象にならない園がふえて、人数が減るということもございます。（「以上です。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

#### 柴藤泰輔委員

すいません、1点。決算書の157ページ、主要施策の成果の説明書の39ページ、予防接種の委託料の件なんですけれども、この中の子宮頸がんワクチンの予防接種で平成26年度から12人、8人、3人と減っていますが、これ、ピーク時には何人接種されたか、今わかります

でしょうか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

ピーク時の人数はわからないんですけども、平成24年度が1,483人、それから、積極的な勧奨がやめになって、平成25年度が151人、それから平成26年度が12人、平成27年度が8人、平成28年度が3名というふうになっております。

**柴藤泰輔委員**

ありがとうございます。

これ、何か全国的に見てもピーク時の100分の1になっているっていうことをお聞きしたんですけど、それで、平成27年度から国がその原因とか副反応の調査をされているということで、まだその調査結果、一応3年をめどにということなんですけど、まだ見通しが立たないということ。

それで、以前もお聞きしたんですけど、今後、市としては、名古屋市が接種者に調査したという事例がありましたけど、県と連携して、何かそういった調査を今後する計画っていうのはないかどうか。

それと、このワクチン、やっぱり国の結果が出るまでは中止すべきだとは考えているんですけど、その考えをお聞かせください。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

子宮頸がんワクチンの副反応につきましては、中学校のほう、教育委員会のほうに1回調査があったというふうには伺っておりまして、そのときには、副反応の報告は、鳥栖市内においてはゼロであったというふうには伺っております。

今後につきましては、市といたしましては、国の方針に従い、積極的な勧奨をしないということで、進めてまいりたいと考えております。

**柴藤泰輔委員**

わかりました。

でも、事前説明で一度資料をいただいたんですけど、副反応とか詳しく書いてあったと思うんですが、やっぱりそういうのを承知の上で、保護者も同意をされているということでよろしいでしょうか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

一応、医療機関のほうにもきちんとマニュアルとガイドラインをお渡ししておりまして、希望者がお見えになったときには、副反応等を十分に御理解いただいた上で、保護者の方の同意、本人の同意を経て接種をしていただくようお願いをしております。

**中川原豊志委員長**

じゃあ、ちょっと休憩します。

午後 3 時51分休憩

~~~~~

午後 4 時 2 分開議

先ほどの成富議員の同和関係の質問に対する資料ができましたので、まず、説明のほうをお願いします。

以上、簡単ではございますが、資料の御説明でございます。

そうしたら、きょうの決算書の中にも老人クラブの運営費補助金とか、シルバー人材セン

ター補助金とか、いろいろ団体への補助金がありますが、そういうやつも含めて、所在地とかは出せないっていう、名前とか所在地とかは、情報公開でとって出せないっていうことでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

団体の代表者名については、今後ともお出しはしていくことにしておりますけれども、事務所の所在地につきまして、それが代表者の方の御自宅等にされている場合もございます。

こういった場合には、やはり事務所ではございますけれども、個人の方のお住まいでもございますので、そういった面から住所の公表までは差し控えさせていただきたいと考えております。

成富牧男委員

それ、統一ルールねって聞きよつとばってん、全庁的な。所在地が、個人が委託請負契約者やったら、それを専業としていない人やったら、できんとかいう話をちらっと聞いたことあるけど、団体の長であっても、事務局所在地が個人やったらもう出さんわけ。

詫間聡健康福祉みらい部長

一般的な個人情報の関係の観点でお答えをさせていただきます。

市井人等、例えば、個人等であれば情報公開によって出さないところがございますけれども、法人等であり、例えば、法人登記をされて、所在地を明確にされている場合、これについては公表できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

そうすると、もうこれで終わりますけど、今の答弁には少し納得できません。これも一応、任意かもしれませんが、法人ですよ。法人だったら、今の答弁だったら出せるんじゃないかと思えますけど、これ、ちょっとまた、別の機会にしたいと思えます。

それから、これ、せっかく出されたんで一言、これは言うだけです。

2 ページ目の予算額、決算額っちゅうて予算額731万8,556円。それで、こげんなったら、この説明までしてもらいたくなるけど、いつも一番上の補助金のところですよ、違ってくるのは、予算と決算が。

400万円しかやれんって言いよつとに、いつも何か597万4,000円、幾らとか、そげんといつも出てくるでしょうが、ずっとですよ。これはどういう意味ですか、ずっとでしょうが。うんにゃ、やれ、うんにゃ、やれ、いや、やれませんっちゅうて、頑張りよるっちゅうのを見せたいんですか、それとも。

中川原豊志委員長

答弁できますか。

吉田忠典社会福祉課長

予算額としては、同和会では、平成28年度につきましては、約730万円の予算額を組んであるということでございます。同和会の活動として、このような活動をしたいという意識のあらわれだと考えております。

しかしながら、補助金につきましては、予算の範囲内ということもございますので、その中で400万円という形で補助金を支給しているところでございます。

同和会といたしましては、交付された補助金の中で事業をされて、予算内でおさまるような事業をされているものと考えております。

成富牧男委員

もうこの件については質問しませんが、やはり、そうなりと一つ一つを聞かんといかんという話になってくるということです。

済みません、この件については終わります。

あと2問、ちょっと続けてよろしいですか。

中川原豊志委員長

いや。（「そうか、これは別か。ごめんなさい、了解です」と呼ぶ者あり）

あと、引き続き質疑を行います。続きまして、教育費関係、229ページ文化振興費から241ページまでですね。

質疑をお願いします。

成富牧男委員

失礼しました。

そうしたら、まとめて3点お尋ねをします。

まず、232ページの市民文化会館の文化事業委託料の事業内容について、市内とか市外から来られている、そこら辺の割合とかがわかるのかっていう話ですね。

2つ目は234ページ、目の7、定住・交流センター費、先ほどの説明では賃金からずって、これはサンメッセの職員の賃金ですというふうにおっしゃいました。それで、質問は、ここには係長さんはいないのか、正規の職員はいないのかっていう質問が2つ目ですね。

3つ目は、242ページ、スポーツ振興課のほうですね。委託料の備考欄の設計委託料、これは健康スポーツセンターの委託料だったということですけど、結局、この所管としては、もうここまで、設計までできている健康スポーツセンターを来年するとか、再来年するとかいう話じゃなくていいんですけど、どういうふうに関心しているのか、所管として。

一方で、現存のプールは、さあ危ないみたいな話もあったんですけど、そこんところの兼

ね合いもあるんで、お尋ねをします。

以上、3点です。

松隈義和文化芸術振興課長

成富委員の質問にお答えいたします。

文化事業協会の事業につきましては、主に鑑賞型、または参加型、または普及型といった主なイベントごとを行っておると承知しているところでございます。

それで、あと内外のどのような方々が来られているかにつきましては、申しわけございませんが、把握はできておりません。

それともう一点、サンメッセのほうですけれども、職員はサンメッセのほうに4名配置しておりまして、それ以外に7名の嘱託職員を配置しているところでございます。

以上でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

成富委員の御質問にお答えいたします。

健康スポーツセンターにつきましては、昨年、市庁舎整備のほうを優先するということで、先送りになったところでございます。

そのような関係で、庁舎整備等を含めまして、市の事業の進捗に応じまして、健康スポーツセンターの整備についても時期等を明確にしていくことができるのではないかと考えております。

お尋ねの現行の市民プールでございますけれども、非常に施設の老朽化がございます。

特に、塗装関係につきましては、プールと、それから床については、軽微な補修というような形で工事を行っているんですけれども、実際、大規模なろ過機の修繕等がございますと、金額が1,000万円単位となりますと、なかなか工事に着手することは難しいのではないかと考えております。

現状では、今年度も無事、市民プールについては、7月、8月、できたんですけれども、幼児用プールのろ過器が、途中、漏水状態がございまして、水が減っていくというような状態もございまして、何とか工夫をして、減らない――若干、減るんですけれども、減らないような状態、それから、臨時的に毎日変形プールのほうから水を幼児用プールのほうに毎朝開所前に汲み入れて対応したというような状況でございます。

そのような状況の中で、なるべく早急に、プールについては、使用が難しくなるのではないかとというようなことも考えております。

そんな中で、できる限り、50メートルプール、幼児プール、変形プール、スライダープールというふうにありますので、個別での閉鎖というのも今後、考えていくことが必要になっ

てくるかとは思っております。

そのような中で、原課としては、健康スポーツセンターにつきまして、いろんな御意見もいただいておりますので、そういうところを踏まえながら、しかるべき時期に参りましたら、事業推進に向けて努力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

次の質問で終わりたいと思いますが、まず、入場者の、市内か市外かっていうのは、わからないと。

1つには、チケットぴあとかいろいろな配券も全体的にしよるけん、それで、1つの方法として、事業によってはされていると思いますが、アンケートをとっておられると思うんですね。

だから、それを見て案分するみたいな感じでも。もちろん私は、交流人口の拡大とかいろいろ言っておられるので、市外の者が使ったらいかんとか、見に来たらいかんとかは全然思っていない。思っていないけれども、今は大分緩和されたけど、何かしばらく一万幾らんととか、8,000円とかね、S S席とか、うちはこういうやつを、どこでんとりきらんようなやつをとっていますとかね。

それはそれでいいけど、余りにそればかりに——今はそこら辺は変わったのかなという感じもせんでもないけど、やはり市民を抜きにしてはいけなないと、鳥栖市の市民をやっぱり片時も忘れてはいけなと、鳥栖市の市民が気軽に行けるようなやつ、今はちらほら見えますけど、そこら辺をしていただきたいというふうに思います。もうそれはそれだけでいいです。

そして、次のサンメッセのやつ、これは、ここにありますっていうのを言っていたかかったんですが、正規職員のはどこにあるんですか、文化振興費か何かですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）それならわかりました。

それでは、もう一回質問します。係長さんがいらっしゃらないということですか、そこんところはどうか。それでいいのかっていうことですよ、大丈夫かと。

松隈義和文化芸術振興課長

確かに、文化会館内に係長がおりまして、サンメッセには係長がおりませんが、4名が主査級のベテランでございますので、そこそこの業務はできているものというふうに判断しております。

成富牧男委員

係長がおったがよかことはよかつちゃろうもん、簡単に言うと。もうこれ以上質問せんけど、それはおったほうがよかですって、俺は思うもん、いや、本当に。やっぱり窓口のト

ラブルなんかちゅうの全然なかわけやないと思うんですよね、ああいうところは。何で俺はこの金額かとかね、私たちがこの金額かとかもあろうし、いろいろピンキリありましようけど。

もう答えられないなら、いいです。

中川原豊志委員長

いいですか。

成富牧男委員

最後は、しかるべきときにと、一番いい答弁、用語ですよ、しかるべきとき。

いずれにしても、これ、市長が今回選挙に出たときの大きな目玉公約やったんですよ。（「うん、何の話」と呼ぶ者あり）健康スポーツセンター。ごめんなさい、健康スポーツセンターの話です。（「ああ、あっちゃこっちゃ飛ぶもんやけん」と呼ぶ者あり）いやいや、一問一答、3問するって言っているんやけん。

それで、そこんところの重みを、しっかり忘れてもらったら困るなということで、ぜひ所管としても……、ただ、消えていないということははっきりしましたから、ぜひそういうふうに思います。

中川原豊志委員長

いいですか。

成富牧男委員

大事なことをあと1つ抜かしていました。これは市民文化会館に関することです。232ページ絡みでお尋ねをします。

実は、私もずっと知らなくて、恥ずかしかったんですが、市民文化会館の大ホールの入り口やなくてもう一つ手前の、入ってすぐ、そして西のほうに研修室とかありますよね、研修室1とか2とか。あそこの2階、3階にはエレベーターも何もないんですよ、反対側か。大ホールのこっち側やろう、大ホールの西側、（「北側」と呼ぶ者あり）北側、大ホールに接したところ。

私は当然、視聴覚室とかあるほうからぐるっとこっちへ行かれるものと勝手に思い込んだら、そうやなくて、今ちょっとフォローをしてもらいましたけど、あそこは2階、3階が行けないと。

それで、実は合唱団、フラウエンコールの方からお話があったんですけど、私はあそこ行きよった、フラウエンコールにかたっとったばってん、もう足の悪くなってから上りきらんと。そいけんもう泣く泣くフラウエンコールはやめたっておっしゃったんですね。

そして、それより若い人も、ここまで楽器ば運ぶとは、やおいかんですもんねって言われ

た方もありました。

だから、あそこは、やっぱりもうウン十年でしょうが、そういうふうに、最初に施設が五十五、六年かな、建ってからね。

片一方で、障害者差別解消法とかいろいろそういう法律、できていますので、今のままずっとほっておくのは、やっぱり好ましくないと思うんですね、あそこ。やっぱり有効に活用すべきだと思いますので。だから、そこんところをどう考えてあるのか。

これ、あわせて障害者福祉担当のほうにも、考え方だけ、意見を聞きたいと思います。

以上です。

松隈義和文化芸術振興課長

市民文化会館につきましては、議員御承知のとおり、建築されまして35年が経過しております。

それで、先ほど議員からも言われましたように、いろんな障害者差別解消法などの法律が施行されて、私どももいろいろ考えておりまして、実際、建設課の専門の職員にも、例えばエレベーターの設置等も含めてお伺いしたところ、これにつきましては、構造上の計算を1からやり直さなきゃいけないと。例えば、内部改装にしろ増築にしろ。

それで、構造計算をするにしてもかなりの金額がかかっていくとともに、できるかどうかはまだ判断ができないような状況だということでございます。

それで、本当に、今の段階では申しわけないんですが、やはりもし、そういった場合があれば、人力でちょっとやらせていただく以外はないのかなというのが実情でございます。

以上でございます。

吉田忠典社会福祉課長

障害者差別解消法が施行されておりますけれども、この障害者差別解消法につきましては、障害者差別にならないように合理的な配慮をすることが求められております。

もちろん、エレベーターがないということで、例えば足の不自由な方とかが上の階の施設を利用できないというようなことがございました場合には、合理的な配慮として、例えばエレベーターの設置とか、そういったものは当然つけていくべきものというふうには考えているところではございます。

しかし、物理的にできない場合とかもございますので、そういったところにつきましては、一定の合理的な配慮が、過度の負担にならないような範囲内で提供されるべきものと考えております。

成富牧男委員

過度の負担にならないようになって書いてありますよね。それで、課題であるという認識は

持ってあるというふうに今、受けとめましたけど、やっぱり今後、あそこも大規模改修とかいろいろ出てくるでしょうし、そういうやつと合わせて、設計するにも金がかかるっていうのもわかりますけど、金目もどれぐらいかかるのか、こぎゃんいっぱいかかるとよって言われても、どれぐらいかかるのか。そこら辺はぜひ、そういう大規模改修などと合わせて出していただきたい。

そうしないと、1つはもったいないんですよね、あそこは。ということです。

終わります。

西依義規委員

240ページの体力づくり運動推進事業費の委託料ですけど、833万円。

クロスロードとかスポーツレクリエーション、わかるんですよね、何となくの中身が。

それで、青少年体力づくり推進事業と地域スポーツ活性化事業っていうのがちょっと漠然としているんで、委託先と委託料の算定方法と事業の内容を教えてもらっていいですか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

青少年体力づくり推進事業委託料につきましては、夏休み期間中の小中学生の体力づくりということで、中学生につきましては、野球の大会を軟式野球連盟のほうに委託いたしております。

それから、中学生の女子につきましては、少女ソフトバレーボール大会を鳥栖市バレーボール協会に委託いたしております。

それから、小学生につきましては、少年野球の中央大会といたしまして、鳥栖市少年野球連盟のほうに委託をいたしております。

それから、もう一つがバドミントン交流大会でございまして、こちらは小学生ですけども、鳥栖市バドミントン協会のほうに委託をいたしております。

それで、野球関係が10万円、それからバレー、バドミントンが5万円の定額でございます。

それから、地域スポーツ活性化事業委託料につきましては、フィッ鳥栖の業務委託でございまして、以前から市主催で実施しておりました教室等につきましては、フィッ鳥栖のほうに委託をしているものでございまして、健康スポーツ教室であったり、小学生のスポーツ教室、それから、ファミリーウォーキング、それから、市民スポーツセミナー等を委託をしております、これにつきましては、個別に講師謝金であったり、教室の開催等を勘案いたしまして、大体例年六十数万円程度を委託しているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

青少年体力づくり推進事業が中学生に野球とバレーですけど、参加町区数は。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

中学生の野球は、平成28年度が5チーム、72名でございます。

それから、中学生のソフトバレーが7チーム、42名でございます。

以上でございます。

西依義規委員

定額で10万円とおっしゃいましたけど、多分、昔はもっと出ていたと思うんですね、野球。

5チームになっても経費は一緒だと言われればそうかもしれませんが、いろいろ考えていただいて、本当に今の青少年に合った体力づくりを、3年に1回ぐらいは見直していただいたりするのが普通、筋かなと思うんで、丸投げじゃなくて、鳥栖市も委託しているのであれば、関与していただきたいと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

まず、242ページ、決算書をお願いします。

プールの件で、成富議員とちょっと絡むんですけど、もともと健康プールができるときに、健康長寿につながるプールでもあるし、市民プールは修繕が極めて困難っていう中で、もうことにでも中止したほうがいいんじゃないかっていう中で、代替施設としてもその機能を持たせるということで、小さいプールとかも横に併設したような進め方をしてたんですけど、実際のところ、大型事業とか災害とかもあった中で、財政計画は大きく変わってきたじゃないですか。

その中で市庁舎とかも出てきました。そこで一旦、健康プールというふうに仮称させてもらいますけど、健康プールのほうはちょっと保留というか、その状態になって、市民プールは現状を補修して、平成28年度は行ったっていう中で、財政計画上、優先順位をつけたときに、市庁舎が先になるというのはいいと思います。

そこはちょっといいんですけど、健康プールが先送りになった中で、市民プールのほうだけは廃止していくっていうふうなところを決定したら、市民プールはなくなってしまうだけになっちゃう。だから、もともと代替施設という考え方がなければよかったんですけど、それがあったもんで、もういっそのこと、今年度できたんだから、今までよりもちょっとお金がかかるかもしれないですけど、市民プールを廃止するっていうところは、やっぱりお金をかけてでも改修しながら、そこも引っ張っていかないといけないんじゃないかなと。

廃止っていうところを、もうしかるべきときに廃止をするっていうところだけじゃなくて、ちょっとお金はかかり過ぎるかもしれんけれども、もうなくなってしまう、代替施設が建たなくなったんで、そこは子供たちのために、夏の鳥栖の風物詩じゃないですけど、そういう

観点からも、やっぱり継続していく方向で考えていくことも必要なんじゃないかと思っておりますが、御所見を伺いたいんですけど。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

現状の市民プールにつきましては、非常に多くの方が利用されております。平成28年度は4万人を超える利用者がありまして、非常に盛況でございます。

また、一方では、市外の利用も、本年の実績でいくと市内が4割、市外が6割というような状況で、結構市外の人の利用も多いのかなというふうな状況でございます。

こういう状況の中で、できる限り、可能な限り延命させていきたいというところで、先ほども申し上げましたけれども、施設の利用に当たって、安全確保が第一でございますので、危険な状態であれば、当然、中止をすることが必要になるかと思っておりますけれども、一遍に市民プール全体が廃止ではなくて、個別の設備ごとに廃止することもあり得るのかなというふうには考えております。

そういった中で、今後の状況につきましては、しかるべき時期にと申し上げましたけれども、そういうところを勘案しながら、現行の市民プールの取り扱いについても、今後、そのような中で検討していく必要が出てくることもありうるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

ここから先、この件に関しての質問じゃないんですけど、多分、健康プールの設計図っていうか、そこら辺まで出ている中で、今、計画上はとまっている形になっています。

これを今の計画どおりに市庁舎の整備等もずっと終わった後に、じゃあ再度前に進めていくってなるまでの間、今ある設計図とか絵的なものをそのまま使えるかとなれば、またそのときの財政状況とか見ながら、新しい設計、そのままだ使えないのかなというところもやっぱり踏まえて考えておかないといけないかなと。

だったら、もう市民プールを、大規模改修ってまで言ったら大げさですけど、それをしといて、健康プールはもう市民プールの代替施設機能はなくして健康プールのほうを進めていくとかというふうにして、もう完全に線引きしたような考え方で健康プールと市民プールの代替施設を切り離せば、市民プールは市民プールとしてまた使えるようにお金をかけられるのかなというふうに思いましたので。

ぜひその辺も踏まえて、この先を見据えとっていただければなと思って、ちょっとお聞きさせていただきました。

それで、もう一点は、ちょっとページ戻ります。240ページで、ここは教えていただきたいことなんですけど、備考欄でいきますね、上から3行目のスポーツ大会出場費補助金に関してです。

これは、説明の中で空手やバドミントンやボクシング等っていうふうに御説明あったんですけど、この内訳というか、大会規模ですね、全国大会出場の際とか、九州大会とか出場の際とか、そういう内訳を教えていただきたいんですけど。

空手が例えば何名で、どの大会に出ましたと。あと、バドミントンが何名でとか、ボクシング何名でっていうのがわかれば、まず教えていただきたいです。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今回、15件、延べ85人に助成をいたしております。

規模的には、全国大会の規模になります。

バドミントン関係が、レディース関係で9人、あとマスターズ関係で1人、それと、小学生のバドミントンで3人ですね。

それから、水泳関係で、青少年の水泳競技に1人でございます。

それから、ジュニアオリンピックカップの夏季水泳競技大会に1人でございます。

それから、空手関係、少年少女の空手が14人、中学校の空手が14人、それから、全国の中学校空手道選手権で4人でございます。

それから、あとはソフトテニスがマスターズ関係で4人、それから、バウンドテニスが3人。

それから、バレーボール、ヤングバレーボール関係が4人。

それからソフトバレーボールが7人で、ミニバスケットボールが17人。

それから、ボクシングが2人でございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

ちょっと続きで教えていただきたいんですけど、多分そういった基準があると思うんですよ、全国規模とか、そういうのがあると思うんですよ。

これ、ちょっとお尋ねなんですけど、例えば、活動範囲がばらばらですね、具体的に言うと、例えばチアリーディングのチームとか、活動範囲は久留米市でしたり、みやき町でしたり、鳥栖市でしたりなんですけど、こういったチームが全国大会に行くと思いますね。それで、その中に鳥栖市民の方が3名おられると。そういったときとかは、補助範囲の中には、鳥栖市は入っているんでしょうか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

県の予選を経て、いわゆる国であったり、都道府県であったり、あと日本体育協会加盟団体主催の競技で、大会の規模としては全国もしくは九州大会以上ということで、県大会の予選を経て出場される場合に、例えば、福岡県でのそういう県予選を経て、鳥栖市の住民の方が参加をされる場合も、その中で鳥栖市の住民の方は全国大会出場補助金の対象にはなりません。（「個人的に」と呼ぶ者あり）そうです。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほかはいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よかですか。

では、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、執行部からの報告を。

詫間聡健康福祉みらい部長

国松委員の、無縁墓地との関係ですけれども、場所的には西中の南の轟木町の墓地のことだと思います。

面積的には180平米ということでございまして、旧火葬場の跡の隣接した集団の墓地であるというところございまして、その一部の180平米が無縁墓地であると。

それで、関係職員等が調査をやりましたけれども、そういった経緯を知っている職員っていうのはおりませんでしたので、ちょっと今後、いろんな情報収集をしたいと思います。

したがいまして、過去の旧火葬場の跡でのそういった無縁墓地の対応ということで、社会福祉課の所管でということで、草刈り等やっておると、こういう経過ではないかということでございます。

以上、報告とさせていただきます。

中川原豊志委員長

国松委員、いいですか。（「ちょっと、よくないって言いたかばってん。いやいや、本当、これは慣例に従っていたの」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員

特定のところだけは、いろんなことを対応するけどね、実際に、やらんばいかんところ、いっぱいあるわけよね。

だから、その辺が、本当にどこが主管か、いろいろその辺のことも調べてみないとわからんけど、誰にどう言えばいいか知らんけど、本当に、そういう面では、誰が見てもおかしく

平成29年10月 2 日 （月）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

市 民 環 境 部 長	橋本 有功
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	宮原 信
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	犬丸 章宏
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市 民 課 長	村山 一成
市 民 課 整 備 係 長	原 隆士
市 民 課 市 民 係 長	大石 昌平
国 保 年 金 課 長	吉田 秀利
国保年金課長補佐兼健康保険係長	古賀 友子
国保年金課年金保険係長	山内 一哲
税 務 課 長	青木 博美
税 務 課 管 理 収 納 係 長	豊増 裕規
税 務 課 市 民 税 係 長	槇 浩喜
税 務 課 長 補 佐 兼 固 定 資 産 税 係 長	佐々木利博
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹下 徹
環 境 対 策 課 担 当 係 長	野中 潤二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

市民環境部関係議案審査

議案乙第26号 平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第27号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第28号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前 9 時58分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

審査に入ります前に、市民環境部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けをいたします。

橋本有功市民環境部長

おはようございます。

平成28年度決算審査に当たりまして、一言御挨拶と、市民環境部関係の概要を申し上げます。

本委員会では、一般会計決算、国民健康保険特別会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の3議案の御審議をお願いをいたしております。

平成28年度決算審査に当たりましては、市民環境部所管の市民協働推進課、市民課、国保年金課、税務課及び環境対策課の5課の予算執行状況につきまして御説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

市民環境部は、市民協働の推進や国際交流、男女共同参画に関する業務、戸籍関係や旅券等の業務、国民健康保険や年金に関する業務、市税に関する業務、環境衛生、一般廃棄物処理、リサイクルの推進に関する業務など、市民の日常生活にかかわりの深い業務の執行に当たっております。

これらの業務を執行いたします組織及び職員体制につきましては、平成28年度におきましては、市民協働推進課12名、市民課18名、国保年金課13名、県後期高齢者医療広域連合への派遣1名、税務課30名及び環境対策課12名、鳥栖・三養基西部環境施設組合への派遣3名となっております。

まず、一般会計でございますが、歳入では市税、諸証明手数料、各種国庫委託金、県負担金補助金、県民税徴収等委託金など、合計128億6,286万4,190円でございます。

また、歳出は31億7,716万463円ございまして、一般会計全体に占める割合といたしましては約13%となっております。

主なものといたしましては、家屋全棟調査業務委託料、後期高齢者医療費の療養給付費負担金、後期高齢者医療特別会計繰出金、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金、塵芥収集運搬委託料、資源物の分別コンテナ収集運搬委託料などでございます。

次に、平成28年度国民健康保険特別会計につきましては、歳入は国民健康保険税国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金など総額85億2,022万2,972円、歳出は総額95億7,407

次に、目２．法人、節１．現年課税分につきましては、対前年比で現年課税分の収入済額は約145万円の増となっております。

次に、項２．固定資産税、目１．固定資産税、節１の現年課税分につきましては、調定額で土地課税分が地価の下落などにより、対前年比で0.6%の減、家屋課税分が新築家屋の課税により3.5%の増、また、償却資産課税分は0.1%の増となっており、収入済額といたしましては8,601万7,482円の増となっています。

次に、目２．国有資産等所在市町村交付金の現年課税分につきましては、鳥栖市内に国、県が所有している固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金で、収入済額は対前年比で29万1,400円の減となっております。

次に、項３．軽自動車税の現年課税分につきましては、収入済額は対前年比約2,398万円の増、比率で16.5%の増となっております。

増額の主な理由といたしましては、軽自動車税の税率の改正によるものでございます。

次に、項４．市たばこ税の現年課税分につきましては、収入済額の対前年比は292万8,190円の増、比率で0.4%の増となっております。

次に、項５．都市計画税の現年課税分につきましては、収入済額は対前年比で1,146万281円の増となっており、比率で1.9%の増となっております。

次に、項６．入湯税につきましては、収入済額は対前年比10万4,000円の減となっております。

滞納繰越分につきましては、市税全体の収入済額で対前年比4,212万9,255円の減、徴収率は21.8%で対前年度の4.9%の減となっております。

個別の主な税で見ますと、個人市民税の収入済額で146万2,173円の減、徴収率が19.7%で対前年度0.1%の増、固定資産税都市計画税の収入済額で3,865万7,331円の減、徴収率が24.2%で対前年度8.2%の減となっております。

滞納繰越分の収入済額の減少の理由としましては、各税の現年分の徴収率の向上や滞納繰越分の徴収の強化により、収入未済額が減少しております。

なお、徴収率低下の理由としましては、徴収強化等が進む中で、収入未済額が減少しているものの、特に徴収困難な事例が残ってきたためであると考えております。

なお、市税全体の収入未済額は年々減少傾向となっております。

次に、主要施策の成果の説明書、20ページをお願いいたします。

市税の適正賦課及び徴収率向上事業として、市税の適正賦課、徴収率の向上の取り組みについて御説明いたします。

賦課業務に当たりましては、条例その他法令に基づき、適正な賦課に努めるとともに、事

務の効率化に努めました。

徴収業務では、初期滞納者への早期催告、納税指導を行い、高額滞納者への納税指導の強化を図るとともに、財産調査を徹底し、差し押えを強化することで、徴収率の向上及び税負担の公平性の確保に努めております。

以上でございます。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

次に、款14. 使用料及び手数料について御説明いたします。

まず、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料のうち、備考欄3行目のまちづくり推進センター使用料は、各地区まちづくり推進センターの使用料収入でございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、目3. 衛生使用料、節2. 環境衛生使用料のうち、斎場使用料につきましては、平成28年度の斎場利用件数のうち、市外者の有料使用35件分の使用料でございます。

昨年度より件数で12件、金額で76万1,000円の増となっております。

以上です。

村山一成市民課長

項2. 手数料、目1. 総務手数料、節1. 総務管理手数料につきましては、印鑑証明等手数料2万1,992件分が主なものでございます。

以上でございます。

青木博美税務課長

節2. 徴税手数料についてですが、督促手数料は、郵便の督促による100円の手数料であり、納税、所得証明手数料及び評価証明手数料は1件当たり300円の手数料であります。

以上でございます。

村山一成市民課長

節3. 戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料1万4,097件分及び住民票証明手数料3万6,317件分が主なものでございます。

以上でございます。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、目2. 衛生手数料のうち、節2. 環境衛生手数料につきましては、狂犬病予防注射の注射済票や新規登録時の鑑札の交付手数料などがございます。

続きまして、節3. 清掃手数料のうち、備考欄1行目のごみ処理手数料につきましては、

指定ごみ袋の販売実績による手数料でございます。

また、廃棄物処理依頼手数料は、2トントラックによる粗大ごみ等の臨時収集と小動物死骸の一般持ち込みに係る処理手数料でございます。

以上です。

村山一成市民課長

款15. 国庫支出金、項3. 委託料、目1. 総務費委託金、節2. 戸籍住民基本台帳費委託金のうち、中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、入国管理法上の在留資格によりまして、日本に中長期滞在いたします外国人の住所異動等に関する事務委託金でございます。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

目2. 民生費委託金のうち、節2. 国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては、市が国民年金の資格の取得や喪失等の事務を国から法定受託事務として委託されておりますことから、これらの事務処理に要する人件費や物件費などの経費につきまして交付されるものでございます。

次に、款16. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、節1. 社会福祉費県負担金のうち、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分につきまして、県がその4分の3を負担するものでございます。

以上です。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、節1. 総務管理費県補助金のうち、消費者行政推進事業費補助金につきましては、各市町の消費生活センターの機能強化などに対しまして県が助成するもので、消費生活相談員1名分の人件費と、その研修費が主なものとなっております。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

目3. 衛生費県補助金、節2. 清掃費県補助金は、不法投棄監視カメラの借上料や不法投棄物の撤去費用警告看板作成費など、不法投棄防止啓発事業等に対する県の補助金で、補助率は10分の10となっております。

以上です。

青木博美税務課長

項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節2. 徴収費委託金につきましては、県民税を市

県民税として市民税と一緒に徴収いたしますので、納税義務者1人当たり3,000円を県民税徴収委託金として県より受け入れたもので、納税義務者3万4,933人分の県民税徴収委託金及び県税分の過誤納金等の還付金であります。

以上でございます。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入、節1. 土地貸付収入のうち、廃棄物処理施設敷地につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地約4,731平米を有限会社鳥栖環境開発総合センターへ貸し付けている土地の賃料でございます。

続きまして、項2. 財産売払収入、目1. 不動産売払収入、節1. 土地売払収入725万3,342円のうち、404万7,170円につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地の一部にあります高圧鉄塔用地371.30平米を九州電力に売り払った土地の売払収入でございます。

以上です。

青木博美税務課長

款19. 繰入金、項2. 特別会計繰入金、目1. 国民健康保険特別会計繰入金、節1. 国民健康保険特別会計繰入金452万6,569円のうち、293万8,038円が徴税費として税務課に繰り入れられたものでございます。

次に、款21. 諸収入、項1. 延滞金加算金及び過料、目1. 延滞金、節1. 延滞金につきましては、納税遅延による延滞金として徴収したものでございます。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入の節1. 民生費受託収入のうち、後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等に係る人件費や物件費などの経費につきまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

以上です。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入のうち、まちづくり推進センター雑入につきましては、各地区まちづくり推進センターにおける自動販売機や電話料、コピー機使用料などの収入でございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

県後期高齢者広域連合雑入につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員

1名分の人件費相当分及び後期高齢者のはり・きゅう施術助成事業に係る経費の一部を広域連合から受け入れるものでございます。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

同じく雑入の衛生雑入のうち、指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋本体及び帯封への広告掲載料でございまして、1社1枠20万円の1年更新となっております。

平成27年度は2社、平成28年度が4社広告をいただいております。

鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入は、本市から同組合へ派遣している職員3名分の人件費相当分を受け入れたものでございます。

その次、平成27年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、平成27年度分組合負担金の確定に伴う返還金でございます。

以上で、市民環境部関係分の歳入について説明を終わらせていただきます。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出について御説明をいたします。

款2．総務費、項1．総務管理費、目10．市民協働推進費から順次御説明いたします。

まず、目10．市民協働推進費の主なものについて申し上げます。

節8．報償費につきましては、弁護士等による法律相談の謝金、国際交流アドバイザー協力者への謝金、男女共同参画懇話会の委員謝金などが主なものでございます。

節13．委託料につきましては、消費生活相談員によります消費生活相談業務委託料、男女共同参画啓発事業委託料及び男女共同参画市民意識調査委託料でございます。

節19．負担金、補助及び交付金につきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内46町区に対します自治会活動費補助金、市内8地区のまちづくり推進協議会に対します補助金が主なものでございます。

以上で、目10．市民協働推進費の説明を終わります。

次に、目11．まちづくり推進センター費の主なものについて御説明をいたします。

節7．賃金につきましては、まちづくり推進センター職員34人の賃金でございます。

節8．報償費につきましては、まちづくり推進センターの一般教養講座や放課後子ども教室の講師謝金が主なものでございます。

節11．需用費につきましては、各地区まちづくり推進センターの光熱水費や修繕料が主なものでございます。

節13．各地区まちづくり推進センターの施設管理運営委託料、まちづくり推進センター運営委託料及び旭まちづくり推進センターと改修工事設計委託料が主なものです。

なお、まちづくり推進センター関係の委託につきましては、来年度の予算編成に向けまして、ただいま整理を進めているところでございます。

次に、節15. 工事請負費につきましては、鳥栖北まちづくり推進センター旧管理人室改修工事が主なものでございます。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、町区公民館等の新築改修などを対象に助成を行う公民館類似施設整備補助金が主なものでございまして、公民館類似施設整備補助金につきましては、下野町公民館の建てかえなど4町区の公民館の整備に対しまして補助金を交付いたしております。

なお、下野町の補助金につきましては、前年度からの繰り越し分でございます。

以上でございます。

青木博美税務課長

項2. 徴税费、目1. 税務総務費の主なものにつきまして御説明いたします。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、税務課全職員30名中28名分の人件費でございます。2名分につきましては、国民健康保険特別会計からの支出となっております。

次に、目2. 賦課徴收费の主なものにつきまして御説明いたします。

節1. 報酬につきましては、滞納整理指導員報酬でございます。国税OBの方による徴収担当職員に対する滞納整理事務及び差し押さえ物件の換価、公売に関する指導等をお願いしております。

節7. 賃金につきましては、窓口繁忙期の事務補助及び確定申告、当初賦課に係る事務補助職員賃金でございます。

節11. 需用費の主なものとしましては、消耗品費での色上質紙や偽造防止用紙等であり、印刷製本費では、市民税県民税特別徴収のしおり等であります。

節12. 役務費の主なものにつきましては、通信運搬費では納税通知書、督促状の発送に要する郵便料、コンビニ収納事務手数料、クレジット収納事務手数料及び差し押さえのための預貯金調査手数料等の経費でございます。

節13. 委託料の主なものにつきましては、固定資産評価業務委託料は、土地下落等に伴う課税の適正化を図るため、佐賀県不動産鑑定士協会に委託しているものであります。

家屋全棟調査業務委託料でございますが、主要施策の成果の説明書をお願いします。

この業務は、市内にある全ての建築物について課税台帳と比較し、課税漏れ、取り壊しなどを調査し、公正で適正な課税を行うためのものでございます。事業期間は平成27年度と28年度に2年度で実施いたしました。今回の調査で新たに課税する件数が7,039件、平成29年度課税額で2,488万円となっております。

決算書に戻りまして、節14. 使用料及び賃借料の主なものにつきましては、滞納整理システムのシステム借上料及び地方税電子申告支援サービス等の使用料などでございます。

節19. 負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、鳥栖地区たばこ販売対策協議会負担金、地方税電子化協議会負担金及び各種協議会等の負担金でございます。

節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、市県民税、固定資産税の更正に伴います還付金及び法人の確定申告に伴います還付金等の市税の還付金でございます。

なお、不用額517万8,313円につきましては、平成28年11月の時点における例年の状況から、12月議会において700万円の補正をお願いしたところでございますが、その後、法人市民税の確定申告による還付金額が見込みを下回ったためでございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費の主なものについて御説明いたします。

節2. 給料から節4. 共済費までは市民課職員18名分の人件費でございます。

節11. 需用費につきましては、戸籍事務や住民基本台帳事務等に用います偽造防止用紙やプリンタートナーなどの消耗品費、法令集などの追録代が主なものでございます。

節12. 役務費につきましては、戸籍届書や通知文書等の発送に要した郵送料が主なものでございます。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システムの借上料が主なものでございます。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目6. 後期高齢者医療費でございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員1名分の人件費でございます。

節7. 賃金から節13. 委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等の事務に係る人件費や物件費などの経費でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分であり、市の負担割合は負担対象額の12分の1となっております。

はり・きゅう助成金につきましては、はり・きゅう施術料として後期高齢者1人当たり1回につき1,000円を助成するものでございます。

節28. 繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合の事務経費などの共通経費に対する負担金及び低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金として、後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

款 3. 民生費、項 4. 国民年金事務取扱費、目 1. 国民年金費の節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、年金保険係の職員 3 人分の人件費でございます。

節 7. 賃金につきましては、臨時職員の人件費でございます。

節11. 需用費及び節12. 役務費につきましては、国民年金事務の処理に要する経費でございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、款 4. 衛生費、項 2. 環境衛生費、目 1. 環境衛生総務費、節13. 委託料のうち、残土処理委託料につきましては、各町区の側溝清掃などで発生したしゅんせつ土を収集、運搬、処理するための委託料でございます。

続きまして、目 2. 斎場費、節11. 需用費のうち、燃料費につきましては、火葬に要した灯油代が主なものでございます。

次の光熱費の主なものは電気料でございます。

4 行目の修繕料につきましては、年次計画で行っております火葬台車耐火物張りかえなど火葬炉設備修繕に要した費用でございます。

続きまして、節13. 委託料のうち、施設運營業務委託料につきましては、火葬炉の運転や受付業務など施設の管理運営に関する委託料で、契約はコスモ株式会社と平成28年10月 1 日から平成31年 9 月30日までの 3 年間の長期継続契約を締結しております。

また、施設管理委託料につきましては、火葬炉や電気設備などの保守点検業務や草刈り業務の委託が主なものでございます。

続きまして、項 3. 清掃費、目 1. 清掃総務費、節 2. 給料から節 4. 共済費までは環境対策課職員11名分と、鳥栖・三養基西部環境施設組合への派遣職員 3 名分の人件費でございます。

また、節19. 負担金、補助及び交付金の鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金は、建設負担金や管理運営費などに対する負担金で、前年度比で1,787万4,000円の減となっております。

続きまして、目 2. 塵芥処理費、節11. 需用費のうち、消耗品は、指定ごみ袋の作成費用が主なものでございます。

続きまして、節12. 役務費の主なものにつきましては、指定ごみ袋等販売手数料は、市内指

定販売店へ支払う販売手数料で、販売代金の10%が手数料となっております。

続きまして、節13. 委託料のうち、指定袋配送等委託料は、作成した指定ごみ袋の保管及び指定販売店への配送に係る委託料でございます。

その下の塵芥収集運搬委託料は、各家庭から排出される燃やせるごみの収集、運搬に係る委託料でございます。

次の粗大ごみ収集運搬委託料は、家庭で不要になったたんすやベッドなど、粗大ごみの収集運搬に係る委託料でございます。

また、資源物回収指導業務委託料につきましては、衛生処理場内資源物広場での利用者への分別指導や補助業務、回収した資源物の運搬等に係る委託料でございます。

資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、空き缶や空き瓶など資源物の回収に必要なコンテナの各町区への配付業務及びコンテナで回収された資源物の収集運搬に係る委託料でございます。

続きまして、廃棄物特別処理委託料は2トントラックによる粗大ごみ等の臨時収集のほか、不法投棄物の回収、町区の清掃活動で出たボランティアごみなど臨時的な収集運搬処理に係る委託料でございます。

続きまして、節19. 負担金、補助及び交付金のうち、コンテナ収集美化活動推進奨励金につきましては、資源物回収のためのコンテナ容器の配置、整理及び美化活動を行っていただく各町区に対して世帯数に応じて奨励金として支出しているものでございます。1世帯当たり240円を出しております。

また、資源回収奨励補助金につきましては、新聞、段ボールなどの古紙類や、古繊維類を自主的に改修している市民団体等に対しまして、その回収量に応じて補助をするものでございます。

続きまして、目3. し尿処理費、節2. 給料から節4. 共済費までは、し尿処理場の職員1名分の人件費でございます。

節11. 需用費のうち、光熱水費につきましては、主に機械設備の運転にかかる電気代でございます。

続きまして、医薬材料費につきましては、し尿等の処理工程投入する硫酸バンド、メタノール、苛性ソーダなどの薬品代でございます。

続きまして、節13. 委託料のうち、し尿処理業務委託料は、し尿処理に係る機械設備の運転管理業務に係る委託料でございます。

下水道投入施設整備調査設計委託料につきましては、し尿等の収集量の減少及びし尿処理施設の老朽化に伴いまして、し尿等の下水道への投入処理する新たな施設を整備するための

次の節15. 工事請負費につきましては、し尿処理施設の沈殿槽かき寄せ機とりかえ工事のほか、破碎機や攪拌ブローアの修繕工事に要したものでございます。

以上で、平成28年度一般会計決算認定に係る市民環境部関係の主なものについて説明を終わらせていただきます。

一旦休憩します。

ss

質疑につきましては、なるべく明瞭簡潔にお願いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

112ページをお願いします。目2、節12. 役務費の手数料、通信運搬費のところでは御説明があったんですけど、これの利用者状況といいますか、利用者数とか、これによって今年度、窓口がどういうふうに変わってきたかっていう状況をもう少し細かく教えていただけますか。

コンビニ等ですかね。

要はコンビニ等で証明がとれるようになったことによつての窓口業務の……。〔「徴税のと

ころではないんですか」と呼ぶ者あり)

徴税になるのかな。

青木博美税務課長

窓口での接客数はちょっとカウントしておりませんが、コンビニ納付の割合は、軽自動車税で件数としましては49%、固定資産税17.6%、国保税で28.3%、市県民税で35%、合計いたしますと、全体としましては27%がコンビニで納付をなされておりますので、ある程度は窓口事務の軽減になるかとは思われます。

樋口伸一郎委員

マイナンバーのこともここで聞いていいんですか。これ、マイナンバーカードの登録状況で、利用者が変わってくると思うんですけど、その絡みを聞いていいんですか。

カードの登録状況がどういうふうになって、実際、全然増減していないとか、絡みがちょっとあれなんですけど。(「戸籍のほうは別によかですか」と呼ぶ者あり)

どこの部分で聞こうかちょっとわからなかったんですが、ここでよければ。

中川原豊志委員長

よろしいですか。答弁できますか。

要は、マイナンバーカードの登録状況、マイナンバーカードを取って、コンビニでの交付ができるというふうなことでの絡みだと思えますので。

村山一成市民課長

マイナンバーカードの交付数につきましては、平成28年2月から開始をいたしまして、本年度8月末日現在で6,090人の方に交付をしているところでございます。

そのうち、コンビニでの証明書の交付といたしましては、住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書等を交付しておりまして、全体で申し上げますと、平成29年2月から8月に至るまでで現在309件の御利用がっております。

全体、窓口も含めましてサンメッセ窓口、市民課窓口、コンビニを合わせました数で割りますと現在0.7%程度の御利用ということになっております。

樋口伸一郎委員

わかりました。

これ、せっかく利便性向上とかでやってきたかと思うんで、マイナンバーの登録者数を上げたりして、ぜひまた来年にはさらによくなるようにっていうところで聞かせていただきました。

ありがとうございました。終わります。

西依義規委員

108ページの自治会活動費補助金、主要施策の成果の説明書の15ページにもありますが、今、自治会で、やっぱりその世帯数が違ったりとか、何千世帯というところもあるし、何十世帯というところもあるんですけど、補助金の計算方法というか、どういうことで配分されていますか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

自治会活動費補助金の算定につきましては、均等割ということで各町区に1万6,800円でございます。もう一つが世帯割ということで、世帯数に1世帯当たり415円を乗じた額を算定しておりまして、それを合計した額を各町区のほうに交付させていただいているところでございます。

以上です。

西依義規委員

これは、近年何か見直したりは。ずっと、何十年もこの算定方法ですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この単価につきましては、何年からこの単価というのは、ちょっと今、こちらでは承知しておりません。

申しわけありません。

西依義規委員

正直言いますと、世帯がとても多い自治会は多分あんまり必要ないと思うんですよ、補助って意味合いが。

だけど、世帯が少ない自治会は多分、相当必要な補助だと思うんで、その辺は、僕はだんだんだん今、件数が開いているんで、もうちょっと固定費をふやして、世帯費を減らすとかいうのも少し検討して、それでも余り変わらなかったらあれでしょうけど。

どこも自治会さん、やっぱり予算がないという自治会さんと潤沢にある自治会さがあるんで、その辺は市のほうで均等まではいかないでしょうけど、その辺を……、これは補助金なんで、活動補助を、そういったことも検討いただけたらなと思います。

それで、もう一つ、市民活動センター補助金も661万円ありますけど、これの算定は毎年どういう形なんですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらの市民活動センター補助金につきましては、市民活動センターのほうから翌年度の事業費の計画を立てていただきまして、その中で、こちらのほうでももちろん前年の実績等を勘案しながら、金額につきましては、決めさせていただいておるところでございます。

西依義規委員

これ、例えば、鳥栖市のほうで市民活動とか市民協働をもっともっと推進したいので、もっと事業をふやしてくれとか、人的に手厚くとか、そういう流れ的なものはあるんですか。

全て市民活動センターさんにお任せのやつなんですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

事業の内容と活動の内容につきましては、こちらのほうからももちろん、例えば、地縁であったり地域の方々とお話をいただく機会をつくってくださいとか、広く、例えばボランティアの方々にも、こういったことをしててくださいということで窓口を回っていただいておりますし、幅広く活動いただけるように、こちらのほうからも意見といいますか、御提案させていただくことは随時ございます。

西依義規委員

いや、これがもう相思相愛ならいいと思うんですよ。向こうからしても、市からとてもよくやってもらっている、市からも、市民協働センターはよくやっていただいております。

いい関係ならいいんですけど、そのどっちかが、もうちょっと補助してくれんかなとか、市の側も、もうちょっと動いてくれんかなっていうのがもしあるのであれば、何かそういう気が少ししますんで、その辺が、市民協働をもっともっと広めたいという鳥栖市のお考えがあるのであれば、事業的にももっともっとふやしていく方法もあるのかなと思いますんで、また来年度の予算のときをお願いします。

柴藤泰輔委員

今の西依委員の市民協働センターの補助金につきましては、これ決算書とか何か資料として出していただくことはできますか。（「どれば」と呼ぶ者あり）先ほど、市民活動センターの……、（「きちんと名前ば言わんね」と呼ぶ者あり）市民活動センター補助金、西依委員のほうから質問がありましたけど、これの決算書については出すことができますでしょうか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

平成28年度の補助金ですので、実績報告といいますか、そういった書類ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そちらのほうは、市民活動センターのほうから上がってきておりますので、御提示することはできると思います。

中川原豊志委員長

資料の提出ですか。（「委員長としてきちんと言わんね」と呼ぶ者あり）

必要ですね。（「はい。お願いします」と呼ぶ者あり）

では、後ほど市民活動センターの決算報告の提出、お願いします。

柴藤泰輔委員

もう一点、歳入のほうで、52ページの斎場使用料の件なんですけど、まず、鳥栖市内の方は無料ということなんですけど、それがいつ、何年から、最初から無料だったのか、途中から無料になったのかを1点。

もう一点が、市外の方が12歳以上が今7万5,000円となっていますけど、ほかの自治体と比べてこの値段、7万5,000円というのは、どこから決められたっていうのを教えてください。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

無料というのは、当初から無料、鳥栖市のスタンスとしては、鳥栖市民の方については無料にしようという考えのもとで、当初から無料であったというふうに理解をしております。

それと、市外は12歳以上が7万5,000円という金額ですけど、小郡市の河北苑は9万円、あとは、基山町が6万円ということで、やはりその自治体によって考え方は若干異なっているのかなというふうな気はします。

ただ、うちのほうの7万5,000円がどこを基準にどうしたのかっていうのは、ちょっと今ここではお示しできないところでございます。

しかし、各斎場については、大体そのあたり、5万円から10万円の間ぐらいで市外の方の料金ということで設定をされておるようでございます。

ただ、やはり鳥栖市民の無料というのは、自治体の中では珍しいといえますか、定額であってもやはり徴収をしている自治体がほとんどであるということだと思っております。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

西依義規委員

主要施策の成果の説明書の16ページにまちづくり一括補助金がありますけど、使途が決まっていた補助金を、一括にして使途が決まってないふうに補助金を出されていますけど、実際、使途は決まっているんですね、これ。

その辺は、鳥栖市の事業としてこの地域づくり推進事業としての役目を余り果たしていないと思うんですけど、その辺はいかがですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

使途が決まっていないといえますか、使途はそれぞれ、もともとありました各地域の団体の補助金という要綱がまずございまして、それを1つにまとめて、まち協のほうに交付をさせていただくという形になってございます。

それは使途がないわけではないんですけれども、ただ、その中で、幾つかあるその団体への補助金の中身をやりとりといえますか、事業を話し合う中でやりとりできるような仕組み

づくりをさせていただいて、この一括補助金ということでさせていただいております。ですが、実際のところ、議員がおっしゃるように、なかなかそこがフレキシブルにはお金の使い方が決まっていないという現状はございます。

西依義規委員

そういった課題を認識されていらっしゃるのに、その課題を解決しようっていうことはあんまり思っていないっていうことですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

課題といいますか、そういったやりとりができるということは毎年御説明をさせていただいているところではあるんですけども、やはり、こちらのほうからどう使っていただくというようなことを言える……、もちろん活動をされておられるものに対する補助金でございますので、その活動の中から出てくるものではないかと考えているところでございます。

西依義規委員

いいんですよ、それは、言っていることとやっていることが違うけん、ただ言っているんで。言っていることとやっていることが同じなら、別に何も言わんので。

そういう高い理想を掲げていらっしゃるんであれば、その理想に向かって一步でも、市役所だけの責任じゃなく、もちろん各地区も、何かそういったところも、もう本当、何も……、市役所はこういう理想を持っているんで、そういった話し合いを1回でも持ってくださいとか、それぐらいは。結果、使途がまたそれどおりでも。

そこはやっぱり、一步ずつ目指していくべきじゃないですか、いかがですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

補助金の、もともとそういった仕組みの説明はさせていただいているところで、そういったことでうちのほうとしても対応させていただいているところであるんですけども、おっしゃるように、引き続きまた御説明をするとともに、幾らか文化祭ですとか、そういったところにつきましては、費用のやりとりというのが発生している部分もございますので、そのあたりもまた広げて、各団体の事業費につきましてもできると。

なかなか、これまでの取り組んでこられた事業等がございまして、それに対する費用という形にもなっておりますので、全てそのあたりを1つにしてというのは、こちらのほうから働きかけとか御説明は続けていこうとは思っておりますけれども、ちょっと時間かかるのかなとは思っているところでございます。

西依義規委員

わかりました。

じゃあ、先ほど僕が質問した自治会活動費補助金は鳥栖市から別の財布で出すと、それで、

まちづくり一括補助金をこっちの財布から出す、それをせめて統一して、まちづくり一括補助金に出して、そこから自治会に補助金を出すっていうぐらいまとめてもらわんと、今までと全然変わらないんで。鳥栖市はどういうまちづくりをしてほしいのかっていうぐらいを検討していただけんかなと。

あれもこれもするって、その将来の方向性が見えないんで、できたら、そういったところも必要なかなと思いますんで。

いいです。（「そぎゃんことができるかの、今の状況の中で」と呼ぶ者あり）

済みません、じゃあ、できるかなっていう、今までの方もいらっしゃいますけど、これからのまちづくりを考えるっていう意味が、考え方も一つあるのかなと。

別にこれまでの自治会を僕は否定するつもりもありませんけど、やっぱり校区としてはいろんな助け合いが今から必要なんで、76全部を鳥栖市が見るというよりも、やっぱり町、校区単位がしっかりしていただいたほうが、その目の行きどころがいいのかなと思ったんで。

僕は、よくなるように言っているつもりです。ぜひよろしくお願いします。

中川原豊志委員長

要望ということで。

成富牧男委員

まちづくりの話があっておりますけど、私ずっと前に話したと思いますけど、まずこれ、確認したいんですが、まちづくり基本構想とかいうのがあるでしょう。それも含めて、それは一定の理念とか方向性を示しておると思うんですけど、それに基づいて、こういうのがあると思うんですが、そういうの、センターの。

それで、もう一つ上に当然、総合計画があると思うんですね。

それで、やっぱりそこら辺、もうちょっと、ピンポイントまではいかんでも、総合計画、それから基本構想というのがあるって、そのここなんですよみたいな、やっぱり意識させることが必要だと思うんですよね。西依議員が言う、ある意味では。

そうせんと、何か適当に、基本構想とか総合計画の理念からいうと、当然こうあらにやいかんとに、もう適当にはみ出して、そこそこでやっておられるという状況は……、もちろんその、上から統制っていうのがいいっていう意味で言っているんじゃないですけどね。

やっぱりそこら辺、迷ったときには基本構想に帰ると、基本に帰るみたいなのところが必要で、何かやるときには、そういうのをまちづくり推進センターの役員さんたちも意識してもらうと。

それで、私は前、言ったと思いますが、例えば、双方向、総合計画をつくるときに、それぞれのまち協で何かそういう文句も聞いたことあるんですけど、こんなまちになったらいい

な、私たちのまちの10年後、何かそういうの、あったろう。

そうすると、その10年後っていう、それが総合計画にリンクしていくような、そういうふうなやつも、そして今度は、私、ちょっと足りんって思うのは、そして西依委員がずっと指摘しよるのが、この分野だけやないんですけど、計画つくったら終わりじゃないとばってん、それを、こうつくりました、こうできました、じゃあ今からこれでいきますっていうやつを、それぞれの分野にどれだけ行政が周知徹底していつているかということですね。

そこら辺が、できたら、ああよかったなあで終わっていないか。

まちづくりの主役は私たちって言うならば、私たちに、鳥栖市がどういうふうと考えているのか、そういうやつを、計画をつくり上げていくとき以上のエネルギーを注入せんとうまくいかんのではないかと思います、いかがでしょうか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

確かに、それぞれの地区のまちづくり推進協議会におかれましては、発足時にそれぞれの地域で推進計画をつくっておられます。

その中には、いろんなその地域での課題を、その中の皆さんでお話をされて、こういった課題があるので、こういう事業を行っていきましょうというようなところまで掲げてあるものがございまして、その計画に沿って毎年事業計画をつくられて、事業を推進していただいているということで、私のほうはちょっと認識をしているところではございます。

それぞれ、例えばその地域で美化活動が必要であれば、美化活動の事業を行っておられますし、きずなづくりということであれば、伝統行事も含めて、そういった事業を行っておられるところもございます。

そういうきずなづくりですとか、そういったところから、まずはずっと進めていつていただけではないかと。

ひいては、自分たちのまちのいいところをその中から探していただいておりますし、自分たちでそのまちをつくっていかうという機運を盛り上げてといいますか、醸成していつていただいているものだということで考えているところです。

成富牧男委員

もう要望ですけど、だから、そうやっておられると、それを、行政が考えている、総合計画が意図しておるところに誘導していくというか、そこら辺がやっぱり大事じゃないかなと思っておりますので、頑張ってください。

終わります。

国松敏昭委員

2点ほど。

いたします。

ほかに質問がございますか。

国松敏昭委員

2点質問するつもりでございましたので、もう一点は、112ページの賦課徴収費、滞納整理指導員報酬の件でございますが、これは専門の方の報酬というふうに伺っておりますが、この辺で、今のお答えは、徴収率が96.1%と。九十五幾らの昨年よりは上がってるというお話がございましたが、さらにこの辺は、本当に、このお金をいただくということで、それはお金をいただくだけではなくて、中身に入って、いろんな滞納の人たちのきちっといただけるような指導もしなくちゃいかんと。

そういうことで、この滞納整理指導員の報酬の中身について、どういう方なのか、それで今後、強化すべき考えはあるのか。

その2点についてお尋ねをいたします。

青木博美税務課長

滞納整理指導員の報酬につきましては、月額5万円で、年額60万円ということになっていきます。

それで、指導員の方は、国税、税務署のOBに来ていただいております。

内容としましては、滞納処分とか差し押さえ、そういった手続の方法とか、進め方の判断とか、そういったことを専門的な知識からアドバイスをいただいて、そういった滞納の整理を進めております。（「もう一つ、さらに強化する考えとしては」と呼ぶ者あり）

今後の。（「今後のことを」と呼ぶ者あり）

現在の状況で、週1回、午前中に来ていただいております。その中で、職員の問題点とか、整理すべき点、相談すべき点をまとめておりまして、その日にやっていただくということをしております。

また、4月の異動後には、新採についても指導員から研修をしてもらったりというようなことで、職員の研修的な教育にもかかわっていただいております。

日程としましては、今のところ、現在の週1回でよろしいのではないかと考えております。

国松敏昭委員

それでは、これ、要望ですけど、当然、一生懸命、いろんな形でそういう専門家に来ていただいて、やっているということでございますが、さらなる強化をするために、例えば、角度を変えた、現実問題として、徴収と一緒に同行できるような、そういう形の人も雇うとか。

例えばそういう、さらなる徴収率のアップ、また、中身について、きちっと指導できる、今後も、滞納者がまた滞納者とならないような、二度とならないような、そういう指導も踏

まえて、何かそこに工夫して、さらなる強化、もしくは徴収率アップを図っていただきたいということだけ申し上げておきます。

終わります。

西依義規委員

112ページの家屋全棟調査業務についてですけど、この事業、以前もされたのか。

そのときの状況と今回の状況とどう違うのか。

担当課としてこの事業をどういうふうに評価されているのか。

青木博美税務課長

この全棟調査事業は、鳥栖市は初めて行っております。

一番の目的というのは、金額の面もございしますが、適正公平な課税ということで、通常いろんな調査をしてまいりますけれども、課税漏れとか、解体されていたのに、そのまま課税をされているというようなものがやはりどうしてもあります。この調査によって、現在の課税状況と実態を合わせまして、適正な課税をするためというのが一番の目的になっております。

今回、調査をいたしまして、先ほど報告いたしました、平成29年度で税額として2,400万円ぐらい上がっております。

総事業費として1億2,700万円かかっておりますけれども、その分についても、6年ぐらいで元は取るといいますか、税額に見合うようになりますので、一番大きな目的というのは、やっぱり適正公平な課税ということで考えております。

今後につきましては、まだ将来的にいつということまでは考えておりません。

西依義規委員

でも、違う見方をすれば、この調査をしない限り、適正公平な課税ができなかったっていうことなんですよ。

常日ごろから公平で適正な課税を行うような取り組みっていうのは、されていないんですか。

青木博美税務課長

新築物件につきましては、消防署から資料をいただきまして、新たな建築確認の資料から、課税をいたしております。

ただ、課税漏れというのはどうしても、建築確認が要らないような増築部分とか、そういったものはどうしてもございますので、その点については、やはり通常の事務だけでは漏れてしまうという部分はございます。

西依義規委員

これ、見方によっては、2,400万円ぐらいの税収がふえたんで、よかったよかったと思いきや、ひょっとすると、今までで初めて調査したのであれば、相当な額の税収減をそのままにしていたということに……、これ、さかのぼるんですか、何十年も。

青木博美税務課長

調査後の課税にしかありませんので、さかのぼるということはいたしません。

西依義規委員

ということは、だから、これからの将来的な部分ではプラスですよ。でも、これまでの、その増築部分が築20年ぐらいだったと、だったら20年間は放置したっていうことですよね。

青木博美税務課長

確かにおっしゃるとおりで、今までうちが把握できなかった部分については課税はできておりません。

西依義規委員

いや、それが全部、税務課の仕事とは僕は思いませんが、もちろん、何でもかんでも税金取っていくっていう、市民の方からすればわからんほうがいいんでしょうけど、もし、いつまた全棟調査をするかわからないのであれば、1回するのに1億2,000万円もかかるんですから、何か例えば、200万円とか300万円ぐらいでも普通に通常からできるような事業とか他市がもしされているのであれば、そういったものもしないと、また10年後、20年後にまた1億円ぐらいかけてこういうことになるんですけど、今後についてをちょっと聞いていいですか。

今後について、これでやるのか、もっと違う方法があるのか、今、空撮もあるんでしょうけど、いろいろするのか。

青木博美税務課長

今回は、大規模な調査になっておりますけれども、これまでも一応、3年に1度は航空写真を撮りまして、それでの比較ということでやってきております。

ただ、どうしても目視になりますので、それでは小さい部分とか、把握しきれない部分はあると思いますけれども、そういった写真とかを使いながら、できるだけ把握し、きちんと課税をしていきたいと思っております。

西依義規委員

じゃあ参考までに、3年の1回で大体幾らぐらいの増収なんですか。

佐々木利博税務課長補佐兼固定資産税係長

家屋の分、まず、ちょっと訂正させてもらいたいのが、今回、全棟調査を行ったことによって、家屋の概形図ということで、図面が書かれました。

それで、それに航空写真を合わせていますので、今、この家屋がここにありますが、今回の調査で初めてわかるようになりました。

今後は航空写真、3年に1回撮っていますので、それと今回の家屋の概形図を目視しながら、ふえているところとか減っているところとかを3年に一度確認して、課税をしていこうと思っておりますので、今後については、このような大規模な調査ではなくて、航空写真をもとに、3年に1度調査をするという方向で進んでいこうかと思っております。

以上です。（「わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

ちょっと関連で教えていただきたいんですけど、今、西依委員が言ったこの調査以前で、例えば課税をされていなかった方とかが、調査後からの対象になるということで、前のほうはいただかないという認識をしたんですけど。

ただ、これ、地方税法上は、そういうふうなものは、未納欠損、もう完全になくなってしまふような、税金にしてもいいっていうふうになっているんですか。

地方税法があるじゃないですか、大体税収というのは、地方税法に基づいて全部徴収をされていると思うんですけど、固定資産関係の税金というのは、調査以前の税金は取らなくてもいいっていうような法律になっているんですか。ちょっと教えていただきたいんですけど。

青木博美税務課長

法的には、5年間、税更正でさかのぼることはできます。

うちのほうが調査できていなかったということで、状況把握して、翌年度課税からということで、うちはさせていただいております。

樋口伸一郎委員

ということは、税法上は5年間さかのぼって、追徴課税じゃないですけど、いただくようになっているっていう法律だけど、鳥栖市独自として、その調査以前の把握はできていなかったのでもういただかないというような、独自の裁量で、もういただかないという決定をされたということでいいんですか。

青木博美税務課長

そのとおりでございます。（「よかです。理解しました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、続いて、資料133ページまで飛んでよかとかな。資料133ページ、134ページ、それか

ら、飛びまして、145ページ、146ページ。その2ページでいいですか、担当としては。

先ほど言いました資料133ページ、134ページ、並びに145ページ、146ページ。後期高齢者医療関係と、それから、国民年金事務取扱費等のところについて、質疑があればお願いします。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、続いて資料153ページから160ページまでかな。（「160までです」と呼ぶ者あり）（「最後までっちゅうことね」と呼ぶ者あり）資料の153ページから160ページまでです。環境対策課関係分についての質疑をお願いします。

柴藤泰輔委員

主要施策の成果の説明書の44ページでお願いいたします。資源物回収量（資源物広場・町区コンテナ収集）で紙布類、瓶類、空き缶類等は年々減っていますが、減った要因ってどう分析されているんでしょうか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

やはり資源物広場が市役所から衛生処理場のほうに移ったということで、やはり量的に3割ぐらいの減少にはなっていると。

比較しますと、ほとんどが町区と資源物広場が大体半分ぐらいの資源物の回収をしておりますんで、そのうちの資源物広場のほうがやはり3割も減るとなると、年々やっぱりその辺が減ってきておるとというのが今の状況であろうというふうには考えております。

柴藤泰輔委員

資源物広場が減っているということは、ほかにどっか捨てているんですかね。例えば、余り……、言っているのか、コンビニのごみ捨てとか、そういうのに結構捨てている人も見かけますんで、そういうのもやっぱりふえてきているんですかね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

資料で見ていただきますと、特に紙布類というのがやはり大きく減っておるということでございます。

これについては私どもも、溶融資源化センターに、じゃあ可燃ごみとして入っているかということでちょっと調べてみていますけれども、極端にふえていることはない。どちらかというと、可燃ごみも今のところ減っておる状態でございます、1日1人当たりの排出量については減っておるということで。

もう一つ考えられるのが、やっぱり民間の廃品回収じゃないですけども、例えば、そこ

にもありますけれども、ボックスを設置しておるようなケースが、旭地区とか古賀町にもありますし、そこのショッピングセンターにもあるというようなことで、そういういろんなチャンネルを使って収集がされておると。

あともう一つ、ちり紙交換も民間のほうでされておるといようなことで、そちらのほうは、これは聞き取りをしておりますけれども、そうした中では、やはり前年比でいくとふえておるような状況でございますんで、全部が全部可燃ごみとして出ているということでは考えておりません。

ただ、それは若干、そういうふうなものとして、やっぱり可燃ごみとして出すようなケースもあろうかと思えますんで、その辺については、今後、うちとしても対策をとっていきたいというふうに考えております。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、いかがですか。

成富牧男委員

前、委員会でも言いましたけど、156ページ塵芥収集、生ごみ収集はここでいいのかな、塵芥収集運搬委託料。

前言ったように、自分の家の前にずっと置いておられるところも回収されるし、まとめて集積場を設けたところで、その指定ですよ、その地域の指定場まで持っていけないか、ところも、2つありますよね。そういった中で、そういうスペースがないところもありましょう。まず、理由ば言ってください。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

もともとは個別回収をしておったというのが、鳥栖市のごみ収集の歴史の中では、最初はそういうふうな回収をしておったと。

それを、指定ごみ袋等になるときぐらいから、拠点回収ということで、何世帯かで集めて出してくださいというふうなお願いをして、今のような状態になっておると。

その中で、やはり、今議員おっしゃられたように、場所がなくて、もうそのまま家の前に置かれておる部分とか、それとか、住民の方がどうしても嫌だというような場合に、そうして置いておるといようなこともあります。

うちとしては、可燃ごみが置かれておる分については、収集をしなくちゃいけないということもありまして、現在はそうしたものがないようには、できるだけ集めてくださいといようなお願いをしておると。

しかしながら、また一方では、場所の問題とか、そうした住民の皆さんの意識の問題とか、まだ個別のところでは1個だけ置いてあるようなところも現状としてはあります。

成富牧男委員

基本的には、それぞれの区長さんをお願いしてあるっちゃうことでしょう、大体どこに置くかっていうのは。

それで、そういう個別のところは、一応区長さんにはそういうお話をされるけれども、そげん言うたっちゃ、なかですもんねっちゃう話ですか。

それも、もっと細かく見ると、黄色い網ばかぶせて、何軒か集めちゃるところもあるですたいね、鎗田町なんか、私よく通りますけど。

そこんところは、もう少しまとめるっていう、実情はどうなのかを、それこそさっきの話じゃないけど、実はこんな大変なんですよっちゃう話も含めてで結構ですから、教えてください。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今、個別になっているところを、じゃあまとめてくださいというような、実際をお願いを具体的に区長さんあたりにしていることは、今はちょっとありません。

ただ、今発生する分については、当然、まとめてくださいであつたりとか、新たなごみ収集の場所を、場所自体を設置してくださいというような指導といいますか、お願いをしておると。

だから、集合住宅等については、かなり、10個以上あれば、どこかにごみ置き場をつくってくださいとか、そういうふうなことで、お願いをしておるとというのが実態でございます。

やはり、個別になった理由というのもさまざまで、そのときよかと言われたというようなお話もありますし、その辺というのは、うちのほうも10年も20年も前のことでは、なかなかわからないんですけれども、そうしたお願いは今後もやっていかないかんというふうなことでは思っておるということでございます。

成富牧男委員

例えば、この運搬委託料の算出、どういう算出をするんですか。やっぱり手間がかかりますよね、一つ一つやれば。それは算出に影響しますか、委託料の多寡に。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

歳出については、その収集箇所については、今のところは影響といいますか、算定はしていない、収集台数とその人件費の分とか、そういう部分で算定をしております。

それで、収集箇所については、ルート上に設置をしてもらうのが大原則でございます。新たなルートをつくってとかになれば、そういうことも考えられますけど、今のところは、基本的にはルート上での設置ということをお願いをしておるということでございます。

成富牧男委員

委託料には、個別に置いてあるからといって、それがプラスにはね返ったりということはないということですね。

それで、ちょっとこれ、私の実感っちゅうか、いろいろ、幾つかあります。高齢化に絡む問題もあります。

基本的にはやっぱり、田舎、私のところもそうですけど、そういうスペースがたまたまあるものですから、そこまで持っていくますよね。私が計ったら、100メートル、幾らやったかな、私のところからでもそれぐらいありますね。それで、似たような人はあるんですよ、ほかにも。鳥栖市全体で言ったらいっぱいあると思います。

それで今後、さっき言われたように、なるべくまとめるっていう努力もそうですけど、あわせて、実は自分たちで、手出しでちゃんとステーション収集、そこでまとめてできるように、木工、自分で日曜大工のごたっ感でしたりしているんですよ。私の近くにも、そういう形で2カ所つくりました。今の、さばけた人、班長さんがおると、そういうふうになります。

なりますけど、何か、片一方で個別があって、片一方はそういうふうに集積して、なおかつ、古くなった、うちの場合は、金具でこうした、ちゃんとしたやつじゃないんですよ、木工、木でやっ取るものだから。そこら辺の、木でもそうですね。

それから、そういうちゃんとしたやつ、金属製のものもそうですけど、何かちょっと、大変ですねみたいなのが、私はあってしかるべきじゃなかろうかっていう気がしますので、どう思われますか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

1つは、当然、高齢化社会でという問題がありまして、それについては、社会福祉課と今、お話をいたしております。

なかなか、これは前回も委員会の中でお話をいたしましたけれども、ふれあい収集をやりたいというのは思っております。

それで、社会福祉課のほうと話をして、障害者であったりとか、高齢で介護を受けられている方、じゃあ、どういう方を対象にというのを設定をしていきたいというふうなのが、1つの収集の方法であると。

もう一点の、単に個別に出してあると、何の理由もなくといいますか、いろんな理由があるかもしれませんが。そうした課題については、今後できれば、うちとしては、全体的な政策じゃないですけど、そうしたものをできるだけやはり平等にしたいということがありますんで、例えば、ごみ箱設置について補助をするから10世帯まとめてとか、5世帯まとめてくださいとか、そういうことができないかというのは、私どもでも考えはしておると。

しかしながら、やはり財源をじゃあどうするかというのは今のところありまして、そうした工夫をやりたいというのは、常々思っております。

だから、最終的には、そうした集約化を図りながら、ごみを出せない方については、個別の収集ができないかと、あわせて検討をさせていただきたいというふうに考えております。

成富牧男委員

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ほか。

西依義規委員

成富議員にちょっと関連で、ごみ収集で、例えば、本通町とか大正町が夜出されていますよね、夜出されて、かごみたいにして、朝。

それで、鳥栖工業生とか、朝ざあつと行くのに、ごみがだあつと載っていると。

その環境が、もちろんきれいな環境ではないんですけど、そういうのは、何か対策みたいなものはあるんですか。

それとも、1回考えたけれども、やっぱりだめだったっていうのがあるんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

基本的には、本通町は、事業所からのごみと、一緒にお住まいの方には、家庭も出ていると。

今のうちの条例の中では、ごみは、事業所も出してはいいんですけども、基本的には1日10キロまでということをお願いをしています。

だから、事業所の方で大量に出しているところについては、事業系の廃棄物と一般廃棄物として、そうした収集業者に、許可業者に頼んでくださいというような指導を行っている。

それで、あそこに出ている分については、その辺が結構、グレーゾーンのところが多いまして、うちとしては、まず、そうした大量に出ている分については、事業系として、許可業者のほうで収集を別にやってくださいというのが基本的なところです。

許可業者であれば、随時、いつでもいいというようなことになりますんで、夜であろうが朝であろうがいいと。

うちのほうも、あそこだけのエリアを夜間するとなると当然、収集料金にはね返ってくるということで、もともと事業系のごみは、そういうふうに許可業者にできるだけお願いしているのに、じゃあその分に割り増しして収集代金を払う、ちょっと計算すると倍ぐらいになると、夜間手当等々なりますと、やはり。だから、そういうお金を使うのがどうかという部分があります。

しかし、まちをきれいにという観点からいくと、目抜き通りですんで、そうしたことも必要ではないかというようなことで。

結論から言いますと、今のところ、その辺は、私どもとしても悩ましいところでありますけれども、できるだけ事業系については、許可業者のほうにお願いをしたいというふうに、どうしても朝、あそこに住んでいない方については出さないで、もう夜出してしまうというのがありますんで、そういうふうな状況でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

ないですか。

〔発言する者なし〕

すいません、1点よかですか。

158ページのコンテナ収集・美化活動推進奨励金の分、これ、前回もちょっと聞いたんですけれども、1世帯当たり240円。それで、何で世帯割なのかというのが1つちょっとあるのと、それから、一生懸命やっているところも、あんまりやっていないところも、全区に配付されているのか。

要は、やっていない区とかいうのはあるのかどうかということと、入り口は、その自治体の、要はもう区長さんなら区長さん等になっているのか。例えば、婦人会とか老人クラブで一生懸命やっていらっしゃるところについては、直接そっちに行くのか、区を通していくのかっていうところ、ちょっと教えてほしいなど。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

コンテナ収集、世帯割で240円をお出ししている分については、そもそもは、ごみがそうした指定ごみ袋になる前に、各世帯から100円ずつをもらっておったと、年間でいきますと1,200円と。そのうち240円、2割を区のほうに手数料としてやっていたと。

それが指定袋になりましたんで、そうしたごみの収集料を世帯から取らないということで、じゃあ、もう要らないのかといいますと、区としては、それは一つの区の財源ということで。

そうした中で、じゃあどうしようかということ、指定ごみ袋の管理であったりとか、見守りといいますか、監視していただくというようなことと、環境美化活動をしていただくということで、そのもともとの240円をそのまま補助金として、今のところお渡ししているのが状況です、1つは。

じゃあ、その補助金は、市としては当然、町区のほうにお渡しをしています。それで、実態としては、それを町区の活動費として使われているところもありますし、実際に立ち番として立っておられる方に手当てとしてお渡ししているようなこともあるというふうにお聞き

ただ、うちとしても、その行き先、使途については、詳細にお調べしたことはない。うちは、一括といいますか、もう世帯割で町区にお渡しをしているというのが実態でございます。

中川原豊志委員長

ほか、ございませんか。

それでは、一旦休憩します。

~~~~~

中川原豊志委員長

午前中の審査の折に、柴藤委員、また、国松委員ほうから資料の請求がございましたが、その準備ができましたので、まず、資料のほうを配付します。

では、資料の説明をお願いいたします。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず、収支決算書というのがございます。こちら、柴藤委員のほうから御請求のあったものでございますけれども、鳥栖市市民活動センターの平成28年度の事業の収支決算書でございまして、市民活動センターのほうから提出されたものの写しでございます。

収入といたしましては、まず、鳥栖市の市民活動センター運営事業費補助金といたしまして、今回、決算に上げております661万621円ということで上がっております。

それで、事業収益ということで、こちらに会議室等の使用料等が入ってまいります。こちらが19万1,438円となっております。

そのほか、平成28年度の事業費の中で、歳出のほう若干上回っておりまして、その分につきましては、繰入金ということで、市民活動ネットワークさんのほうからの事業費ということで5万4,726円が収入という形になってございまして、事業費の合計といたしましては685万6,785円になっております。

続きまして、支出ということで、人件費からそれぞれ区分ごとに金額がございすけれども、人件費が514万4,370円、センターの職員とそれを補いますアルバイトの人件費でございす。

あとは事務用品等の消耗品、これは印刷機のほうのチャージ料、印刷機の印刷製本費ということで、印刷費がついておりますので、パフォーマンスチャージ料ということで19万3,513円。

あと、定期購読紙等、書籍代として、7,452円。

あと、蛍光灯の交換ということで6万7,778円。

通信運搬費、電話、インターネット代等で10万2,764円。

それと、備品、施設等の賠償保険として7,600円。

あと、次が事業費ということで、毎年開催しております市民フェスタと各種事業、講座を行っておりますので、そういったものの開催費用といたしまして13万495円。

それと、研修、活動旅費ということで1万9,530円。

次に、使用料及び賃借料ということで、101万9,736円。こちらのほうは、あちらの場所の施設使用料とコピー機、あとは印刷機のリース代等でございます。

あとは、メールボックスということで、市民活動団体さんのお使いいただいておりますメールボックスの購入ということで4,705円を計上して、合計の685万6,785円ということになってございます。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員長**

ありがとうございます。

この件につきまして、わかりにくい点、質問等ございましたら、お受けします。

#### **柴藤泰輔委員**

資料提供、ありがとうございました。

何点かあるんですけども、施設使用料は1カ月幾らだったですか。

#### **宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

施設使用料ということで掲げておりますものが、その場所代といいますか、あちらのほうの部屋代につきましては、ダイワリースさんのほうから無償で提供いただいているところで

ございまして、この分につきましては、光熱水費等の相当額ということで一月当たり5万6,000円ということで定額でお支払いをしているところ、プラス消費税でございまして、済みません。

**柴藤泰輔委員**

わかりました。

それで、これ、補助金の約80%がこの人件費に入っていますけど、平成28年度中で何か備品の要望とか、そういうのはなかったでしょうか、センターのほうから。

**天野昭子市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長**

平成28年度の備品の市民活動センターからの要望につきましては、デスクトップパソコンとメールボックス、あと暖房器具の要望がっております。

**柴藤泰輔委員**

その要望に対して、何か補助というか、そういうのはなかったんですか。その暖房器具とかが要望があったということですが、それに対する答えは、どういう回答されたんですか、センターに。

**中川原豊志委員長**

要望に対する、「対応というか」と呼ぶ者あり）できたもの、できないもの。

**宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

平成28年度の要望につきましては、こちらのほうの補助金の算定からは、ちょっと市のほうで認めさせていただいていないというのが現状でございます。

**中川原豊志委員長**

いいですか。

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、続きまして、まちづくり推進協議会等の説明をお願いします。

**宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まず、まちづくり推進協議会及びまちづくり推進センターの経費等の資料を4種類御提出をいたしております。

まず、まちづくり推進協議会関係補助金の内訳ということで、資料がございまして、そちらから御説明させていただきます。

まちづくり推進協議会への一括補助金ということで、各地区にございます団体、交対協ですとか、体協ですとか、そういったところに、従前ありました補助金を一括して、こちらのほうでまとめてまち協のほうに交付をさせていただいているものでございます。

区分といたしまして、まず、ふれあいのまちづくり助成事業と交通安全活動助成事業、青少年健全育成助成事業、スポーツ振興助成事業、地区文化祭事業、まちづくり支援事業、まちづくりチャレンジ活動事業ということで掲げております。地区ごとの金額と合計ということで、こちらのほうに掲げているところでございます。

それと、下のほうの表になりますけれども、まちづくり補助金ということで、まちづくり推進計画策定に伴う補助金ということで掲げておりますのが10万円でございます。

弥生が丘地区でございますけれども、こちらにつきましては、平成28年度に地区のまちづくり推進計画の策定をいただきまして、その印刷製本等の費用ということで、こちらのほうを10万円交付いたしているところでございます。

続きまして、次のまちづくり推進センターのほうで支出をいたしております、これにつきましては、3種類提出しております。

まず、平成28年度まちづくり推進センター費の需用費ということで光熱水費、燃料費、印刷製本費の内訳のほうを掲げております。

左のほうがセンター名、分館があるところにつきましては2つ、分館もこちらのほうに分けて掲げているところでございます。

大きく光熱水費と燃料費、印刷製本費ということで、それぞれのセンターのそれぞれの区分ごとの表になってございます。

続きまして、資料2枚もの、まず、平成28年度まちづくり推進センターの講座、教室開催状況及び講師謝金等の一覧ということで掲げております。

こちらにつきましては、左のほうにセンター名、本館、分館の区分もしておりますけれども、それとセンターの主催事業の講座名と開催回数、参加者数ということで、一番右のほうにございますのが、その講座の開催に伴いまして講師の方にお支払いしております講師謝金ということで掲げているところでございます。

続きまして、4つ目でございますけれども、平成28年度放課後子ども教室開催状況及び講師謝金等の一覧ということで、こちらはこの左のほうにまちづくり推進センターのセンター名と講座の内容、開催回数、参加者数と講師への謝金の額ということで、それぞれ地区ごとに分けて記しているものでございます。

以上でございます。

**中川原豊志委員長**

ありがとうございました。

では、質問等ありましたら、お願いします。

**国松敏昭委員**



資料、ありがとうございました、出していただいて。

この数字見てどうのこうのじゃなくて、ちょっと教えてほしいんですけど、2枚目、ちょっと数字が少し変化があるのが、2カ所だけです。まちづくり推進センターの分館の電気料金と、それから、麓まちづくり推進センターの13万円か。これがちょっと突出しているから、よかったら教えてほしいんですけど。

もっと言いますと、まちづくり推進センター分館が、電気料金が跳ね上がっているですね。単純比較できるかどうかわかりませんが、分館で。そうすると、麓まちづくり推進センターの13万円、重油。

この2点だけ、ちょっと教えてください。

#### **宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まず、田代まちづくり推進センターの分館の電気料といいますのが、こちら、150万円を超えるような金額になってございますけれども、それぞれの空調機器の設置年度等——済みません、私はちょっと設置年度はわかりませんが——機械によって古いものがなかなか冷やすのに時間がかかるといいますか、そういったところがある結果、こういった金額になっているものだと思っております。

それで、旧老人福祉センター等につきましては、居室だけでなく、その通路等も合わせて空調効いておりますもんですから、かなり総面積的にも広くなるものですから、額が高くなっているんだと考えているところでございます。

それと、麓のまちづくり推進センターの重油の13万円ということで、これも空調をしますんで、その電気だけのところもございまして、油を使って、ボイラーを回して、冷暖房をするというようなところもございまして、その分で、麓のほうは13万円ということで、重油が入っているものでございます。

以上です。（「ボイラーたいね、これね。燃料に重油を使うと」と呼ぶ者あり）

燃料に、はい。（「わかりました、終わります」と呼ぶ者あり）

#### **中川原豊志委員長**

ほかはよろしいですか。

#### **西依義規委員**

その下の旭まちづくり推進センターの灯油、重油が上がっていますが、今度、新しくなったら、この辺は減るんですか。

#### **宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

旭まちづくり推進センターにつきましては、今度は空調につきまして、それぞれ電気で行うようにしておりますので、この分につきましては、改修以降は出てこない形になってまい

ります。

#### **中川原豊志委員長**

ほか、よろしいですか。

#### **成富牧男委員**

平成28年度まちづくり推進協議会関係補助金の内訳で、まちづくり一括補助金、まずはこの性格、今までずっと金額を見たら、このスポーツ振興助成事業ところだけですかね、それぞれ特色があるのは。

そもそも、これはどういう趣旨で、本当はこのスポーツ振興助成事業みたいに、それぞれその特性に合ったような扱い方でいいですよっちゅう補助金だったんじゃないかと思いますが、そこんところも含めて、ところがこういうふうに……、もし、そうであれば、こういうふうにならん分ちゅうのは、担当から見てどうなのか、どういうふうを考えておられるのか。

以上です。

#### **宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まちづくり一括補助金の中で、スポーツ振興助成事業のみ金額にばらつきがございますが、その積算につきまして、そのほかの補助金につきましては、各地区定額ということで従前からありましたものを、その要綱に基づきまして、こちらのほうの算定に入れております。

スポーツ振興助成事業のみ、その人口割という算定の中に積算の根拠が入っております、それで額が各地区につきましてばらつきがあるという形になってございます。

#### **成富牧男委員**

ということは、ちょっと私、勘違いしていた、補助金の、言うなら算定根拠、内訳がこれやけど、決算は、もう大体出したしこ使ってもらいよるっちゅう感じですか。

#### **宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

各地区とも、決算につきましては、補助金の額というのをそれぞれ使っているという形になっております。

#### **成富牧男委員**

全然、1回目のときに答えがなかったけど、この一括にした趣旨ですたいね、それは、ばらばらよりも役所としては、まとまってぼんとやったほうが、それとお互い、いろんな費目ごとにすると、ちょっといろいろな意味で大変だっているのもあるんでしょうけど、趣旨としては、さっき言ったように、そこそ自分のところの地区の特性に合わせて、極端に言えば、算定はそういう算定されたとしても、言うならば、決算に当たる部分はばらばらでもいいとかいう、私、最初質問するときに、もう決算と勘違いして言いよったけど、決算状況と

というのは、これと大分異なるんですか。やっぱり決算もこれですか。

本来の趣旨は、ばらばらでいいんじゃないかなってというのが質問の趣旨です。

#### **宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

この補助金、自由度があるというところにつきましては、今、掲げておりますそれぞれの事業の事業費の中から、ほかの事業のほうにお使いいただくことが可能だと、このままお使いいただかなくてもっていうような形で、算定はそうなんですけれども、決算につきましても同じような形で上がっているところでございます。

#### **成富牧男委員**

だから、趣旨としては、結果、決算は、ある意味これ、内訳ですよ、ここに書いてあるように。

内訳で、一応、基準としては、さっきに言いよんしゃったごと、かつてのそれぞれの補助金の金額の積み上げでやっとなるけど――積み上げっちゃうか合計はね、でやっとなるけど、例えば、ふれあいのまちづくりも、それぞれ地区ごとにでこぼこがあって、全体としてこの鳥栖地区の103万3,100円とか、そういうふうに、そこは動かんけど、中身はいろいろ、でこぼこ、それぞれあっていいとよってというのが趣旨じゃないんですか。そういう使い方をしてもいいんですか。

#### **犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長**

この一括補助金につきましては、それぞれの地区の実情に応じて、実際、使途っていうのはもう少し柔軟に行っていただいて結構でございます、その範囲につきましては、一定その3割の範囲で、流用といいますか、そういったのを認めているというふうな制度になっております。

実際、まだまだ各地区とも流用を使われるまでには、十分、話し合いの熟度といいますか、そういったところはまだ進んでいないといった状況でございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

わかりました。

#### **西依義規委員**

流用、十分わかるんですけど、スポーツ振興の助成がこういうふうに積算できるのであれば、もうほかのやつも積算していただいたほうがいいんじゃないかなと。例えば、ふれあいのまちづくり助成事業だったら、高齢者の数掛ける幾らとか、交通だったら、交通指導員の数かけ幾らとか。普通に使うに応じて、市のほうで計算されたら、もうそれで。

あと、本当に予備費的なものを、残った例えば10万円とか20万円を出したほうが、実際そ

の地区の利用度合いが自由になると思うんですけど。これ実際、まちづくり推進協議会が使っているのは、一番下のまちづくりチャレンジ活動事業30万円しか多分、使っていないんですよ。

だから、30万円で何をしろという話が、もう究極のところはあるんで、もし、もっともっと広げていきたいのであれば、もうちょっと予算をつけるなり、ほかのが減らされないなら、もうちょっと30万円を50万円にするなりせんと、僕は一向に変わらないと思うんで。

#### **中川原豊志委員長**

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、資料の説明を終わります。

あと、全体を通して、平成28年度の一般会計の決算に当たり、再度、質問忘れ等がありましたら、お受けをいたします。

#### **西依義規委員**

市民活動センターの運営費の収支決算を出していただいたんですよ。

ぜひ、こういうのがまちづくり推進センターごとであると、ああ、あそこはこういうふうに関書購入に使っているんだとか、あそこは事務費は意外と節約されているとかかわかると思うんで。

本来、センター単独のこういう収支決算書が、別にお財布は関係なしに、使っているところがしっかりとすべきかなと思うんで、多分、木とか多いところは伐採費がえらいかかるし、かからんところはかからんというふうに、出されたほうがいいんじゃないかなと思います。要望です。

#### **中川原豊志委員長**

1点だけよかですか。

関連なんですけど、各まちづくり推進センターの決算書、例えば僕だったら、旭とかを見させてもらったとばってん、決算書を見ると、ぴったり合わしんさるとですね、決算書は。あれは何か理由があるとですか。

例えばいろんな、ここで言うふれあいの事業とかをされる中で、決算書、まち協で見ると、決算書ぴったり0まで合わせたような決算書ばつくりなさるとばってん、その辺はなんか理由があるとですか。それとも、たまたまそうなるととですか。

#### **犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長**

まちづくり推進協議会の決算書につきましては、最初、うちのほうからの補助金を交付いたしておりますところでございまして、それぞれふれあいのまちづくり助成事業であるとか、

それで、このふれあいのまちづくり事業、交通安全青少年スポーツ振興につきましては、それぞれ団体、地区社協であったりとか、交通対策協議会であるとか、青少年育成会議であるとか、体協であるとか、そういったところに補助金を交付しておりまして、その団体ともそれぞれ独自の財源をお持ちで、全体の事業費の中に補助金を1つの財源として活用されているというところがあります。

以上でございます。

わかりました、よかです。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、一般会計関係の質疑を終わります。



暫時休憩します。



再開します。

– 195 –

## 中川原豊志委員長

次に、議案乙第27号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題とします。

執行部の説明をお願いします。

## 吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました議案乙第27号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について御説明をいたします。

歳入でございます。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税及び目2. 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれ現年分と滞納繰越分があり、収入済額は、全体として平成27年度より約2,000万円、1.3%の減となっております。これは、被保険者数が減少したことにより減収となっております。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金につきましては、国保財政の基盤の確立と事業の健全な運営に資するため、一般被保険者分の療養給付費等に要する費用及び後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用について、国が100分の32の定率で負担するものでございます。

同じく、項1. 国庫負担金の目2. 高額医療費共同事業負担金につきましては、高額な医療の発生による市町村国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象にして、市町村が一定割合で拠出金を出し合い、国及び都道府県の支援を受けて、高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付する高額医療費共同事業に対する国の負担金であります。

なお、この高額医療費共同事業の負担金は、国4分の1、都道府県4分の1、市町村2分の1となっております。

また、事業は都道府県を単位として、国保連合会において実施されております。

次に、項2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金のうち、節1. 普通調整交付金につきましては、全国の市町村間の医療費水準や所得水準の格差による財政力の不均衡を調整するために、また、節2. 特別調整交付金につきましては、普通調整交付金の画一的な算定方法では措置できない特別な事情を考慮して国が交付するものでございます。

次に、款4. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 高額医療費共同事業負担金につきましては、先ほど国庫負担金のところで御説明いたしました高額医療費共同事業に対する県の負担金であり、県の負担率は4分の1となっております。

同じく、県支出金の項 2. 県補助金、目 1. 財政調整交付金のうち、節 1. 1 種調整交付金につきましては、市町村国保の財政を調整するために、主に療養給付費等に充てられ、また、節 2. 2 種調整交付金につきましては、市が実施する人間ドック、脳ドック診査事業等の保健事業などの経費に充てられるものでございます。

次に、款 5. 療養給付費交付金につきましては、退職者医療制度に基づき、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

款 6. 前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳の方を対象とした被用者保険と国民健康保険間の医療費負担の不均衡を調整するための前期高齢者医療制度に基づくものであり、鳥栖市の国民健康保険の前期高齢者の加入率が全国平均より高いことから、支払基金から交付されるものでございます。

次に、款 7. 共同事業交付金、項 1. 共同事業交付金、目 1. 高額医療費共同事業交付金につきましては、国庫負担金、県負担金のところで御説明いたしました高額医療費共同事業に基づきまして、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費を対象に 80 万円を超える部分の 100 分の 59 が国保連合会から交付されるものでございます。

同じく、項 1. 共同事業交付金の目 2. 保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村国保の財政の格差を調整して均衡を図るため、市町村が一定割合で拠出金を出し合い、レセプト 1 件当たり 80 万円までの医療費を対象として 100 分の 59 が国保連合会から交付されるものでございます。

次に、款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、国保事務にかかわる人件費や事務費に係る経費を繰り入れするものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する国保税の軽減相当分を県 4 分の 3、市 4 分の 1 の負担割合で補填するための保険税軽減分の繰り入れ及び保険税軽減の対象となりました一般被保険者数に応じて保険税の一定割合を国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1 の負担割合で補填する保険者支援分の繰り入れからなっております。

出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金に要した経費の 3 分の 2 を繰り入れするものでございます。

財政安定化支援事業繰入金は、低所得者が多い、病床数が多い、高齢者が多いなど、保険者の責めに帰することができない特別な事情に着目し繰り入れするもので、国の財政措置が講じられております子どもの医療費助成事業繰入金は、子どもの医療費助成の実施による国保財政への影響分を補填するための繰入金でございます。

また、その他一般会計繰入金につきましては、累積赤字を解消するための繰入金でございます。

次に、項 2. 基金繰入金は累積赤字解消のための繰入金 1 億円を決算時までの間、一時的に基金に積み立てたものを決算時に繰り入れるものとございます。

款 11. 諸収入、項 3. 雑入、目 2. 一般被保険者第三者納付金及び目 3. 退職被保険者等第三者納付金につきましては、交通事故等に係る 29 件の第三者行為による納付金でございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

次に、歳出について説明をします。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の節 2. 給料から節 4. 共済費までは、国保業務に従事する職員 7 名分の人件費でございます。

節 13. 委託料の第三者行為求償事務委託料につきましては、交通事故など第三者の行為によって生じた保険給付につきまして、損害賠償金の請求及び受領の事務を国保連合会へ委託して行うものとございます。

また、共同電算処理業務委託料は、医療機関からレセプトの例月処理や被保険者の資格異動処理などの業務を国保連合会に委託しているものとございます。

目 3. 医療費適正化特別対策事業費のうち、節 13. 委託料のレセプト点検業務委託料につきましては、療養給付費の適正化を図るため、請求内容に疑義のあるレセプトについて縦覧点検などの 2 次点検業務を委託して実施し、再審査請求を行うものとございます。

次に、項 2. 徴税費、目 1. 賦課徴収費のうち、節 7. 賃金につきましては、国保税滞納整理のための臨時職員の賃金でございます。

節 12. 役務費につきましては、納税通知、督促状などの郵送料でございます。

節 28. 繰出金につきましては、コンビニ収納の経費など一般会計で支出した経費の一部を一般会計に繰り出すものとございます。

次に、項 3. 運営協議会費につきましては、国民健康保険の運営に関し、必要な意見交換や審議を行います鳥栖市国民健康保険運営協議会の運営経費でございます。

次に、款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費、目 1. 一般被保険者療養給付費及び目 2. 退職被保険者等療養給付金につきましては、一般被保険者、退職被保険者等が医療機関の窓口で自己負担分を払った残りの医療費分を保険者が支払う額でございます。現物給付でございます。

次に、目 3. 一般被保険者療養費及び目 4. 退職被保険者等療養費は、柔道整復師による施術や医師が必要と認めたコルセットなどの治療用具の経費などに対する保険者の支払い額であり、現金給付分でございます。

目 5. 審査支払手数料につきましては、レセプトや柔道整復施術療養費支給申請書の 1 次



審査や保険医療機関への支払い事務を国保連合会へ代行させるものでございます。

次に、項 2. 高額療養費、目 1. 一般被保険者高額療養費と、目 2. 退職被保険者等高額療養費につきましては、1 カ月に医療機関の窓口で支払った一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合、被保険者に対し、高額療養費を支給するものでございます。

次に、項 4. 出産育児諸費、目 1. 出産育児一時金につきましては、被保険者に出産 1 人につき 42 万円を支給する出産育児一時金に要する経費であり、支給実績としては 59 件でございました。

次に、項 5. 葬祭費、目 1. 葬祭諸費、目 1. 葬祭費につきましては、被保険者の死亡により、1 人につき 3 万円を葬祭を行った者に支給するものであり、支給実績としては 78 件でございました。

次に、款 3. 後期高齢者支援金等、項 1. 後期高齢者支援金等、目 1. 後期高齢者支援金及び目 2. 後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、支払基金へ拠出したします後期高齢者支援金及び病床転換支援金、並びに事務費でございます。

次に、款 4. 前期高齢者納付金等、項 1. 前期高齢者納付金等、目 1. 前期高齢者納付金及びその下の目 2. 前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、支払基金へ拠出したします前期高齢者納付金及び関係事務費でございます。

款 6. 介護納付金につきましては、介護の給付及び予防給付に要する費用に充てるため、40 歳から 64 歳の介護保険第 2 号被保険者に係る保険料相当額を各保険者が支払基金に納付するものでございます。

次に、款 7. 共同事業拠出金、項 1. 共同事業拠出金、目 1. 高額医療費共同事業拠出金につきましては、歳入の国県支出金のところで御説明いたしました高額医療費共同事業の原資といたしまして、国保連合会に拠出するものでございます。

目 2. 保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、歳入のところで御説明いたしました保険財政共同安定化事業の原資といたしまして、国保連合会に拠出するものでございます。

次に、款 8. 保健事業費、項 1. 特定健康診査等事業費につきましては、平成 20 年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40 歳から 74 歳の被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施することが医療保険者に義務づけられまして、これらの事業の実施に要する経費でございます。

主なものといたしましては、節 7. 賃金につきましては、集団特定健康診査及び特定保健指導、また、未受診者への訪問受診勧奨などに係る保健師、看護師などの資格を持つ臨時職員の賃金でございます。

節 13. 委託料のうち、特定健康診査委託料につきましては、特定健康診査の個別健診及び

集団健診を県医師会へ委託するものでございます。

次に、項 2．保健事業費、目 1．保健衛生普及費のうち、節12．役務費につきましては、医療費通知及び後発医薬品差額通知の郵送料でございます。

節13．委託料につきましては、後発医薬品差額通知の作成を国保連合会へ委託しているものでございます。

次に、目 2．療養費、節19．負担金、補助及び交付金のはり・きゅう助成金につきましては、被保険者の健康づくり事業といたしまして、はり・きゅう施術 1 回につき1,000円を助成するものでございます。

目 3．健康推進事業費のうち、節 7．賃金につきましては、訪問指導における看護師等の賃金でございます。

節13．委託料につきましては、疾病の早期発見、早期予防のため、人間ドック、脳ドックの委託料でございます。

節28．繰出金につきましては、健康増進課等で実施する保健事業の経費など一般会計で支出した経費の一部を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、款 9．基金積立金につきましては、累積赤字解消のための繰入金 1 億円を決算時までの間、一時的に基金に積み立てたものでございます。

款11．諸支出金、項 1．償還金及び還付加算金のうち、目 3．償還金の国庫負担金等返還金につきましては、平成27年度に国から概算交付された療養給付費負担金などの交付額の精算により返還するものでございます。

次に、款12．前年度繰上充用金、項 1．前年度繰上充用金、目 1．前年度繰上充用金につきましては、平成27年度決算に伴う赤字分を平成28年度予算から繰上充用いたしまして補填したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

#### **中川原豊志委員長**

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **成富牧男委員**

まず簡単なやつ、主要施策の成果の説明書の96ページの効果の欄ですけど、さっき説明の中にもありましたが、被保険者数が減っていますよね、平成27年度から比べて。それから、ずっと減少傾向にありますね。さっき、減少しているからって言われたんですけども、減少した理由を教えてくださいたいというのが 1 つ。

それと、あと1つは、一般会計からの繰入金の話になると思いますけど、例えば、決算書の257ページですかね、繰入金。

これまでの本会議での一般質問とかの質疑を聞いておりますと、県でこの国保は一本化されたときに、今の調子であれば、私はもう上がらざるを得ないんじゃないかと。まだ確定していないということですけど、仮に上がったとしたときに、一般会計からの繰り入れを上げないためにされるのかされないのか。

私の今までの本会議の場での話では、下げるためっちゃうか、維持するために、今の保険料の水準を維持するために、新たにお金を入れることはしませんっていうふうに言われたように記憶しているんですけど、そこんところをお尋ねします。どうなのか、実際。

#### 吉田秀利国保年金課長

まず、被保険者の動向でございます。国保の被保険者は、鳥栖市に限らず全国的に減少傾向でございます。

この理由といたしましては、高齢化が進み、75歳以上になれば、後期高齢者医療保険のほうに移りますので、そういった方が非常に多く、それに比べまして、加入者が少ないというふうなことで減少傾向にあるんじゃないかと考えているところでございます。

それから、2点目の広域化後、標準税率がもし上がった場合、一般会計からの繰り入れについてどうなのかっていう部分でございます。これは、もう一般質問で尼寺議員さんのほうから質問があったところでございます。

その回答といたしましては、標準税率が上がった場合については、一般会計からの繰り入れっていうことについては考えておりませんっていうような答弁をさせていただいているところでございます。

この点につきましては、まず、標準税率に合わせるものが原則というのが私どもの考えではございます。

もし、標準税率に合わせない場合、税率を引き上げない場合、当然、支払う納付金に対して不足額が生じるというようなことになります。それで、この不足額はこういった形で補填をするかという、一般会計からの法定外繰り入れっていう形でしかちょっと補填するやり方はないというふうなことで考えております。

まず、国の考え方といたしましては、税率を抑制するための法定外繰り入れというのは認めていないっていう、これは過去から今まででも同じようなことを国は言われております。

ただ、国につきましては、以前の分、広域化前につきましては、やはり構造的な問題等があることから、累積赤字を解消するための法定外繰り入れっていうのは、やむを得ないという考え方を示したところでございます。

広域化後につきましては、国のほうも3,400億円っていう公費の追加投費を行うということから、基本的に法定外繰り入れを認めないという方向性がございますので、また現時点で鳥栖市の広域化後の標準税率がどうなるかということがわからない現状の中で、現時点ではどうなるかわかりませんので、法定外繰り入れをしての税率の抑制ということについても考えておりませんっていうことでお答えをさせていただいたところでございます。

#### 成富牧男委員

赤字埋めるためやったらいいみたいな話でしたかね、今の話は。

ということは、ちょっともう少し簡単に言っていたきたいんですけど、もう一度言いますけど、まず、認識は、執行部もこういうふうと考えてあるんですよね、今のページに書いてあります。国保事業の運営は、他の医療保険に比べ高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的問題を抱えている。

これはもう、いつもそちらもそうだって言われている内容を書いてあると思いますけど、その後もずっと続いています。

こういう人たちが、今でも、払いたくても払えないっていう一定部分の人がおる中で、それが標準税率が上がって、ほったらかしたらどうなるかっていうのは目に見えていますよね。

これ、私も言っていますが、いずれみんな退職したらこっちに来るわけですね、社会保険の人も。

だから、そういうふうに言い切っているのか。

もう最後です。

そういうふうに法定外繰り入れをしない理由と、そして、してしまったら、例えばペナルティー、こういうのがありますよっていう、何かそこ、何でされないのかっちゃうのが、いま一つわからんですけど。したらいかんって言いよるからしないということですか。国の意向があるからしないということですか。

全国では、法定外繰り入れちゃうのは、もう例えば、鳥栖市でも最初、やらないということからやっているわけでしょう、実際。

#### 吉田秀利国保年金課長

まず、法定外繰り入れについての国の考え方というのは、先ほど申し上げましたように、国は現行の国保制度における構造的な問題として、低所得者が多いとか、高齢者が多いとか、そういったことから、公費の3,400億円を追加投入するというふうなことで、それをすることで、全国的に見ても、保険料は上がらないはずというようなことを全体の中で言われているかとは思いますが。

そういった中で、税率を抑制するための法定外繰り入れっていうのは、本来、全国の被保

険者の負担の公平性っていうものの考え方の中から、あくまでも国全体での決められた額で負担をしていただくことが公平性であるというような考え方があるということでございます。

それで、平成30年度からの鳥栖市の標準税率がどうなるかっていう部分が現時点では、公費3,400億円を投入された後の鳥栖市の税率がどうなるかわからないっていう状況の中でございますので、現時点では、国が示すの法定外繰り入れの方向性、そういったものに準じて考えていかなければならないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

だから、今、最後の答弁にあったように、現時点ではって言われるならまだわかるけど、最初の答弁は、現時点という言葉なかったんで、そこまで言い切られるなら、よほど入れたらいかんっていうのがあるのかなと。

国が保険者の自助努力、一般会計からの繰り入れ、そういうのも認めないっていう、だったら国保、どげんなるとかいなって話になるやないですか。そこんところ、今のごと、現時点ではっていうことですか。さっきとちょっと違うかなって、現時点ではいいんですけど。

#### **吉田秀利国保年金課長**

現時点ではというか、現状においてはっていうふうなことで御理解をいただきたいと思えます。

#### **成富牧男委員**

ちょっとしつこいようですが、えらいきっぱり入れんよって。上がっても入れんよでしょうが。よう言わっしゃるねって、単純に思ったんですよ、そこまで言い切られることが。

そうなんですか、鳥栖市の対応は。そげんしろってなっとつとですか。それをしてしまったら、例えば大きなペナルティーがあるのか、法律違反なのか、そこんところはどうか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

法的には、法定外繰り入れを認めないという法律は国のほうはつくらないというふうな形になっております。

ただ、この分につきましては、現時点で、法定外繰り入れを入れることで税率を下げている市町がございます。

そういったところに、そういうのをやめて、一気に標準税率に合わせて高くするというと、負担がかなり、一気に増加をするということから、そこは段階的に緩和して、数年後には法定外繰り入れをしないような形でっていうような指導もあっております。

そういったことから考えますと、現状では平成30年度からの分の税率がわからないという部分もございますし、国がそういう方向で考えているということですので、鳥栖市としても、

その方向で考えていきたいということでございます。

#### 成富牧男委員

だから、どうなるかわからんけど、上がってもしないということ、結局そういうことですよ、一般質問の答えもそうなっていますということで言われたと思います。

それで、国保の担当者としてですたい、何かいやでしょう、本当に、国に対してちょっとこれで……、現状があるわけでしょうが、大変な状況、もううちはちゃんと……、現状の認識は一緒ですから、私も一緒やし、さっきの話やったら、国もそげん言いよるって。その結論が違うじゃないですか。

そこんところについて、国への要望事項とかあればそれも含めて、率直なところ、また言うけど、さっき内川議員も言いよったごと、実はこうなんですよって、私たちも大変困ってるんですよみたいな話をされたらどうですか、そういうのはないんですか。

#### 吉田秀利国保年金課長

まず、国保の被保険者の税負担っていうのは、他の保険から比べても大きいと、低所得者や高齢者が多いという中で、負担が大きいというのは、十分私も認識しております。

そういった中で、当然、全国的な負担の公平性っていうことで、所得水準であつたり、医療費水準、そういったものを勘案して、被保険者の負担の公平性っていう考え方の中から、広域化後は税率等が計算されるっていうことになっております。

そういった中で、やはり税負担、当然、現行制度でも新しい制度でも医療費が高くなれば、公費も負担が高くなりますけれども、個人の税負担も高くなるというふうなことになっております。

当然、医療費は今のところ、徐々にですけれども全国的に上昇しているというふうなことでございます。極端な話、今の医療費が倍になったということであれば、当然、負担も倍になると。

じゃあ、保険税の税負担が、被保険者に現行の倍負担できるのかっていう部分について、当然、これは不可能だと思います。

そういったことから、広域化の協議の中で、鳥栖市としては、そういう被保険者の担税能力も考えたところでの負担の上限額について検討していただけないかというふうなことは、ちょっと要望はさせていただいたところでございます。

以上でございます。

#### 成富牧男委員

答弁でわかりましたけど、やっぱり鳥栖市という保険者の対応として、言葉はやわらかいけど、上がったって知らんよって、最初の回答はそういうことですから、とにかく負担して

もらうよっていうことでしかとれませんので、やはり、現時点ではということも言われましたので、そこんところ。

それと、最後に言われた、一定いろいろ対応を考えているっていう、そこら辺に期待して、終わります。

#### 中川原豊志委員長

ほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

続けていきますか。（「はい、続けて」と呼ぶ者あり）じゃあ、続けて。

でしたら、続けていくんですけど、この前、9月19日に委員会中に質問があつておりました、この国保事業に対しまして、納付金、医療費分の算定方法を改めて執行部のほうから追加資料の提出をしたいということですので、資料の配付をお願いします。前回のときにあつた分でございます。

〔資料配付〕

届きましたか。

説明を、よかったらお願いします。

#### 吉田秀利国保年金課長

9月19日の委員会で御指摘がございました、国保事業納付金を算定する際に用いる基礎係数、医療費係数 $\alpha$ 、所得係数 $\beta$ について御説明をさせていただきます。

まず、広域化後、県に納付します各市町の事業の件につきましては、佐賀県全体での必要額を県内20市町で案分し、算出されることとなります。

県内20市町で案分する際に、各係数、 $\alpha$ 、 $\beta$ で調整を行うこととなっております。

それで、医療費件数 $\alpha$ につきましては、納付金に各市町の医療費水準をどれぐらい反映させるかということを調整する係数となっております。

また、所得係数 $\beta$ につきましては、応能対応益割の割合を調整する係数となっております。

すいません、応能対応益割につきましては、応能が所得割、応益割が均等割・平等割のことでございます。

次に、アの医療費水準を反映する値、 $\alpha$ の設定でございます。医療費係数 $\alpha$ は、国保事業納付金に医療費水準をどれぐらい反映させるかという係数でございます。医療費係数 $\alpha$ は0から1の範囲で設定され、1に近いほど医療費水準を反映することとなります。

極端な話、0であれば、もうまったく反映させない、1が完全に反映させるという形で、

0 から 1 までの範囲でございます。

鳥栖市への影響でございます。

鳥栖市 1 人当たりの医療費が 42 万 8,943 円と、県内 20 市町中 12 位と、真ん中より若干下の順位になっております。

しかしながら、県平均が 42 万 5,710 円となっておりまして、約 3,000 円高くなっておりますので、 $\alpha$  イコール 1 とした場合、ここには若干不利というふうに書いておりますけど、大きく影響することはないのではないかというふうには考えているところでございます。

次に、所得水準を反映する値  $\beta$  について御説明をさせていただきます。所得件数  $\beta$  は、応能、所得割と応益割、均等割・平等割のことでございます。

この割合の設定をするための係数でございまして、これまで応能対応益割の割合については、法律のほうで 50 対 50 というふうに定めてありましたけれども、都道府県ごとに所得水準が異なり、全国的に負担の公平性を確保するという観点から、応能対応益割が見直されております。

これは、国の広域化後の事業納付金におけるガイドラインに示されておるところでございます。

また、この所得割  $\beta$  は、全国平均を 1 としたときの各都道府県の所得水準をあらわす数値でありまして、佐賀県の場合、全国を 1 とした場合、0.8 と、約 2 割少ないような状況になっております。

そこで、佐賀県の  $\beta$  を 0.8 とすることで、応能と応益の割合については 44 対 56 というふうなことになります。そこで、所得割の部分が若干少なくなり、均等割・平等割の部分が若干多くなるというふうなことになります。

そこで、鳥栖市への影響でございますけれども、所得水準による鳥栖市への影響はほとんどないような形になっております。

ただ、 $\beta$  の係数が出て 0.8 ですけれども、これが 0.6、0.4 とかいうふうな形で下がってくれば、鳥栖市にとっては不利になってくるような形になっております。

参考ですけれども、その下に応能対応益割の負担割合の設定ということで、応能対応益割につきましては、 $(1 + \beta)$  分の  $\beta$  対 1 割る  $(1 + \beta)$  という形になっております。

ですから、 $\beta$  が 1 ということであれば、ここは 50 対 50 になります。

そういったことで、以上、御説明いたします。

**中川原豊志委員長**

ありがとうございました。

説明が終わりましたが、せっかくですんで、何かわかりにくい点、御質問がございまし



たら、お受けしますが。

**成富牧男委員**

ちょっと、おかしい質問やったら、いや、それはもう、今言ったでしょうがって言ってもらっているんですけど、この $\alpha$ とか $\beta$ っちゅうのはどげんして出すとですか。

**吉田秀利国保年金課長**

まず、 $\alpha$ については、「ああ、ごめんなさい、大まかなやつは、今説明されました。それで、ここ、一番下に書いてあるようなやつがあるんですか、 $\alpha$ イコール何掛け、何掛け、何の何乗、何とかかんととかかいうのがあるんですか」と呼ぶ者あり)

各市町の事業納付金を算定する際に、この $\alpha$ とか $\beta$ が入った係数で案分する式がございます。その中に $\alpha$ と $\beta$ があって、そこで調整をするような形でございます。

**成富牧男委員**

もともとあるんですね、その $\alpha$ とか $\beta$ とか。

わかりました、また後から教えてください。

**中川原豊志委員長**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）（「ちょっと、じゃあ、参考にするので」と呼ぶ者あり）

**西依義規委員**

ここ、福岡県と佐賀県の境なんですけど、この計算をすると、福岡県の国民健康保険が高いという、単純にそういう感じでいいんですか、佐賀県は $\beta$ が0.8とか書いてあるんですけど。

**吉田秀利国保年金課長**

都道府県ごとの所得水準として、佐賀県が0.8と、全国平均で1ということでございますので、佐賀県は全国的に、所得水準が低いという形になっております。

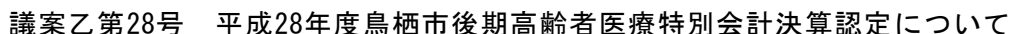
ですから、福岡県については、この $\beta$ の値というのがちょっと、私どもも今のところ把握しておりませんので、何とも申し上げられませんが、あくまでも都道府県単位の所得水準でございます、以上でございます。（「それ、何か見たらわかるんですか、一覧表か何か」と呼ぶ者あり）（「あとは個別で聞かんね」と呼ぶ者あり）（「いいです、また調べます」と呼ぶ者あり）

**中川原豊志委員長**

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。



続きまして、議案乙第28号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題とします。

吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました議案乙第28号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について御説明をさせていただきます。

款１．後期高齢者医療保険料につきましては、歳入総額の77.4%を占めており、平成27年度と比較いたしまして3,151万4,000円、5.7%の増となっております。

内訳といたしましては、項 1. 後期高齢者医療保険料、目 1. 特別徴収保険料、節 1. 特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料収納額でございます。

目2. 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替による保険料収納額でございます。

次に、款３．繰入金、項１．一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算の一般管理費、賦課徴収費などの後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費、窓口端末実費負担、被保険者証発送のための郵送料などに対する佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金につきまして、それぞれ一般会計から繰り入れするものでございます。

その下の保険基盤安定繰入金につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減分について、県が4分の3、市町村が4分の1の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金を一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、款４．繰越金につきましては、平成27年度決算が歳入総額 7 億2,518万292円、歳出総額 7 億2,372万1,095円で、歳入、歳出差引額は145万9,197円の黒字決算でありましたので、同額を平成28年度予算に繰越金として計上したものでございます。

次に、款５．諸収入、項２．償還金及び還付加算金、目１．償還金、節１．保険料還付金につきましては、後期高齢者医療の還付金が発生したものを県広域連合から受け入れるもの





平成29年10月 3 日 （火）



## 1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

## 2 欠席委員氏名

な し

## 3 説明のため出席した者の職氏名

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 健康福祉みらい部長           | 詫間 聡  |
| 社会福祉課長              | 吉田 忠典 |
| 社会福祉課地域福祉係長         | 庄山 裕一 |
| 健康福祉みらい部次長兼こども育成課長  | 石橋 沢預 |
| 健康増進課長兼保健センター所長     | 坂井 浩子 |
| 文化芸術振興課長            | 松隈 義和 |
| 健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 | 古賀 達也 |

|                                                        |       |
|--------------------------------------------------------|-------|
| 市民環境部長                                                 | 橋本 有功 |
| 市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長                              | 宮原 信  |
| 市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 | 天野 昭子 |
| 市民課長                                                   | 村山 一成 |
| 国保年金課長                                                 | 吉田 秀利 |
| 税務課長                                                   | 青木 博美 |
| 市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長                                  | 槇原 聖二 |

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

## 5 審査日程

### 議案審査

議案乙第26号 平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第27号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第28号 平成28年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し



午前 9 時 59 分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

総括

中川原豊志委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通して総括的に御意見がございましたら、発言をお願いいたします。

成富牧男委員

細かくは聞きませんので、2つほど。

1 つは、同和団体の補助金など同和関係予算に関してですけど、質疑の中で、支部長名はわかる資料提出がありましたが、住所までは明かせないと。最初はもう、名前も何かわからないようなことを言われたんですけど。

質疑の中でも言いましたけど、むしろこういう団体が啓発とかも含めてやるから、お金を上げるんだっていわれたと思うんですよね。そうすると、どこにあるかとか、所在地とか、連絡先とか、その団体をむしろアピールすべきだと思うんですよね。

これ、答弁のような姿勢であれば、日ごろ市民に対して言っておられる、寝た子を起こす
 なではだめだよと、ちゃんと、言うならばカミングアウトするんだよって。そういうことと
 真逆の姿勢ですよ、行政が。

だから、私はこれまでもずっと、そういう姿勢がむしろ偏見と差別を助長しているんじゃないかということを言ってたんですけど、今のままの姿勢でいいと思われますかね。

あと、いろいろは、1回で細かくは言いません。ただ、このいただいた収支報告書を見ると、教宣活動費とか調査活動費とかそれぞれあります、一番多いのは事務局費。事務局費の備考欄をいろいろ見ますと、これをさらに細かく話していくと、事務局、どこで何をしておられるのかって、やっぱりどうも疑問になっていくという話ですね。

それで、言いたいのは、今申し上げたような、この同和団体に対する姿勢っていうのは、ちょっと目ごろ言われていることと矛盾するんじゃないかと、市民に向かって言われるのと。

そうと思いますが、ちょっとそのことについて一言、回答いただきたいと。

それと、もう一点は文化振興費の関係ですけれども、これはずっと私が議員になった年、ちょうどその年からですかね、かつて東部合唱祭には5万円の補助金が出ていたんですね。これは何でかっていうと、御存じのように文化会館大ホールが減免とかがないからですね。その措置として、5万円上げようっていう話になっていたというふうに私は聞いてます。

ところが、それを平成21年度からは5万円という、しかも身近な小中学校、それから、学校の先生たちが一緒になってやっておられる、そういう音楽祭のわずか5万円を切って、その後が音楽祭とかあったわけですね、ラ・フォル・ジュルネとか。だったら、ラ・フォル・ジュルネの1,000万円はどこに行ったんでしょうかって改めて思うんですね。

ちょっと私もお願いするのが遅かったんで、文化振興費の推移とか。あれだけ地域に根差したとか、文化振興とか言われるんだから、あの1,000万円はしっかりキープして、さっき私が申し上げたような5万円も含めて、そういうところに復活なりも考えてもよかったんじゃないかというふうに思うわけですよ。

以上が意見です。

それで、1点目については、ちょっと見解をいただきたいと思います。

終わります。以上です。

吉田忠典社会福祉課長

おはようございます。

成富議員の御質問でございますが、全日本同和会鳥栖支部のほうの事務所の所在地のほうを明らかにすべきではないかという御質問でございました。

委員会のほうでも述べましたとおり、現在、鳥栖支部は支部長の御自宅で事務所を開いているというところでございます。

御指摘のとおり、本来、オープンにすべきという御意見は承知はしておりますけれども、一方で支部長という方の個人のお宅でもございますので、個人の平穏な生活をするという権利もあるかというふうに考えているところです。（「そこに偏見があるんですよ」と呼ぶ者あり）

したがって、私たちといたしましては、個人の住宅が事務所になっているという場合には、住所までは明らかにすべきではないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ちょっと、意見だけで終わりますので。

今のような言い方をされると、やっぱりほかのいろいろな公で活動している、例えば囑託

員でもいいですたいね、それから、民生委員でもいいんですけど、その人がどこにおるかとか、そういうのがわからんとできんわけでしょう、その場合は。

だから、やっぱり公の人であれば、当然、住所も、ここにあるんですよと、今やったら、もうホームページにはあっと載って、どうぞ来てください、相談に来てください、人権相談に来てくださいって、逆に言うべき、そういうふうに振る舞ってもらわないかんのじゃないですか。それを行政自身が、しかも、ほかのことに対してもそう言われるならわかりますよ。ところが、そうじゃない。

やはり私は、日ごろ言っているけれども、なかなかそれが進まないっていうことじゃなくて、日ごろ言っていることと全く逆行しているようなことを答弁されては、もう改めてこういう決算には賛成することができないということを申し上げて、終わります。

中川原豊志委員長

ほか、総括的にございましたら。

樋口伸一郎委員

私からは、ごみの件で1点。

この決算でした質問とか答弁とかのやりとりを受けて、ちょっと離れていっちゃうかもしれないですけど、意見をさせていただければと思っています。

コンテナ収集とかは、美化活動推進奨励金とか、いろいろと今、ごみの関係で、予算を立てて、決算を迎えてっていう流れで、質問、答弁とかはあったんですけど、その中で紙の資料が年々減少していつていると。

そのほかの部分はないですけど、紙が減少していることについて、いろいろその要因はという質問の中で、その御見解を答弁されていましたが、多分今、市内の企業さん、個人の中でも、今まで紙でずっとやりとりをしていたところが、だんだんデータ化してきたりして、少しずつではあるかもしれないんですけど、それが紙資料等の減少とかにもつながっているのかなというふうに感じながらちょっと聞いてたんですけど、今議会のほうでもＩＣＴ化の推進に向けて、まずはその第一歩となるペーパーレス化を行おうと。

その中では、紙を出しているものをデータ化して、利便性向上とか予算のさらなる精査というところでは取り組んでいるんですけど、環境対策課のほうからも、この紙資料の減少については、これを推進することで、ペーパーレス化っていうのは全部はできないと思うんですけど、一部でもできるところをペーパーレス化することで、これはＩＣＴ化になるんですけど、ひいては紙資料のさらなる減少につながったり、環境保全とかにつながっていくかと思えますんで。

主にＩＣＴ化ってなると、環境対策課っていうのは何か全然畑違いのようにも感じるんで

すけど、違う観点から見れば、環境を守っていったり、紙資料を減らすと。

それで、決算で減少傾向の御説明があったんですけど、予算を立てたりするときも、一部この範囲をペーパーレス化することっていう具体的な範囲が決まれば、その分の紙のごみがどれくらい出なくなるっていうところは出しやすいかと思いますんで、予算立てするときのその予算を、無理してじゃなくても少しずつ減らしていけるのかなと思いました。

直接的に関係ないかもしれないんですけど、環境対策課のほうでも、環境保全のためにICT化全体となると範囲が莫大ですけど、ペーパーレス化については効果があるんじゃないかっていうところを踏まえて、ぜひ推進する側で、横断的な推進の取り組みになるようにしていただきたいなと思いましたけど、御所見を賜ればと。今後どのようにお考えなのかお聞きしたいんですけど。これ、質問ではございませんので。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

当然、ペーパーレス化というような流れというのは、以前からあったというふうに思っております。

今、全国の紙の量というのは、傾向的には普通の用紙っていうのは若干減少気味と。

それで、段ボール類が非常に上がっていて、全体的な紙の生産量というのは上がっているんですね。

そういうことで、うちとしては、まず、その段ボールというものの再資源化とか、そういうことに取り組んでいくと。

もう一つは、庁内のそうしたものについては、ごみの減量化という、今委員のほうから御意見がありましたようなことで、一応、その業務自体も見直しながら、その辺についても、今後取り組んでまいりたいというふうには考えます。

樋口伸一郎委員

ぜひ、よろしくお願いします。

多分、市内の企業さん、個人さんも今、できるだけごみが出ないようにとか、利便性も含めて取り組まれているというのが現状ですので。ぜひ行政も先陣を切って検討しているという状況でも大きく違うかと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

西依義規委員

私から2点。

1つ目は、事業の見直しっていうか検証についてなんですけど、例えば、10年前はこの事業、とってもいい働き、いい目的で、いい結果が得られたんですけど、今、そこまで結果が得られない事業、多分、担当の方もいろいろわかっていらっしゃると思うんですけど、その

辺とか、今後、これ続けていくとどうなるだろうっていうところとか。

具体的に言うと、例えば敬老祝金。例えば、低所得の高齢者の方にそうやる分は全然問題ないことだと思うんですよ。

だけど、いろんな高齢者がいらっしゃるんで、一概にずっと年齢ごとにやるという事業が……、もちろん、高齢者を敬うということの目的は、もう一つ自治会に対して敬老会補助金も出してますんで、祝金も出して、補助金も出すというのが果たして必要なのかどうか。検討した結果、必要ということであればいいんでしょうけど、そういったところとか。

小さいことと言うと、例えば中学校の野球、青少年体力づくり推進事業とか。僕が小さいころはよかったんですけど、今は果たしてどうかという事業とか。

いろいろ、その辺を見直していただきたいというのが決算に関して思うことでございます。

そういう意味でも、僕は一般質問で言ったんですけど、やっぱり内部評価じゃなくて外部評価も少しはやっぱり入れないと、多分、その辺の打ち切りが……、うまいことを言うと、外部の方の意見で冷静になれるところもあると思うんで、ぜひそういったものも一応検討いただけないかなと思います。

それと、きのうから言っていますまちづくりについて。自治会さんを中心としたまちづくりはもちろん基本でしょうけど、新たにいろんなNPOさんとか、まち協ができたり、今、時代が変わろうとしているところに、できたら、補助金とは言いませんけど、例えばコンテナ収集とか、敬老祝金であるとか、自治会補助金であるとか、いろんな名目で出されたものを1回整理して、それこそ一括して、助成とかは考えていったら、関係性が整理がつくのではないかなと思うんで。

その辺も含めて、今後のまちづくりについても、ぜひ御検討いただきたいなと思います。

以上です。

国松敏昭委員

私からは、監査委員の意見書の中にも述べられている、そこにもあらわされておりますが、民生費、これが平成28年度の意見書の中には41.1%、前年度比で2.3%増と。

部長からは、衛生費等も含めてだと思いますが、この数字が43.3%という御報告もなされておりますが、昨年度比較しますと民生費は38.8%、平成26年度から、これよりは3.7ポイント上がってきていると。

要するに、年々、これはもう全国的なことですけど、民生費が上がってきていると。

これはどのように、今後、右肩上がりですずっと行けば、本当に大変なことになるということも数字からいってもわかりますし。

そういうことで、今後、また国においては、先ほどもちょっとお話ししていましたが、消

費税、今後、幼児教育とか幼児に関するものとか高等教育もまた無償化を目指すとかという、そういうことがささやかれているし、いよいよ本当に、この社会保障の増大がますます大きくなってくると思います。

そういうことで、本市としては、どこら辺に、どのように取り組めば、これが本当に、抑制というよりも適正に運営できるかということが一番課題だと私は思います。

そういうことで、今後の取り組み、もしくは長期財政計画の中で反映されると思います。が、その辺の考え方が、もしこの場でお聞きできれば教えていただきたいし、また、本当にこれは少子高齢化の中での課題の大きな柱だと思いますので、そういう意味で、本市としての現状の中で、今後を見据えてどのようなお考えが、もし、ここでお伺いできればと思います。

詫間聡健康福祉みらい部長

国松委員の今後の市の予算、全体的なものであるかというふうに理解をいたしたところでございます。

私の冒頭の挨拶の中で、予算総額240億円、その占める割合、健康福祉みらい部の中では、民生費プラス教育費というのが一番ありますものですから、43.4%というふうなことを申し上げておりました。

それで、委員御指摘のとおり、民生費の決算額、平成28年度が100億円を超えておるというふうな比率でございまして、今後の予算の額について、先ほど申されました抑制なり適正の分からすれば、今後もふえ続けるであろうというところは見えてくるものかなと思っております。

しかしながら、本市の予算総額からすれば、ここ数年、240億円から250億円というふうな推移の中で、民生費の占める割合が少しずつでもふえてきておると。

そういった国の流れ、施策に伴いまして、本市の民生費の増大というのは確かにふえてきておると。そのあたり、今後の国の動向等も踏まえながら、適正な今後の施策について対応していくものだというふうに考えております。

簡単でございますけど、お答えとさせていただきます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほか、ございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、総括を終わります。

採 決

これより、採決を行います。

議案乙第26号 平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について

まず、議案乙第26号 平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について、当厚生常任委員会付託分の採決を行います。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

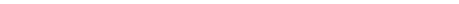
挙手多数でございます。よって、議案乙第26号 平成28年度鳥栖市一般会計決算認定について、当厚生常任委員会付託分は認定することに決しました。

議案乙第27号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

次に、議案乙第27号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について採決を行います。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



~~~~~

~~~~~


午前10時20分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ㊟

